令和６年度　第３回木津川市行財政改革推進委員会

会　議　次　第

日時:令和7年1月24日(金)午後2時～

場所:木津川市役所5階　全員協議会室

１．開　　会

２．議　　事

（１）令和６年度第２回外部評価

①外部評価１「実現戦略２２　市民参画による公共施設マネジメントの推進」

②外部評価２「実現戦略３０　ふるさと納税の更なる増強・企業版ふるさと納税の活用促進」

３．その他

４．閉　　会

＜配布資料＞

議事（１）①関係

令和６年度外部評価　論点整理【実現戦略 22 市民参画による公共施設マネジメントの推進】

追加資料①－１　木津川市子育て支援に関するアンケート調査（就学前）

追加資料①－２　木津川市子育て支援に関するアンケート調査（小学生）

追加資料②　子育て支援に関するアンケート調査結果報告書

追加資料③　木津川市保育業務支援システム導入業務

議事（１）②関係

令和６年度外部評価　論点整理【実現戦略 30 ふるさと納税の更なる増強・企業版ふるさと納税の活用促進 】

追加資料①　ふるさと納税における過去５年間の収支結果

追加資料②　木津川市ふるさと納税中間業務

外部評価シート（実現戦略２２、３０）

令和６年度「第４次行財政改革外部評価（第２回）」について

１．タイムスケジュール

○第２回外部評価【令和７年１月 24 日（金）】

項　　目		担　　当	予定時間
開　会・署名委員の氏名		会　長	午後２時００分 ～ ２時０３分
外部評価についての説明		事務局	２時０３分 ～ ２時０５分
実現戦略 22「市民参画による公共施設マネジメントの推進」	担当課説明	財政課 行財政改革推進室 教育総務課 こども未来課	２時０５分 ～ ２時１５分
	質疑応答		２時１５分 ～ ２時５５分 （最大 10 分の延長）
休　憩 （担当課入れ替え、説明員準備）			２時５５分 ～ ３時００分
実現戦略 30「ふるさと納税の更なる増強・企業版ふるさと納税の活用促進」	担当課説明	観光商工課	３時００分 ～ ３時１０分
	質疑応答		３時１０分 ～ ３時５０分 （最大 10 分の延長）
事務連絡・閉　会		会　長 事務局	３時５０分 ～ ４時００分

※ 審議の進捗状況により、時間帯が前後する場合があります。

２．担当部局の出席者について

実現戦略 22「市民参画による公共施設マネジメントの推進」

【担当課：財政課、行財政改革推進室、教育総務課、こども未来課】

出席者…奥田総務部長、山本健康福祉部長、平井教育部長、吉岡健康福祉部理事、
財政課・行財政改革推進室　城田総務部次長（財政課長・行財政改革推進室長事務取扱）、
山岡主幹、宮本係長
教育総務課　福井教育部次長（教育総務課長事務取扱）
こども未来課　比志島課長、新田課長補佐

実現戦略 30「ふるさと納税の更なる増強・企業版ふるさと納税の活用促進」

【担当課：観光商工課】

出席者…茅早企画戦略部長
観光商工課　西村企画戦略部次長（観光商工課事務取扱）、井上主任

３．所管課ヒアリングの流れ

１項目あたりのヒアリング時間は約５０分（最大６０分）とし、時間中の進行については、概ね以下のとおりとする。

説　　明
（約 10 分）

○ 担当課職員が、取組みの要点や概要について説明

⇒ 取組みの内容、実績、課題や今後の方向性、事前の論点・課題整理に対する見解（特に重要な点）、市の評価結果と理由　など

▼

進行役（会長）からの合図を受けて、所管部長が出席者の紹介を行ったのち、説明員から「令和５年度実現戦略取組評価シート」や論点課題に係る資料に基づき、簡潔に説明を行います。

質疑・議論
（約 40 分）

○ 委員から説明者（市職員）に対する質疑

○ 委員による議論

⇒ 担当課が行った評価の判断の妥当性、取組みの改善点など

▼

質疑・意見等がある場合は挙手いただき、進行役（会長）の許可を得てから発言してください。
残り時間５分前と終了時に事務局から合図（ベル）によりお知らせいたします。（５分前・・・ベル１回、終了時・・・ベル３回）

評　　価
（後日提出）

○ ヒアリング結果を受け、各自の評価・意見等のまとめ

○「外部評価シート」への記入、事務局への提出（概ね２週間目途）

⇒ ４つの項目に対する評価、総合評価　など

外部評価シートに沿って、「１．４つの項目に対する評価」、「２．最適化の視点に対する評価」、最後に「総合評価（市が決定した評価に対する評価）」をそれぞれ記入するとともに、取組において評価できる点や取組改善に向けた提案、意見等についても併せて記入してください。
委員会終了後、概ね２週間を目途に事務局まで原則、メールにて提出をお願いします。

令和６年度外部評価　論点整理

項目名：実現戦略㉒市民参画による公共施設マネジメントの推進

（担当課：財政課、行財政改革推進室、こども未来課、教育総務課）

論　　点	（１）市民参画手法について （２）幼保施設における市民参画について （３）学校施設における市民参画について （４）その他、実現戦略に関する事項

（１）市民参画手法について

【情報収集、事例研究】	
論点・課題等	担当課見解（財政課、行財政改革推進室）
他の自治体における市民参加の公共施設管理に関して、参考にした団体や事業名は何か。	令和５年度において事例研究をした先進自治体は次のとおりです。 〇大阪府茨木市 文化子育て複合施設「おにクル」（令和５年１１月２６日オープン） 市民会館の閉館をきっかけに、単なる文化施設の建て替えではなく、ゼロベースで検討を行うため、市民アンケートだけでなく複線的なアプローチとして市長と市民が直接対話を行う１００人会議を実施。また、『育てる広場』をキーコンセプトに「方向性を決める」、「計画を作る」、「設計を行う」等の各ステップにおいてワークショップを実施（平成 28 年から令和５年７月までに 22 種類のワークショップを開催、延べ約 1,800 人の市民参加）。 ワークショップでのアイデア出しに留まらず、実際にやってみる社会実験を市民参加型で実施するなど、市民と一緒に考え、試してみるといった手法により、共創の場を創出。 新施設については、公共施設マネジメントの観点から各施設の統合・再配置を行うとし、市民要望の多かった屋内遊び場以外は、図書館や子育て支援包括センター、大ホール等の機能を統合している。
市民参画に関して、先進自治体の事例研究を実施した内容は。	
市民参画手法の検討として、「京都府公民連携プラットフォームに参画し、京都府内の各自治体における施設マネジメントについて情報収集を行った」とあるが、どのような情報を	「京都府公民連携プラットフォーム」は、府内自治体の公共施設の民間利用や民間施設・資金・ノウハウを活用した公共サービスの提供など、ファシリティマネジメントの視点か

収集し、それらをもとにどのような考察・判断を行ったのか。	ら多様な公民連携を推進するための『産・学・金・公』の対話の場となります。 本市では毎年度、本プラットフォームに参画し、府内自治体におけるPPP/PFIにおける取組や、施設に係る民間提案の募集など、様々な情報収集を行っています。 特に福知山市が取り組んでいる廃校を活用したプロジェクトでは、地域の意向を重視した活用を掲げるとともに、廃校マッチングツアーやシティプロモーション等を行うことで、１６項の廃校中、１０校で学校用途以外の活用事業を行うなど先進的な取組を実施しており、将来の人口減少を見据え、本市においても制度のスキームや廃校活用方針等の調査・研究を進める必要があると考えています。

【市民参画手法の導入】	
論点・課題等	担当課見解（行財政改革推進室）
今年度の情報収取結果を踏まえ、どのような調査研究の実施を計画しているのか。また、実際に公共施設マネジメントの推進に市民参画の手法を取り入れるのはいつ頃を予定しているのか。	本市では、令和２年度より多様化する行政課題の解決を図るため、現在から将来を考えるのではなく、将来から現在を考える「フューチャー・デザイン」手法を用いた研修に取り組んでおり、ファシリテーターの役割を担える人材を育成することが課題と考えています。そこで、令和６年度では京都財務事務所との連携による幹部職員を対象とした財務職員研修を実施することで、職員の意識改革と実践に向けた人材の育成を図ったところです。公共施設の在り方についても、現在の視点だけでなく、将来の市民の視点からも考え、現在と将来、双方の利益を総合的に考えるため、将来世代の視点や利益を踏まえたビジョン形成や意思決定を行うための方法論である「フューチャー・デザイン」を活用したワークショップを開催するなど、新たな視点による市民参画を検討しています。 なお、令和７年度において、若手・中堅職員を対象としたフューチャー・デザイン研修を予定しているところであり、職員の育成を図りつつ、該当の施設等があれば将来視点に立ったワークショップを実践していきたいと考えています。

【パブリックコメント】	
論点・課題等	担当課見解（行財政改革推進室）
パブリックコメントの目的、あり方はどのようなものか。	パブリックコメント制度とは、広く市民生活に関りのある市の基本的な条例や計画等について、立案段階における考え方や内容を公表して市民から意見を募集し、それを考慮しながら最終決定するための一連の手続きを指します。 条例や計画等に対する賛否を問うものではなく、市民へ行政参画への機会を提供することにより、行政運営の透明性と市民に対する説明責任を図り、市政への参画を促進する制度であり、本市においては「木津川市パブリックコメント手続条例」によりその手続き等が定められています。
パブリックコメントに対する意見が各種計画に反映されていないのではないか。	パブリックコメントで提出された意見については、その内容を考慮して最終的な案の策定を行っています。また、提出された意見の概要とそれに対する市の考え方を公表するとともに、意見を踏まえて当初案を修正した場合は、その修正内容と理由を、修正しなかった場合もその理由を明らかにしているところです。

【新たな参画手法】	
論点・課題等	担当課見解（行財政改革推進室）
ワークショップ、意向調査及びパブリックコメント以外の参画手法の検討は。また、公聴会や委員会、意見交換会等の考えは。	現在、高の原幼稚園の跡地利用について、サウンディング型市場調査手法を用いてアイデアの募集を予定しているところです。 なお、公聴会等については、現在のところ実施する予定はありませんが、一般市民や施設利用者などを対象にフューチャー・デザインを活用したワークショップの開催を検討しています。
ワークショップの開催数、意向調査数は。他の調査手法はどのようなものがあるのか。	令和５年度では、城陽井手木津川バイパス交通結節点におけるにぎわい拠点施設について、事業者を対象に、利用したいと思う施設や活動、必要な施設整備等の意見を求めるため、ワークショップ形式によるプラットフォームを２回開催しています。 なお、参考として、公共施設マネジメント以外にも地域公共交通やこども園移行に係る説明会を計６回、防災講話やタイムライン作成等に

	係るワークショップを計３３回実施したところです。 また、その他手法として、パブリックコメントやアンケート等により、市民意見の把握に努めているところです。

（２）幼保施設における市民参画について

【市民参画実績】	
論点・課題等	担当課見解（こども未来課）
幼稚園、保育園、こども園などの民間移行や設置廃止に関して、具体的にどのような市民参加があったのか。	「公立保育所民営化等実施計画」、「公立幼稚園再編実施計画」の策定にあたっては、保護者説明会や関係者説明会を開催するとともに、パブリックコメントを実施しました。 また、民間移行園や認定こども園移行園では改めて保護者説明会を開催し、特に木津川台保育園の民間移行に際しては、保護者代表、移管法人、市の三者協議会を設置し協議を重ねながら民間移行を行いました。

【跡地利用】	
論点・課題等	担当課見解（こども未来課）
高の原幼稚園閉園後の跡地利用について、どういった計画となっているか。また、利活用方法について市民合意が必要ではないか。	現在、高の原幼稚園の跡地利活用についての具体的な方向性は決まっていませんが、様々な可能性を検討するため、サウンディング型市場調査を予定しており、幅広い提案を募集したいと考えています。 利活用の市民合意については、その手法を含め、今後検討します。

【その他】	
論点・課題等	担当課見解（こども未来課）
現時点において「保育所民営化等実施計画」、「公立幼稚園再編実施計画」を見直しを検討しているか。検討している場合、その内容は。	「公立保育所民営化等実施計画」については令和７年度以降に延伸、「公立幼稚園再編実施計画」については令和８年度末までの計画となっていますが、市内の就学前子どもの人口動態や教育・保育ニーズの推移、医療的ケア児など配慮を要するこどもの対応などを考慮しながら、最適な供給量の確保を図るよう、今後、両計画の見直しを検討します。

（３）学校における市民参画について

【市民参画実績】	
論点・課題等	担当課見解（教育総務課）
学校建設等に関して、どのような市民参加があったのか。	学校施設整備の際に、市民の参画は行っておりません。

【市民理解の醸成】	
論点・課題等	担当課見解（教育総務課）
木津小学校、相楽小学校の校舎改築にあたり、工事内容や騒音、粉塵等の対策に係る地域説明会を実施したのか。	・木津小学校：地域役員、ＰＴＡ役員対象に説明会を実施。地元及び保護者には、回覧文書により工事内容等の周知。 ・相楽小学校：ＰＴＡ役員対象に説明会を実施。地元及び保護者には、回覧文書によりで工事内容等の周知。

【その他】	
論点・課題等	担当課見解（教育総務課）
相楽小学校北校舎改修工事が当初予定から令和６年４月に延期した理由は。	工事現場で盗難があり、施工済及び施工前の電線ケーブルの窃盗被害により、電線ケーブルの再発注・再施工が必要となり延期したものです。
小中学校の在り方の方針決定に基づき、学校施設等長寿命化計画はどのような見直しを図る予定か。具体的な内容や予算は。	学校の再配置計画が決定されれば、長寿命化計画と再配置計画との整合性を図るため、計画の見直しを行う必要があります。同時に、学校施設を取り巻く環境が大きく変化していることから、学校施設の整備方針や整備に係る費用の見直しを図る予定です。。 なお、長寿命化計画改定に係る予算は未定となっています。

（４）その他、実現戦略に係る事項

論点・課題等	担当課見解
市民参画を謳いながら、実績としては保育園、幼稚園、学校と一部施設しか取り上げられていないが、他施設の利活用はどのように決定しているのか。	（財政課） 市有財産の効率的かつ効果的な利活用や、未利用・低利用の市有財産の処分等については、副市長、総務部長、総務部次長、学研企画課長、総務課長、財政課長、教育総務課長、業務課長及び行財政改革推進室長をもって組織される「木津川市市有財産利活用推進検討委員会」に

	諮られ、そのあり方等について決定されています。
公共施設については、税金で建設されている以上、全市民が利用・活用が可能であると考えるが、利用者や活動内容等を限定している理由は。	（財政課） 市が所有する財産は「公有財産」となり、「行政財産」と「普通財産」に分類されます。 「行財政財産」とは、公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産をいい、市が使用する財産である市庁舎といった公用財産と、市民が一般利用する財産である学校や図書館などの公共用財産に分かれ、各所管課が管理しています。地方自治法２４４条の２において「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。」と規定されており、本市においても各施設に係る条例にてその事業内容等について定めているところです。

追加資料	①第３期木津川市こども・子育て事業計画に係るアンケート調査 ②子育て支援に関するアンケート調査結果報告書 ③木津川市保育業務支援システム導入業務

木津川市子育て支援に関するアンケート調査
就学前子どもの保護者対象

【最初にお読みください】

１．調査票の宛名のお子さんの保護者の方がご記入ください。

２．設問は全部で72問です。お時間をいただきますが、全ての設問にご回答をお願いします。

３．ご記入いただいた調査票は、切手を貼らずに同封の封筒に入れて、ポストにご投函ください。

４．WEB（スマートフォン、PC）で回答される場合は、以下の案内からアクセスいただき、５桁の番号を入力のうえ、ご回答ください。

５．ポスト投函締切およびWEB回答期限は、いずれも**1月31日（水）まで**です。

インターネットからの回答も可能です

右の二次元コードを読み取り、回答フォームへアクセスし、下記の５桁の番号を入力の上、設問にそって順番にご回答ください。

※通信サービスの接続料金は利用者様の負担となります。

※回答を中断する場合は、そのまま画面を閉じてください。再度回答フォームへアクセスすると、続きから回答できます。

※一度回答を送信すると、その後修正はできません。

※以下のＵＲＬをブラウザのアドレスバーに入力しても回答できます。

https://gyosei.qualtrics.com/jfe/form/SV_3NU5wrgXpxjLkMe

５桁の番号　⇒

・この番号は回答の重複を避けるためのもので、個人を特定するものではありません。

・Web と調査票の両方で回答があった場合は、調査用紙の回答を集計させていただきます。

ご回答にあたりご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

【問い合わせ先】
木津川市教育部こども宝課
電　話：0774-75-1212
ＭＡＩＬ：kosodate@city.kizugawa.lg.jp

調査票を受け取ったお子さんとご家族の状況についておうかがいします。

問１　お子さんとご家族などの様子やお住まいの小学校区をお答えください。

（１）調査票の宛名のお子さんの生年月日をお答えください。（１つだけ○）

１．令和５年4月２日以降	２．令和４年４月２日～令和５年４月１日
３．令和３年４月２日～令和４年４月１日	４．令和２年４月２日～令和３年４月１日
５．令和元（平成31）年４月２日～令和２年４月１日	６．平成30年４月２日～平成31年４月１日
７．平成29年４月２日～平成30年４月１日	

（２）生計を共にしているご家族（世帯員）は、あなたを含めて全員で何人ですか。また、そのうちのお子さんの人数は何人ですか。（（　）内に数字を記入）

（あなたを含めた）世帯員の人数　（　　）人　うち　子どもの人数　（　　）人

（３）この調査にご回答いただく方はどなたですか。お子さんから見た関係でお答えください。（１つだけ○）

１．母親　２．父親　３．祖父　４．祖母　５．親戚　６．その他（具体的に　　）

（４）**（３）で「１．母親」「２．父親」に○をつけた方におうかがいします。**調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。（１つだけ○）

１．配偶者がいる　２．配偶者はいない　３．事実婚である

（５）お子さんからみて、きょうだい以外の同居の家族はどなたですか。（あてはまるものすべてに○）

１．母親　２．父親　３．祖父　４．祖母　５．親戚　６．その他（具体的に　　）

（６）お子さんの母親、父親の年齢であてはまるものに○をつけてください。ひとり親の方は、母親または父親のみお答えください。（それぞれについて、１つだけ○）

母親	１．19歳以下　２．20歳代　３．30歳代　４．40歳代　５．50歳代　６．60歳以上
父親	１．19歳以下　２．20歳代　３．30歳代　４．40歳代　５．50歳代　６．60歳以上

（7）お子さんの祖父母は、30分以内程度に行き来できる範囲にお住まいですか。（どちらかに○）

1．住んでいる（同居を含む）	2．住んでいない

（8）お子さんの子育てを主にしている方はどなたですか。お子さんからみた関係でお答えください。（1つだけ○）

1．父母ともに	2．主に母親
3．主に父親	4．主に祖父母
5．その他（具体的に　　）	

（9）お住まいの小学校区はどこですか。（1つだけ○）

1．木津	2．相楽	3．高の原	4．相楽台
5．木津川台	6．梅美台	7．州見台	8．城山台
9．加茂	10．恭仁	11．南加茂台	12．上狛
13．棚倉			

(10) 生計を共にしているご家族全員の収入を合わせた「世帯の年間収入（税込み）」について、昨年（令和5年）はおよそいくらでしたか。（1つだけ○）

※収入には、働いて得た給料だけではなく、公的な援助手当、養育費、株式配当や副収入等も含んでください。

1．100 万円未満	2．100～200 万円未満	3．200～300 万円未満
4．300～400 万円未満	5．400～500 万円未満	6．500～600 万円未満
7．600～700 万円未満	8．700～800 万円未満	9．800～900 万円未満
10．900～1,000 万円未満	11．1,000 万円以上	12．わからない

(11) あなたの世帯では、過去1年間に、経済的な理由による次のような経験がありましたか。

（それぞれについて、1つだけ○）

項　　目	全くない	何度かあった	頻繁にあった
1．必要な食料が買えなかった	1	2	3
2．必要な衣料が買えなかった	1	2	3
3．電気・ガス・水道料金の滞納	1	2	3
4．家賃や住宅ローンの滞納	1	2	3

お子さんの保護者の就労状況についておうかがいします。

※ひとり親の方は、母親または父親のみお答えください。

問２　お子さんのご両親の現在の就労状況（自営業、農業、家族従事者含む）は次の表のどれですか。また、１年後はどのようになる予定かお答えください。変更のない場合は、現在と同じものを選んでください。

（それぞれについて、１つだけ○）

（１）母親

就労状況			現在	→	１年後
フルタイム就労	産休・育休・介護休業中ではない		1		1
	産休・育休・介護休業中である		2		2
パートタイム就労	産休・育休・介護休業中ではない	就業時間：月当たり 120 時間以上	3		3
		就業時間：月当たり 64 時間以上 120 時間未満	4		4
		就業時間：月当たり 64 時間未満	5		5
	産休・育休・介護休業中である	就業時間：月当たり 120 時間以上	6		6
		就業時間：月当たり 64 時間以上 120 時間未満	7		7
		就業時間：月当たり 64 時間未満	8		8
就労していない			9		9

（２）父親

就労状況			現在	→	１年後
フルタイム就労	育休・介護休業中ではない		1		1
	育休・介護休業中である		2		2
パートタイム就労	育休・介護休業中ではない	就業時間：月当たり 120 時間以上	3		3
		就業時間：月当たり 64 時間以上 120 時間未満	4		4
		就業時間：月当たり 64 時間未満	5		5
	育休・介護休業中である	就業時間：月当たり 120 時間以上	6		6
		就業時間：月当たり 64 時間以上 120 時間未満	7		7
		就業時間：月当たり 64 時間未満	8		8
就労していない			9		9

問２－１　**現在、「就労中」の保護者の方におうかがいします。**

家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。就労の形態が一定でない場合は、もっとも多い形態について、また、産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時間は、必ず（例）８時や17時のように、24時間制(30分単位)でご記入ください。

母　親	家を出る時刻（　　）時（　　O）分頃　　帰宅時刻（　　）時（　　O）分頃
父　親	家を出る時刻（　　）時（　　O）分頃　　帰宅時刻（　　）時（　　O）分頃

問２－２　育児と仕事を両立するうえで望ましいと考えられる家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間は、必ず（例）８時や17時のように、24時間制(30分単位)でご記入ください。

母　親	家を出る時刻（　　）時（　　O）分頃　　帰宅時刻（　　）時（　　O）分頃
父　親	家を出る時刻（　　）時（　　O）分頃　　帰宅時刻（　　）時（　　O）分頃

すべての方に仕事と子育ての両立支援についておうかがいします。

問３　お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは両方が育児休業を取得しましたか。母親、父親それぞれについて、あてはまる番号に１つだけ○をつけ、該当する（　　）内には数字をご記入ください。複数回取得の場合は、最近の場合についてお答えください。

母親	１．働いていなかった	**⇒問４へ**
	２．取得した（取得中である）**⇒取得期間（　　）日**	**⇒問３－２へ**
	３．取得していない	**⇒問３－１へ**
父親	１．働いていなかった	**⇒問４へ**
	２．取得した（取得中である）**⇒取得期間（　　）日**	**⇒問３－２へ**
	３．取得していない	**⇒問３－１へ**

問３－１　**問３で母親または父親が「３．取得していない」に○をつけた方におうかがいします。**

育児休業を取得していないのは、どのような理由ですか。（あてはまるものすべてに○）

	母親	父親
１．職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	1	1
２．仕事が忙しかった	2	2
３．（産休後に）仕事に早く復帰したかった	3	3
４．仕事に戻るのが難しそうだった	4	4
５．昇給・昇格などが遅れそうだった	5	5
６．収入減となり、経済的に苦しくなる	6	6
７．保育所などに預けることができた	7	7
８．配偶者が育児休業制度を利用した	8	8
９．配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	9	9
10．子育てや家事に専念するため退職した	10	10
11．職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）	11	11
12．有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	12	12
13．育児休業を取得できることを知らなかった	13	13
14．産前産後の休暇を取得できることを知らず、退職した	14	14
15．その他（具体的に　　）	15	15

★次は問４へお進みください。

問３－２　**問３で母親または父親が「２．取得した（取得中である）」に○をつけた方におうかがいします。**

育児休業取得後、職場に復帰しましたか。（それぞれについて、１つだけ○）

	母親	父親	
１．育児休業取得後、職場に復帰した	1	1	**⇒問３－３へ**
２．現在も育児休業中である	2	2	**⇒問３－４へ**
３．育児休業中に離職した	3	3	**⇒問４へ**

問３－３　**問３－２で母親または父親が「１．育児休業取得後、職場に復帰した」に○をつけた方におうかがいします。**

（１）育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何か月のときに職場復帰しましたか。また、お勤め先の育児休業制度の期間にかかわらず、何歳何か月のときまで取りたかったですか。（　　）内に数字でご記入ください。

母親	実際の取得期間　（　　）歳（　　）か月	希望　（　　）歳（　　）か月
父親	実際の取得期間　（　　）歳（　　）か月	希望　（　　）歳（　　）か月

（２）育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。

（それぞれについて、１つだけ○）

	母親	父親	
１．利用する必要がなかった（もともと短時間勤務だった）	1	1	⇒問４へ
２．利用した	2	2	
３．利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）	3	3	⇒（３）へ

（３）**問３－３（２）で「３．利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」に○をつけた方におうかがいします。**

利用しなかった（利用できなかった）理由は何ですか。

（それぞれについて、あてはまるものすべてに○）

	母親	父親
１．職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった	1	1
２．仕事が忙しかった	2	2
３．短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる	3	3
４．短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる	4	4
５．配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した	5	5
６．配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、子どもをみてくれる人がいた	6	6
７．子育てや家事に専念するため退職した	7	7
８．職場に短時間勤務制度がなかった（就業規則に定めがなかった）	8	8
９．短時間勤務制度を利用できることを知らなかった	9	9
10．その他（具体的に　　）	10	10

問３－４　**問３－２で母親または父親が「２．現在も育児休業中である」に○をつけた方におうかがいします。**

お子さんが１歳になった時に必ず利用できる保育施設があれば、何歳になるまで育児休業を取得しますか。または必ず利用できるサービスがあっても１歳になる前に復帰しますか。

（それぞれについて、１つだけ○）

	母親	父親
１．１歳になる前に復帰したい	1	1
２．１歳になるまで育児休業を取得したい	2	2
３．２歳になるまで育児休業を取得したい	3	3
４．３歳になるまで育児休業を取得したい	4	4

問４　**すべての方におうかがいします。**

あなたは、育児休業給付や育児休業等期間中の社会保険料の免除について、ご存じでしたか。

（１つだけ〇）

１．いずれも知っていた	２．育児休業給付のみ知っていた
３．保険料免除のみ知っていた	４．いずれも知らなかった

※育児休業給付とは、子どもが原則1歳になるまで、保育所における保育の実施が行われないなど一定の要件を満たす場合は1歳6か月または2歳になるまで支給されます。
※育児休業等期間中の社会保険料の免除とは、子どもが満3歳になるまでの育児休業等（法定の育児休業または育児休業の制度に準ずる措置による休業）の期間について、健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除されます。

お子さんの平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況についておうかがいします。

※ここでいう定期的な教育・保育サービスとは、月単位で定期的に利用しているサービスを指します。具体的には、幼稚園・保育所・認定こども園など、問5－1に示したサービスが含まれます。

問５　調査票を受け取ったお子さんは現在、幼稚園や保育所、認定こども園などの「定期的な教育・保育サービス」を利用されていますか。（どちらかに〇）

１．利用している　**⇒問５－１へ**	２．利用していない　**⇒問６へ**

問５－１　**問５で「１．利用している」に〇をつけた方におうかがいします。**

お子さんは、平日どのような教育・保育のサービスを利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用しているサービスをお答えください。（あてはまるものすべてに〇）

１．公立の幼稚園　　２．私立の幼稚園
３．公立幼稚園の預かり保育　　４．私立幼稚園の預かり保育
５．公営の保育所　　６．民営の保育所
７．認定こども園（保育施設と幼稚園の機能を併せもつ施設）
８．小規模な保育施設（国が定める最低基準に適合した施設で、市町村の認可を受けた定員がおおむね6～19人のもの）
９．家庭的保育（保育者の家庭等で５人以下の子どもを保育するサービス）
10．事業所内保育施設（企業や病院等が主に従業員用に運営する施設。定員の１／４は地域枠として企業等以外の子どもも受け入れを行っている＝認可保育施設）
11．企業主導型保育施設（企業と利用者との直接契約であるため、保育認定がない従業員であっても利用が可能。半分までは地域枠として企業等以外の子どもの受け入れが可能＝認可外保育施設）
12．その他認可外の保育施設（例：ベビーホテルなど）
13．居宅訪問型保育（保育者が子どもの家庭で預かるサービス）
14．ファミリー・サポート・センター（地域住民が会員制で子どもを預けたり預かったりするサービス）
15．その他（具体的に　　）

（1）お子さんは、平日、定期的に利用している教育・保育サービスについて、現在どのくらい、どこで利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。

問５−１で〇をつけたサービスごとに１週当たり何日、１日当たり何時間（何時から何時まで）かを、（　　）内に具体的な数字でご記入ください。時間は、必ず（例）９時～18時のように24時間制でご記入ください。利用場所は、どちらかに〇をつけ、市外の場合は市町名の記載をお願いします。

利用している サービス	利用日数・時間	利用場所	希望日数・時間
（　　）	１週当たり（　　）日 １日当たり（　　）時間 （　　）時～（　　）時まで	１．市内 ２．市外 (市町名：　　)	１週当たり（　　）日 １日当たり（　　）時間 （　　）時～（　　）時まで
※２つある場合、２つ目の番号を下に記入 （　　）	１週当たり（　　）日 １日当たり（　　）時間 （　　）時～（　　）時まで	１．市内 ２．市外 (市町名：　　)	１週当たり（　　）日 １日当たり（　　）時間 （　　）時～（　　）時まで

（2）平日に定期的に教育・保育サービスを利用している理由は何ですか。（あてはまるものすべてに〇）

１．子どもの教育や発達を第一に考えているため
２．子育て中の保護者が現在就労している
３．子育て中の保護者が就労予定がある／求職中である
４．子育て中の保護者が家族・親族などを介護している
５．子育て中の保護者に病気や障がいがある
６．子育て中の保護者が学生である
７．その他（具体的に　　）

★次は問７へお進みください。

問６　**問５で「２．利用していない」に〇をつけた方におうかがいします。**

幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育サービスを利用していないのは、どのような理由ですか。（あてはまるものすべてに〇）

１．父母のいずれかがみているため、利用する必要がない
２．子どもがまだ小さいため　⇒（　　）**歳くらいになったら利用しようと考えている**
３．子どもの祖父母や親戚がみている
４．近所の人や父母の友人・知人がみている
５．利用したいが、幼稚園や保育所、認定こども園に空きがない
６．利用したいが、経済的な理由で利用できない
７．利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない
８．利用したいが、内容や場所など、納得できるところがない
９．その他（具体的に　　）

問７　**すべての方におうかがいします。**

現在、利用している、利用していないにかかわらず、調査票を受け取ったお子さんの平日の教育・保育サービスとして、「定期的」に利用したいと考えるサービスをお答えください。

（あてはまるものすべてに○）

１．公立の幼稚園	２．私立の幼稚園
３．公立幼稚園の預かり保育	４．私立幼稚園の預かり保育
５．公営の保育所	６．民営の保育所
７．認定こども園（保育施設と幼稚園の機能を併せもつ施設）	
８．小規模な保育施設（国が定める最低基準に適合した施設で、市町村の認可を受けた定員がおおむね6～19人のもの）	
９．家庭的保育（保育者の家庭等で５人以下の子どもを保育するサービス）	
10．事業所内保育施設（企業や病院等が主に従業員用に運営する施設。定員の１／４は地域枠として企業等以外の子どもも受け入れを行っている＝認可保育施設）	
11．企業主導型保育施設（企業と利用者との直接契約であるため、保育認定がない従業員であっても利用が可能。半分までは地域枠として企業等以外の子どもの受け入れが可能＝認可外保育施設）	
12．その他認可外の保育施設（例：ベビーホテルなど）	
13．居宅訪問型保育（保育者が子どもの家庭で預かるサービス）	
14．ファミリー・サポート・センター（地域住民が会員制で子どもを預けたり預かったりするサービス）	
15．その他（具体的に　　）	

問７－１　**問７で利用したい教育・保育サービスに○をつけた方におうかがいします。**

利用したいサービスの実施場所はどこですか。

（どちらかに○）

希望利用場所	１．木津川市内	２．木津川市外（市町村名　　）

問７－２　**問７で「1．公立の幼稚園」「２．私立の幼稚園」「３．公立幼稚園の預かり保育」「４．私立幼稚園の預かり保育」を選ばれた方におうかがいします。**

他の教育・保育の事業よりも、幼稚園（預かり保育を含む）の利用を特に強く希望しますか。

（どちらかに○）

１．はい	２．いいえ

お子さんの土曜日・休日や長期休業中の定期的な教育・保育サービスの利用希望についておうかがいします。

問８　お子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、幼稚園や保育所、認可外保育施設などを定期的に利用したいですか（一時的な利用は除きます）。希望がある場合は、利用したい時間帯を、（例）９時～18時のように24時間制で（　　）内にご記入ください。

なお、これらのサービスの利用には、一定の利用者負担が発生します。

希望日	利用意向（１つだけ○）	利用したい時間帯
（１）土曜日	１．利用する必要はない ２．ほぼ毎週利用したい ３．月に１～２回は利用したい	（　　）時～（　　）時まで
（２）日曜日・祝日	１．利用する必要はない ２．ほぼ毎週利用したい ３．月に１～２回は利用したい	（　　）時～（　　）時まで

問８－１　**問８（１）または（２）で、「３．月に１～２回は利用したい」に○をつけた方におうかがいします。**たまに利用したいのは、どのような理由ですか。（あてはまるものすべてに○）

１．月に数回仕事が入るため	２．平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため
３．親族の介護や手伝いが必要なため	４．リフレッシュのため
５．その他（具体的に　　）	

問９　**お子さんが「幼稚園」を利用されている方におうかがいします。**

夏休み・冬休みなど長期の休業期間中の教育・保育サービスの利用を希望しますか。希望がある場合は、利用したい時間帯を、（例）９時～18時のように24時間制で（　　）内にご記入ください。なお、これらのサービスの利用には、一定の利用者負担が発生します。

利用意向（1つだけ○）	利用したい時間帯
１．利用する必要はない ２．休みの期間中、ほぼ毎日利用したい ３．休みの期間中、週に数日利用したい	（　　）時～（　　）時まで

問９－１　**問９で、「３．週に数日利用したい」に○をつけた方におうかがいします。**

たまに利用したいのは、どのような理由ですか。（あてはまるものすべてに○）

１．週に数回仕事が入るため	２．買い物等の用事をまとめて済ませるため
３．親族の介護や手伝いが必要なため	４．リフレッシュのため
５．その他（具体的に　　）	

お子さんの病気の際の対応についておうかがいします。
（平日の教育・保育を利用する方のみ）

問10　**問５で平日の定期的な教育・保育サービスを「１．利用している」に○をつけた方におうかがいします。利用していない方は、問11へお進みください。**

この１年間に、お子さんが病気やケガで幼稚園、保育所などを休んだことはありますか。

（どちらかに○）

１．あった　**⇒問10-１へ**	２．なかった　**⇒問11へ**

問10-１　お子さんが病気やケガで幼稚園、保育所などを休んだ場合に、この１年間に行った対応として、あてはまる番号すべてに○をつけ、それぞれのおおよその日数も数字で（　　）内にご記入ください（半日程度の対応の場合も１日としてください）。

１年間の対処方法	年間の日数	
１．母親が休んだ	（　　）日	**⇒問10-２へ**
２．父親が休んだ	（　　）日	
３．母親または父親のうち就労していない方が子どもをみた	（　　）日	**⇒問11へ**
４．（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった	（　　）日	
５．病児・病後児保育※を利用した	（　　）日	
６．ベビーシッターを利用した	（　　）日	
７．やむを得ず子どもだけで留守番をさせた	（　　）日	
８．その他（具体的に　　）	（　　）日	

※「病児・病後児保育」とは、病気中や病気の回復期で保育所や幼稚園などが利用できないお子さんを一時的にお預かりする事業で、木津川市では京都山城総合医療センターと共同で運営しています。

問10-２　**問10-１で「１．母親が休んだ」または「２．父親が休んだ」に○をつけた方におうかがいします。**その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。どちらかの番号に○をつけ、日数についても（　　）内に数字でご記入ください。

１．できれば病児・病後児保育施設等を利用したい ⇒（　　）日	**⇒問10-３へ**
２．利用したいとは思わない	**⇒問10-４へ**

問10-３　**問10-２で「１．できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」に○をつけた方におうかがいします。**子どもを預ける場合、どのような形態が望ましいと思われますか。

（あてはまるものすべてに○）

１．小児科に併設したもの	２．他の施設（例：幼稚園・保育所等）に併設したもの
３．地域住民等が保育するもの（例：ファミリー・サポート・センター等）	
４．その他（具体的に　　）	

★次は問11へお進みください。

問10-４　**問10-２で「２．利用したいとは思わない」に○をつけた方におうかがいします。**
利用したいと思わないのは、どのような理由ですか。（あてはまるものすべてに○）

１．親が仕事を休んで看るのが当然と思うから	２．親が休むことができるから
３．他人に看てもらうのは不安	４．サービスの質に不安がある
５．サービスの利便性（立地や利用時間など）がよくない	６．利用料がかかる・高い
７．利用料や利用方法がわからない	８．その他（具体的に　　）

お子さんの不定期の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等の利用についておうかがいします。

問11　お子さんについて、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気、不定期の就労など）で不定期に利用しているサービスはありますか。あてはまる番号すべてに○をつけ、１年間のおおよその利用日数も（　　）内に数字でご記入ください。

利用しているサービス	年間の日数	
１．一時預かり（私用など理由を問わずに、保育所などで一時的に子どもを保育するサービス）	（　　）日	⇒問12へ
２．幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ）	（　　）日	
３．夜間養護等事業：トワイライトステイ（児童養護施設等で休日・夜間、子どもを預かるサービス）	（　　）日	
４．ベビーシッター	（　　）日	
５．その他（具体的に　　）	（　　）日	
６．利用していない		⇒問11－１へ

問11－１　**問11で「６．利用していない」に○をつけた方におうかがいします。**現在利用していないのは、どのような理由ですか。（あてはまるものすべてに○）

１．特に利用する必要がない　　２．利用したいサービスが地域にない
３．サービスの質に不安がある　　４．サービスの利用方法（手続き等）がわからない
５．サービスの利便性（立地や利用可能時間・日数など）がよくない
６．利用料がかかる・高い　　７．利用料がわからない
８．自分がサービスの対象者になるのかどうかわからない
９．その他（具体的に　　）

問12　お子さんについて、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気、不定期の就労など）の理由で、年間何日くらいサービスを利用する必要があると思いますか。利用希望の有無についてどちらかの番号に、利用理由については、あてはまる項目すべてに○をつけ、必要な日数を（　　）内に数字でご記入ください。

なおサービスの利用にあたっては、一定の利用者負担が発生します。

利用希望の有無	利用理由	年間の日数	
１．利用したい	ア．私用（買物、子どもや親の習い事等）、リフレッシュ目的	（　　）日	⇒問12－１へ
	イ．冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院　等	（　　）日	
	ウ．不定期の就労	（　　）日	
	エ．その他（具体的に　　）	（　　）日	
	計	（　　）日	
２．利用する必要はない			⇒問13へ

問12-１　**問12で「１．利用したい」に○をつけた方におうかがいします。**お子さんを一時的に預ける場合、どのような形態が望ましいですか。（あてはまるものすべてに○）

１．一時預かり	２．幼稚園の預かり保育
３．ファミリー・サポート・センター	４．夜間養護等事業（トワイライトステイ）
５．ベビーシッター	６．その他（具体的に　　）

問13　この１年間に、お子さんについて、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族（兄弟姉妹含む）の育児疲れや育児不安、病気など）により、泊りがけで年間何日くらい家族以外に預ける必要があると思いますか。

短期入所生活援助事業（ショートステイ）（児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業）の利用希望の有無についてあてはまる番号に○をつけてください。利用したい場合は、目的別の内訳、あてはまる記号すべてに○をつけ、それぞれの泊数も（　　）内に数字でご記入ください。

事業の利用	利用目的	年間の泊数
１．利用したい	ア．冠婚葬祭	（　　）泊
	イ．保護者や家族の育児疲れ・不安	（　　）泊
	ウ．保護者や家族の病気	（　　）泊
	エ．その他（具体的に　　）	（　　）泊
２．利用する必要はない		

お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況等についておうかがいします。

問14　お子さんは、現在、親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりすることができる子育て支援センターやサロンなどを利用していますか。（あてはまるものすべてに○）

また、おおよその利用回数（頻度）を（　）内に数字でご記入ください。

１．つどいのひろば（現在、木津川市では「わくわくひろば」「げんきっ子」「ぽけっと」の３か所）

⇒１週当たり（　　）回　もしくは　１か月当たり（　　）回程度

２．子育て支援センター（現在、木津川市では「木津」「木津東部」「加茂」「山城」の４か所）

⇒１週当たり（　　）回　もしくは　１か月当たり（　　）回程度

３．地域子育てサロン（地域が行っている育児交流の場）

４．利用していない

問15　問14のような子育て支援事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたいと思いますか。（１つだけ○）

また、おおよその利用回数（頻度）を（　）内に数字でご記入ください。

１．利用していないが、今後利用したい

⇒１週当たり（　　）回　もしくは　１か月当たり（　　）回程度

２．すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい

⇒１週当たり　さらに（　　）回　もしくは　１か月当たり　さらに（　　）回程度

３．新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

問16　**問14で「４．利用していない」に〇をつけた方におうかがいします。**

現在利用していない主な理由はどのようなことですか。（１つだけ〇）

１．利用の必要がない	２．サービスの質に不安がある
３．自分がサービスの対象者になるのかどうかわからない	４．時間がない
５．サービスの利用方法がわからない	
６．このようなサービスがあるのを知らなかった	
７．立地・開始時間・日数等の利便性が悪く利用しづらい ⇒どのような場所にあったら便利ですか（具体的に　　）	
８．特に理由はない	
９．その他（具体的に　　）	

来春、お子さんが小学校に入学される方に、小学校就学後の放課後の過ごし方についておうかがいします。

⇒該当しない方は、問18へお進みください。

問17　お子さんが小学校に入ったら、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。あてはまる番号すべてに〇をつけ、それぞれ希望する週当たりの日数を（　　）内に数字でご記入ください。また、「放課後児童クラブ（学童保育）」の場合には、利用を希望する時間も（　　）内に数字でご記入ください。時間は必ず（例）18時 のように24時間制でご記入ください。

放課後に過ごさせたい場所	週当たりの希望日数【数字を記入】	
	１～３年生までの間	４～６年生までの間
１．自宅	週（　　）日くらい	週（　　）日くらい
２．祖父母宅や友人・知人宅	週（　　）日くらい	週（　　）日くらい
３．習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	週（　　）日くらい	週（　　）日くらい
４．児童館	週（　　）日くらい	週（　　）日くらい
５．放課後子ども教室※1	週（　　）日くらい	週（　　）日くらい
６．放課後児童クラブ（学童保育）※2	週（　　）日くらい 下校時から（　　）時まで	週（　　）日くらい 下校時から（　　）時まで
７．ファミリー・サポート・センター	週（　　）日くらい	週（　　）日くらい
８．その他（公民館、公園など）	週（　　）日くらい	週（　　）日くらい

※1　放課後子ども教室とは、地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館などで学習・スポーツ・文化芸術活動などを行うものです。保護者の就労の有無にかかわらず、すべての小学生が利用できます。木津川市では、現在、７校区で地域の実情に合わせて実施しています。

※2　放課後児童クラブ（学童保育）とは、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、子どもの生活の場を提供する事業です。利用にあたっては、一定の利用料がかかります。木津川市には、現在、各小学校あるいは小学校付近に 19 か所設置されています。

問17-１　**問17で「６．放課後児童クラブ（学童保育）」を選択した方におうかがいします。**

（１）お子さんが何年生まで放課後児童クラブ（学童保育）を利用したいですか。（１つだけ○）

１．１年生のみ	２．２年生まで	３．３年生まで
４．４年生まで	５．５年生まで	６．６年生まで
７．わからない・未定		

（２）放課後児童クラブ（学童保育）をどのように利用したいですか。（１つだけ○）

１．１年を通して利用したい	２．長期休み期間のみ利用したい
３．わからない・未定	４．その他（具体的に　　）

子どもの育ちをめぐる環境についておうかがいします。

問18　お子さんの子育てに、大きく影響すると思われる環境はどこだと思いますか。

（あてはまるものすべてに○）

１．家庭	２．地域	３．幼稚園	４．保育所	５．認定こども園
６．その他（具体的に　　）				

問19　子育てについて、あなたのお気持ちに一番近いものをお答えください。　（１つだけ○）

１．とても楽しい	２．楽しい	３．少し不安または負担を感じる
４．とても不安または負担を感じる	５．どちらともいえない	

問20　お子さんの発達や育ちについて現時点での状況をおうかがいします。

（１～７の事柄に関し、あてはまるもの１つだけ○）

悩みの内容	ない	ある	ときどきある	過去にあったが今はない
１．言葉の遅れ 例）「発音がはっきりしない」「言葉が少ない」など	1	2	3	4
２．運動面の遅れ 例）「歩き始めが遅い」「歩行が不安定」など	1	2	3	4
３．性格 例）「怒りっぽい」「不安を感じやすい」など	1	2	3	4
４．心理的な不安定、突発的なふるまい 例）「ささいなことで泣く」「ある状況にとても怖がる」「突然怒る」「パニックを起こす」など	1	2	3	4
５．行動面 例）「集中が続かない」「落ち着きがない」「気になる癖がある」など	1	2	3	4
６．遊び方 例）「独特な遊び方をする」「遊びの時間が短い」など	1	2	3	4
７．その他（具体的に　　）	1	2	3	4

※上記にあてはまることがあっても、子どもの発達に問題があるとは限りません。

問21　子育てで日頃悩んでいることや不安に感じることはどのようなことですか。お子さんのこと、保護者自身のこと、それぞれについてお答えください。（あてはまるものすべてに○）

【お子さんのこと】

1．病気や発育・発達　2．食事や栄養　3．育児の方法　4．子どものしつけ
5．子どもとの接し方　6．子どもの遊び　7．子どもの教育や将来の教育費
8．子育てで出費がかさむ　9．子どもの生活リズムが乱れている
10．特に悩みや不安に感じることはない　11．その他（具体的に　　）

【保護者自身のこと】

12．仕事や自分のやりたいことができない　13．配偶者・パートナーの協力が少ない
14．話し相手や相談相手、協力者がいない　15．保護者同士の交流・つきあいが難しい
16．子どもを叱りすぎているような気がする　17．家族の中での子育て方針の違い
18．子育てのストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかったりしてしまう
19．地域の子育て支援サービス※の内容や利用・申し込み方法がよくわからない
20．子育てによる身体の疲れが大きい　21．夫婦で楽しむ時間がない
22．住居が狭い　23．特に悩みや不安に感じることはない
24．その他（具体的に　　）

※地域の子育て支援サービスとは、ファミリー・サポート・センターや放課後児童クラブ（学童保育）などの事業のことです。

問22　子育てに関して、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所はありますか。（１つだけ○）

1．相談できる人・場所がある　**⇒問22-１へ**
2．相談できる人・場所はない　**⇒問22-２へ**
3．相談することはない　**⇒問23へ**

問22-１　**問22で「１．相談できる人・場所がある」に○をつけた方におうかがいします。**それはどこですか。（あてはまるものすべてに○）

1．親や家族　2．友人や知人　3．近所の人
4．子育てサークル・NPO・子育て支援施設（児童館等）
5．保健所・保健センター　6．保育所　7．幼稚園
8．認定こども園　9．民生委員・児童委員　10．かかりつけの医師
11．市の子育て関連担当窓口　12．母子父子自立支援員　13．児童相談所
14．民間の電話相談　15．その他（具体的に　　）

問22－２　**問22で「２．相談できる人・場所はない」に○をつけた方におうかがいします。**相談できる人・場所がないのは、どのような理由ですか。（あてはまるものすべてに○）

1．人づきあいが苦手だから　2．外に出るのが好きではない
3．他人に子どものことをあれこれ言われたくない　4．誰に相談していいのかわからない
5．祖父母やきょうだいなどとあまりつきあいがない　6．木津川市に引っ越してきて間がない
7．その他（具体的に　　）

問23　**すべての方におうかがいします。**

あなたのご家庭では、ご近所や地域の方々との付き合いはどうですか。（１つだけ○）

1．親しい　2．付き合いがあり、やや親しい　3．少々付き合いがある
4．付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度　5．分からない

問24　お子さんは、次のような活動へ参加していますか。（あてはまるものすべてに○）

１．子育て支援サークル活動	２．スポーツ活動
３．文化・音楽活動	４．キャンプ等の野外活動
５．子ども会等の青少年団体活動	６．リサイクル等の環境分野での社会貢献活動
７．その他の活動（具体的に　　）	

問25　お子さんは日中にどこで遊ぶことが多いですか。（あてはまるもの３つまで○）

１．公園	２．家の近くの道路、路地	３．子どもの友人宅	４．親族宅
５．知人宅	６．児童館	７．子育て支援センター	８．自宅
９．その他（具体的に　　）			

問26　遊び場で困ること・困ったことは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

１．雨の日に遊べる場所がない	２．近くに遊び場がない
３．遊び場や周辺環境が悪く、安心して遊べない	４．遊び場周辺の道路が危険である
５．思い切り遊ぶための十分な広さがない	６．遊具などの種類が充実していない
７．遊具などの設備が古くて危険である	８．トイレなどが不衛生である
９．遊び場に同じ歳くらいの遊び仲間がいない	10．いつも閑散としていて寂しい感じがする
11．特に困ること・困ったことはない	12．その他（具体的に　　）

問27　お子さんと外出する際に、困ること・困ったことは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

１．歩道や信号がない通りが多く、安全面で心配
２．歩道の段差などベビーカー等の通行が困難
３．交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない
４．授乳する場所や必要な設備がない
５．オムツ替えや親子での利用に便利なトイレがない
６．小さな子どもの食事に配慮された場所がない
７．買い物中などに子どもを遊ばせる場所がない
８．暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪被害にあわないか心配
９．周囲の人が子ども連れを迷惑そうにみる
10．困っているときに手を貸してくれる人が少ない
11．特に困ること・困ったことはない
12．その他（具体的に　　）

問28　仕事と子育てを両立する上で、大変だと感じることはどんなときだと思いますか。（１つだけ○）

１．急な残業が入ってしまう	２．子どもが急病時の対応
３．職場の理解が得られない	４．保育所が見つからない
５．子どもと接する時間が少ない	６．特にない
７．その他（具体的に　　）	

問 29　お子さんの休日や夜間の急な発熱などの急病時には、どのように対応していますか。（１つだけ○）

１．休日救急診療所※1	２．かかりつけ医
３．電話相談※2	４．受診できる医療機関を知らない
５．その他（具体的に　　）	

※1　木津川市を含む相楽広域行政組合において、木津川市内の相楽会館1階に「相楽休日応急診療所」を開設しています。

※2　京都府では、看護師または小児科医師が電話相談に対応する「小児救急電話相談事業」を実施しています。相談対象は、府内に住む 15 歳未満の子ども及びその家族等で、年中無休です。
相談時間は午後7時から翌朝8時まで、土曜日は午後3時から翌朝8時までです。
利用方法は、固定・携帯電話から、全国統一番号の【＃8000】番で利用できます。

問30　次の１～12の事業を知っていたり、これまでに利用したことはありますか。また、今後、利用したいと思いますか。（それぞれについて、あてはまるものすべてに○）

事業名	知っているものに○	利用したことがあるものに○	今後利用したいものに○
１．母親学級・両親学級（マタニティ広場）	１	１	１
２．保育所や認定こども園の園庭等の開放	２	２	２
３．子育て世代包括支援センター宝箱※1	３	３	３
４．家庭児童相談室・子育ていきいきサポート窓口	４	４	４
５．市が提供する子育て情報（子育て応援サイト　きづがわいい）	５	５	５
６．保育コンシェルジュ相談※2	６	６	６
７．子育て支援センター事業	７	７	７
８．一時預かり事業	８	８	８
９．子育て短期支援事業	９	９	９
10．病児・病後児保育室「おひさま」	１０	１０	１０
11．京都府こども発達支援センター	１１	１１	１１
12．京都府家庭支援総合センター	１２	１２	１２

※1　「子育て世代包括支援センター」とは、妊娠期から子育て期までを安心して過ごせるようサポートする事業です。

※2　「保育コンシェルジュ」とは、保育施設や地域の子育て支援など妊娠中から育児まで子育てに関する相談窓口です。

問31　次の環境等について、子どもにとって必要であると思いますか。（それぞれについて、１つだけ○）

項　　目	必要である	できれば与えられた方がよい	必要でない
１．１日３度（朝・昼・夕）の食事	１	２	３
２．必要なときに病院・診療所に行く	１	２	３
３．季節にあった衣服	１	２	３
４．おこづかい	１	２	３
５．希望すれば大学等への進学	１	２	３

問31-１　次の環境等について、あなたの家庭では経済的理由によりお子さんに与えられていないものや与えられそうにないものがありますか。（それぞれについて、どちらかに○）

項　　目	与えられている（与えられる見込みである）	与えられていない（与えられそうにない）
１．１日３度（朝・昼・夕）の食事	1	2
２．必要なときに病院・診療所に行く	1	2
３．季節にあった衣服	1	2
４．おこづかい	1	2
５．希望すれば大学等への進学	1	2

子育て支援対策の全般についておうかがいします。

問32　木津川市の子育て環境や支援への満足度について、５段階評価でお答えください。　（１つだけ○）

満足度が低い ←→ 満足度が高い

1　2　3　4　5

問32-１　満足度が高いところはどのような点ですか。　（あてはまるものすべてに○）

１．幼稚園や保育所、認定こども園の整備
２．病児・病後児保育
３．子育てに関する情報提供
４．子育てに関する相談体制
５．子どもに対する医療体制
６．ひとり親家庭に対する支援
７．障がいのある子どもへの子育て支援
８．仕事と家庭生活の両立支援
９．親子同士の交流の機会
10．親子が楽しめる観劇・音楽会などの催し
11．子育てに配慮された公共施設の整備
12．子どもの遊び場の整備
13．子どもを事故や犯罪から守る対策
14．地域住民による子育て支援活動
15．子育てにかかる経済的負担の軽減
16．わからない
17．特にない
18．その他（具体的に　　）

問32-２　今後充実してほしいと思うところはどのような点ですか。　（あてはまるものすべてに○）

１．幼稚園や保育所・認定こども園の整備
２．病児・病後児保育
３．放課後児童クラブ（学童保育）
４．子育てに関する情報提供
５．子育てに関する相談体制
６．子どもに対する医療体制
７．ひとり親家庭に対する支援
８．障がいのある子どもへの子育て支援
９．仕事と家庭生活の両立支援
10．親子同士の交流の機会
11．親子が楽しめる観劇・音楽会などの催し
12．子育てに配慮された公共施設の整備
13．子どもの遊び場の整備
14．子どもを事故や犯罪から守る対策
15．地域住民による子育て支援活動
16．子育てにかかる経済的負担の軽減
17．わからない
18．特にない
19．その他（具体的に　　）

問 32-３　あなたにとって望ましい子育て支援施策は何ですか。　（あてはまるもの３つまで○）

１．仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進
２．子育てにおける経済的負担の軽減
３．子育てのための安心、安全な環境整備
４．地域における子育て支援
５．妊娠・出産の支援
６．若者の自立とたくましい子どもの育ちの推進
７．健診など子どもの健康の支援
８．生命の大切さ、家庭の役割についての理解を促進させる施策
９．わからない
10．特にない
11．その他（具体的に　　）

問32-４　子育てに必要な施策などの情報をどのように入手されていますか。（あてはまるもの３つまで○）

１．市町村の広報やパンフレット
２．市の子育て関連担当窓口
３．インターネット（ホームページ、ブログ、Ｘ・フェイスブックなどのＳＮＳ）
４．子育て雑誌・育児書
５．テレビ、ラジオ、新聞
６．友人・知人
７．隣近所・地域の人
８．子育てサークルの仲間
９．保育所、幼稚園、学校
10．情報の入手先がない
11．情報の入手手段がわからない

■最後に、木津川市の子育て支援についてのご意見、ご提案などがありましたら、ご自由にお書きください。

調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。
切手は貼らずに同封の封筒に入れ、ご投函ください。

木津川市子育て支援に関するアンケート調査

～ご協力のお願い～

日頃より本市の子ども・子育て行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本市では『育てよう未来にはばたく子どもたち　～子育て支援No.1のまちを築こう～　』を基本理念とした「第2期木津川市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）」を策定し、子ども・子育てに関する施策や事業を推進しています。

このたび、「第3期木津川市子ども・子育て支援事業計画（令和7～11年度）」の策定に向けて、市民の皆様の子育て支援に関する生活実態、ご要望・ご意見などを把握するため、「木津川市子育て支援に関するアンケート調査」を行います。

この調査は、木津川市にお住まいの就学前及び小学生のお子さんがおられる保護者の中からそれぞれ2千人の方にご協力をお願いするものです。

ご回答いただいた調査内容は、今回の計画策定及びまちづくり施策の参考としてのみに利用させていただくものであり、回答者個人が特定されたり、他の目的に利用したりすることは一切ございません。

つきましては、ご多忙のこととは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、期日までにご回答くださいますようお願い申し上げます。

令和6年1月

木津川市長　谷口雄一

【ご記入にあたってのお願い】

■この調査票は、**封筒の宛名のお子さんの保護者の方**がお答えください。

■アンケートへのご回答は、同封の調査票に直接記入いただくか、調査票に記載の２次元コードをスマートフォンで読み込むことで**WEB でのご回答も可能**です。

■直接記入いただいた方は、同封の返信用封筒に入れ、**無記名のまま切手を貼らずに**ポストにご投函ください。

■ポスト投函締切および WEB 回答期限は、いずれも**１月３１日（水）まで**です。

■ご記入にあたってご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】
木津川市教育部こども宝課
電　話：０７７４－７５－１２１２（直通）　ＦＡＸ：０７７４－７５－２０８３
MAIL：kosodate@city.kizugawa.lg.jp

木津川市子ども・子育て支援事業計画（令和２～６年度）とは

子どもは、社会の宝であり、人間の営みを未来につなげ、よりよい社会をつくる、かけがえのない存在です。木津川市に生まれ、育つすべての子どもが、人権を尊重され、一人ひとりの子どもの個性や可能性を最大限引き出し、かけがえのない存在として認められ、子ども自身が幸せや自分を大切な存在だと感じることができるように育まれ、未来にはばたくことができるまちをめざしたいと考えます。

また、保護者が子どもの成長を喜び、生きがいを持って子育てできることを幸せに感じ、保護者自身も自分を大切な存在だと感じながら子どもと向き合えるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、支えていくことができるまちをめざしたいと考えます。

そして、子どもの育ちや子育て家庭を支えることで、日本の中で No.1 のまちをめざします。そこで、計画の基本理念は次のように設定しています。

◆基本理念◆

育てよう未来にはばたく子どもたち
～子育て支援No.1のまちを築こう～

このような思いを共通のものとして、市、市民や保護者、企業、子ども・子育て支援事業者、地域団体等地域社会を構成する様々な人々が、それぞれの役割を果たすとともに、連携・協働して子どもと子育て家庭を支援する計画です。

◆５つの基本目標◆

基本理念を実現するため、５つの基本目標を設定し、それぞれの基本目標ごとの具体的な施策・事業の展開を図り、子育て支援施策を推進しています。

基本目標１　子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり
基本目標２　子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり
基本目標３　安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり
基本目標４　親子の笑顔を支える仕事と生活の調和の推進
基本目標５　子どもと子育てを支援する地域づくり

※計画の詳細は、木津川市ホームページをご覧ください。

いただいた回答は木津川市の子育て支援の充実に生かされます

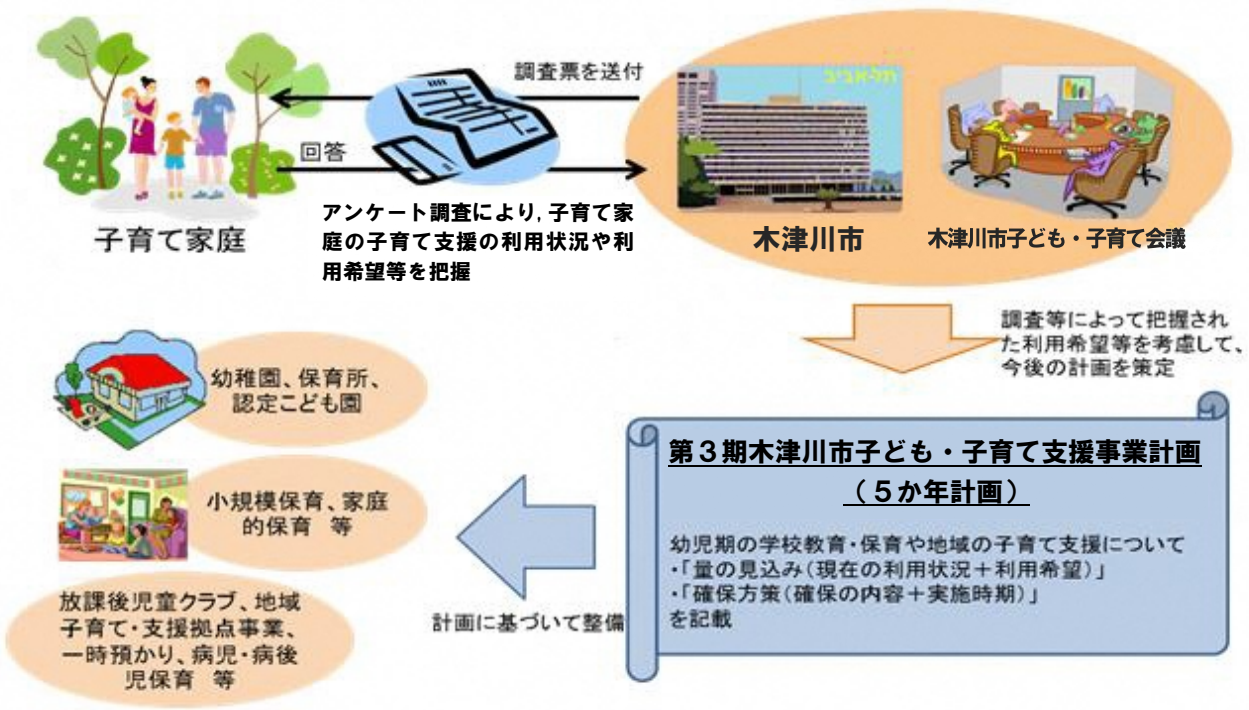

【最初にお読みください】

1．調査票の宛名のお子さんの保護者の方がご記入ください。

2．設問は全部で45問です。お時間をいただきますが、全ての設問にご回答をお願いします。

3．ご記入いただいた調査票は、切手を貼らずに同封の封筒に入れて、ポストにご投函ください。

4．WEB（スマートフォン、PC）で回答される場合は、以下の案内からアクセスいただき、５桁の番号を入力のうえ、ご回答ください。

5．ポスト投函締切およびWEB回答期限は、いずれも**1月31日（水）まで**です。

インターネットからの回答も可能です

右の二次元コードを読み取り、回答フォームへアクセスし、下記の５桁の番号を入力の上、設問にそって順番にご回答ください。

※通信サービスの接続料金は利用者様の負担となります。

※回答を中断する場合は、そのまま画面を閉じてください。再度回答フォームへアクセスすると、続きから回答できます。

※一度回答を送信すると、その後修正はできません。

※以下のＵＲＬをブラウザのアドレスバーに入力しても回答できます。

https://gyosei.qualtrics.com/jfe/form/SV_9F7jkmaaBOVe7We

５桁の番号　⇒

・この番号は回答の重複を避けるためのもので、個人を特定するものではありません。

・Web と調査票の両方で回答があった場合は、調査用紙の回答を集計させていただきます。

ご回答にあたりご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

【問い合わせ先】
木津川市教育部こども宝課
電　話：0774-75-1212
MAIL：kosodate@city.kizugawa.lg.jp

調査票を受け取ったお子さんとご家族の状況についておうかがいします。

問１　お子さんとご家族などの様子やお住まいの小学校区をお答えください。

（１）調査票の宛名のお子さんの学年をお答えください。（１つだけ〇）

１．１年生	２．２年生	３．３年生	４．４年生	５．５年生	６．６年生

（２）生計を共にしているご家族（世帯員）は、あなたを含めて全員で何人ですか。また、そのうちのお子さんの人数は何人ですか。（（　）内に数字を記入）

（あなたを含めた）世帯員の人数　（　　）人　うち　子どもの人数　（　　）人

（３）この調査に回答いただく方はどなたですか。お子さんから見た関係でお答えください。（１つだけ〇）

１．母親	２．父親	３．祖父	４．祖母	５．親戚	６．その他（具体的に　　）

（４）**（３）で「１．母親」「２．父親」に〇をつけた方におうかがいします。**調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。（１つだけ〇）

１．配偶者がいる	２．配偶者はいない	３．事実婚である

（５）お子さんからみて、きょうだい以外の同居の家族はどなたですか。（あてはまるものすべてに〇）

１．母親	２．父親	３．祖父	４．祖母	５．親戚	６．その他（具体的に　　）

（６）お子さんの母親、父親の年齢であてはまるものに〇をつけてください。ひとり親の方は、母親または父親のみお答えください。（それぞれについて、１つだけ〇）

母親	１．20歳代	２．30歳代	３．40歳代	４．50歳代	５．60歳以上
父親	１．20歳代	２．30歳代	３．40歳代	４．50歳代	５．60歳以上

（７）お子さんの祖父母は、30分以内程度に行き来できる範囲にお住まいですか。（どちらかに〇）

１．住んでいる（同居を含む）	２．住んでいない

（８）お子さんの子育てを主にしている方はどなたですか。お子さんからみた関係でお答えください。（１つだけ〇）

１．父母ともに	２．主に母親
３．主に父親	４．主に祖父母
５．その他（具体的に　　）	

（９）お住まいの小学校区はどこですか。（１つだけ〇）

１．木津	２．相楽	３．高の原	４．相楽台
５．木津川台	６．梅美台	７．州見台	８．城山台
９．加茂	10．恭仁	11．南加茂台	12．上狛
13．棚倉			

(10) 生計を共にしているご家族全員の収入を合わせた「世帯の年間収入（税込み）」について、昨年（令和５年）はおよそいくらでしたか。（１つだけ○）

※収入には、働いて得た給料だけではなく、公的な援助手当、養育費、株式配当や副収入等も含んでください。

1．100 万円未満	2．100～200 万円未満	3．200～300 万円未満
4．300～400 万円未満	5．400～500 万円未満	6．500～600 万円未満
7．600～700 万円未満	8．700～800 万円未満	9．800～900 万円未満
10．900～1,000 万円未満	11．1,000 万円以上	12．わからない

(11) あなたの世帯では、過去１年間に、経済的な理由による次のような経験がありましたか。

（それぞれについて、１つだけ○）

項　　目	全くない	何度かあった	頻繁にあった
1．必要な食料が買えなかった	1	2	3
2．必要な衣料が買えなかった	1	2	3
3．電気・ガス・水道料金の滞納	1	2	3
4．家賃や住宅ローンの滞納	1	2	3

お子さんの保護者の就労状況についておうかがいします。

※ひとり親の方は、母親または父親のみお答えください。

問２　お子さんのご両親の現在の就労状況（自営業、農業、家族従事者含む）は次の表のどれですか。また、１年後はどのようになる予定かお答えください。変更のない場合は、現在と同じものを選んでください。

（それぞれについて、１つだけ○）

（１）母親

就労状況			現在	→	１年後
フルタイム就労	産休・育休・介護休業中ではない		1		1
	産休・育休・介護休業中である		2		2
パートタイム就労	産休・育休・介護休業中ではない	就業時間：月当たり 120 時間以上	3		3
		就業時間：月当たり 64 時間以上 120 時間未満	4		4
		就業時間：月当たり 64 時間未満	5		5
	産休・育休・介護休業中である	就業時間：月当たり 120 時間以上	6		6
		就業時間：月当たり 64 時間以上 120 時間未満	7		7
		就業時間：月当たり 64 時間未満	8		8
就労していない			9		9

（２）父親

就労状況			現在	→	１年後
フルタイム就労	育休・介護休業中ではない		1		1
	育休・介護休業中である		2		2
パートタイム就労	育休・介護休業中ではない	就業時間：月当たり 120 時間以上	3		3
		就業時間：月当たり 64 時間以上 120 時間未満	4		4
		就業時間：月当たり 64 時間未満	5		5
	育休・介護休業中である	就業時間：月当たり 120 時間以上	6		6
		就業時間：月当たり 64 時間以上 120 時間未満	7		7
		就業時間：月当たり 64 時間未満	8		8
就労していない			9		9

すべての方に仕事と子育ての両立支援についておうかがいします。

問３　仕事と子育てを両立する上で、大変だと感じることはどのようなことだと思いますか。（１つだけ○）

１．急な残業が入ってしまう	２．子どもが急病時の対応
３．職場の理解が得られない	４．子どもと接する時間が少ない
５．特にない	
６．その他（具体的に　　）	

問４　子育てと仕事の両立支援として、職場にどのようなことを期待しますか。

（あてはまるものすべてに○）

１．日常的な残業や休日出勤をなくす・減らす
２．急な残業や休日出勤をなくす・減らす
３．子どもが病気やケガをしたときに休暇を取りやすい環境をつくる
４．育児休業制度・再雇用制度※等を整備するとともに、制度を利用しやすい環境をつくる
５．男性も育児休業制度を利用しやすくするなど、子育てに男性も参加できる環境をつくる
６．事業所内に保育施設を設置する
７．妊娠中や育児期間中の勤務を軽減する（フレックスタイム制度や短時間勤務制度※など）
８．子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深めるための啓発を行う
９．特にない
10．その他（具体的に　　）

※再雇用制度とは、企業等が就業規則の中で、結婚や出産、育児、介護などの理由で退職した方を再び元の職場で雇用する制度です。

※フレックスタイム制度・短時間勤務制度とは、育児・介護休業法で3歳未満の子どもを養育する労働者のために事業主が講ずるべき勤務時間短縮等の方法としてあげられている制度です。

- フレックスタイム制度は、労働者が自分のスケジュールに合わせて出勤・退勤時間を調整できる制度です（総労働時間は短くなりません）。
- 短時間勤務制度とは、労働時間や労働日数を短縮する制度です。

小学校の教育についておうかがいします。

問５　お子さんが小学校教育の場で身につけてほしいと思っているのはどのようなことですか。

（あてはまるものすべてに○）

１．教科の基礎学力	２．周りの人との関係をうまく作る力
３．相手に自分の考えを伝える力	４．運動能力や体力の向上
５．芸術（音楽や美術）を楽しむこと	６．読書を楽しむ
７．コンピューターを活用する力	８．英会話力
９．道徳や思いやりの心	10．規範（モラル、社会のマナーやルール）意識
11．特にない	
12．その他（具体的に　　）	

問６　お子さんが通う小学校について、次の各項目についての満足度をおうかがいします。

次の各項目において、「たいへん満足」「おおむね満足」「満足していない」からそれぞれ１つだけ○をつけてください。

項　　目	たいへん満足	おおむね満足	満足していない
１．基礎学力を身につけるための指導	1	2	3
２．周りの人との関係をうまく作る力を養うための指導	1	2	3
３．相手に自分の考えを伝える力を養うための指導	1	2	3
４．障がいのある児童に対する特別支援教育	1	2	3
５．外国の歴史や文化などへの理解を深める国際理解教育	1	2	3
６．コンピューターを使ったり、情報を読み解く力をつけるための情報教育	1	2	3
７．運動能力や体力を高めるための指導	1	2	3
８．音楽鑑賞・美術鑑賞	1	2	3
９．読書を楽しむ力を養うための指導	1	2	3
10．道徳や思いやりの心を教えること	1	2	3
11．社会のマナーやルールを教えること	1	2	3
12．いじめの防止や対応策	1	2	3
13．国や地域の伝統文化を教えること	1	2	3

お子さんの放課後等の過ごし方についておうかがいします。

問７　お子さんは、平日の放課後の時間をどのような場所で過ごしていますか。あてはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ週当たり日数を数字でご記入ください。

また、「放課後児童クラブ（学童保育）」の場合には、利用している時間も（　　）内に数字でご記入いただき、土曜日の利用状況もお答えください。時間は必ず（例）17時のように、24時間制でご記入ください。

過ごしている場所	週当たり日数等
１．自宅	週（　　）日くらい
２．祖父母宅や友人・知人宅	週（　　）日くらい
３．習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	週（　　）日くらい
４．児童館	週（　　）日くらい
５．放課後子ども教室※1	週（　　）日くらい
６．放課後児童クラブ（学童保育）※2	週（　　）日くらい ⇒下校時から（　　）時まで（　　）時間 ⇒うち土曜日の利用　１．ある　　２．ない
７．ファミリー・サポート・センター	週（　　）日くらい
８．その他（公民館、公園など）	週（　　）日くらい

※1　放課後子ども教室とは、地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館などで学習・スポーツ・文化芸術活動などを行うものです。保護者の就労の有無にかかわらず、すべての小学生が利用できます。木津川市では、現在、７校区で地域の実情に合わせて実施しています。

※2　放課後児童クラブ（学童保育）とは、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、子どもの生活の場を提供する事業です。利用にあたっては、一定の利用料がかかります。木津川市には、現在、各小学校あるいは小学校付近に 19 か所設置されています。

問８　**問７で「６．放課後児童クラブ（学童保育）」に○をつけた方におうかがいします。該当しない方は問９へお進みください。**

（１）放課後児童クラブ（学童保育）を利用しているのは、主にどのような理由ですか。（１つだけ○）

お子さんの身の回りの世話を主にしている保護者が、

１．現在就労している　　２．就労予定がある
３．家族・親族などを介護している　　４．病気や障がいがある
５．学生である　　６．その他（具体的に　　）

（２）お子さんが何年生まで放課後児童クラブ（学童保育）を利用したいですか。（１つだけ○）

１．１年生のみ　　２．２年生まで　　３．３年生まで
４．４年生まで　　５．５年生まで　　６．６年生まで
７．わからない・未定

（3）放課後児童クラブ（学童保育）に対してどのように感じていますか。（あてはまるものすべてに〇）

1．定員を増やしてほしい	2．利用時間を延長してほしい
3．日曜日・祝日も開いてほしい	4．施設・設備を改善してほしい
5．クラブ活動を実施してほしい	6．勉強や習い事を教えてほしい
7．保育所や幼稚園でも開設してほしい	
8．現在のままでよい	
9．その他（具体的に　　）	

★次は問10へお進みください。

問９　**問７で「６．放課後児童クラブ（学童保育）」を選ばれなかった方におうかがいします。**

放課後児童クラブを利用していない主な理由をお答えください。（１つだけ〇）

お子さんの身の回りの世話を主にしている保護者が、

1．現在就労していないから
2．就労しているが、放課後児童クラブ（学童保育）を知らなかったから
3．就労しているが、近くに放課後児童クラブ（学童保育）がないから
4．就労しているが、放課後児童クラブ（学童保育）に空きがないから
5．就労しているが、放課後児童クラブ（学童保育）の開所時間が短いから
6．就労しているが、利用料がかかるから
7．就労しているが、子どもは放課後の習い事をしているから
8．就労しているが、放課後の短時間ならば、子どもだけでも大丈夫だと思うから
9．就労しているが、他の施設に預けているから
10．その他（具体的に　　）

問10　**すべての方におうかがいします。**

お子さんについて、今後、放課後児童クラブ（学童保育）を利用したいとお考えですか。低学年の期間、高学年の期間に分けて、平日、土曜日、日曜日、夏休みや冬休みなどの長期休業それぞれについて、利用意向と利用したい日数、回数、時間帯をそれぞれ数字でご記入ください。

時間帯は必ず（例）10時～18時のように24時間制でご記入ください。

（1）低学年（１～３年生）の期間　　**※お子さんが高学年の場合は、（2）へお進みください。**

曜日等	利用意向
平　日	1．利用したい　⇒　**週当たり（　　）日利用　下校時～（　　）時まで** 2．利用希望はない
土曜日	1．利用したい　⇒　**月当たり（　　）回利用　（　　）時～（　　）時まで** 2．利用希望はない
日曜日	1．利用したい　⇒　**月当たり（　　）回利用　（　　）時～（　　）時まで** 2．利用希望はない
夏休みや冬休みなど長期休業	1．利用したい　⇒　**週当たり（　　）日利用　（　　）時～（　　）時まで** 2．利用希望はない

（2）高学年（４～６年生）の期間

曜日等	利用意向
平　日	１．利用したい　⇒　**週当たり（　　）日利用　下校時～（　　）時まで** ２．利用希望はない
土曜日	１．利用したい　⇒　**月当たり（　　）回利用　（　　）時～（　　）時まで** ２．利用希望はない
日曜日	１．利用したい　⇒　**月当たり（　　）回利用　（　　）時～（　　）時まで** ２．利用希望はない
夏休みや冬休みなど長期休業	１．利用したい　⇒　**週当たり（　　）日利用　（　　）時～（　　）時まで** ２．利用希望はない

お子さんの病気の際の対応についておうかがいします。

問11　この１年間に、お子さんが病気やケガで学校を休んだことはありますか。（どちらかに○）

１．あった　**⇒問11-１へ**　　２．なかった　**⇒問12へ**

問11-１　お子さんが病気やケガで学校を休んだ場合、この１年間に行った対応として、あてはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も数字で（　　）にご記入ください。（半日程度の対応も１日としてください。）

１年間の対処方法	年間の日数	
１．母親が休んだ	（　　）日	**⇒問11-２へ**
２．父親が休んだ	（　　）日	
３．母親または父親のうち就労していない方が子どもをみた	（　　）日	**⇒問12へ**
４．（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった	（　　）日	
５．病児・病後児保育※を利用した	（　　）日	
６．ベビーシッターを利用した	（　　）日	
７．やむを得ず子どもだけで留守番をさせた	（　　）日	
８．その他（具体的に　　）	（　　）日	

※「病児・病後児保育」とは、病気中又は病気の回復期で保育所や幼稚園などが利用できないお子さんを一時的にお預かりする事業で、木津川市では京都山城総合医療センターと共同で運営しています。

問11-２　**問11-１で「１．母親が休んだ」または「２．父親が休んだ」に○をつけた方におうかがいします。**

その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。どちらかの番号に○をつけ、日数についても（　　）内に数字でをご記入ください。

１．できれば病児・病後児保育施設等を利用したい　⇒（　　）日　　**⇒問11-３へ**

２．利用したいとは思わない　　**⇒問11-４へ**

問11-３　**問11-２で「１．できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」に○をつけた方におうかがいします。**

子どもを預ける場合、どのような形態が望ましいと思われますか。

（あてはまるものすべてに○）

１．小児科に併設したもの
２．他の施設（例：幼稚園・保育所等）に併設したもの
３．地域住民等が保育するもの（例：ファミリー・サポート・センター等）
４．その他（具体的に　　）

★次は問12へお進みください。

問11-４　**問11-２で「２．利用したいとは思わない」に○をつけた方におうかがいします。**

利用したいと思わないのは、どのような理由ですか。（あてはまるものすべてに○）

１．親が仕事を休んでみるのが当然と思うから
２．親が休むことができるから
３．他人にみてもらうのは不安
４．サービスの質に不安がある
５．サービスの利便性（立地や利用時間など）がよくない
６．利用料がかかる・高い
７．利用料や利用方法がわからない
８．その他（具体的に　　）

お子さんの宿泊を伴う一時預かり等の利用についておうかがいします。

問12　この１年間に、お子さんについて、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族（兄弟姉妹含む）の育児疲れや育児不安、病気など）により、泊りがけで年間何日くらい家族以外に預ける必要があると思いますか。

短期入所生活援助事業（ショートステイ）（児童養護施設等で一定期間、子どもをお預かりする事業）の利用希望の有無についてあてはまる番号に○をつけてください。利用したい場合は、目的別の内訳、あてはまる記号すべてに○をつけ、それぞれの泊数も（　　）内に数字でご記入ください。

事業の利用	利用目的	年間の泊数
１．利用したい	ア．冠婚葬祭	（　　）泊
	イ．保護者や家族の育児疲れ・不安	（　　）泊
	ウ．保護者や家族の病気	（　　）泊
	エ．その他（具体的に　　）	（　　）泊
２．利用する必要はない		

子どもの育ちをめぐる環境についておうかがいします。

問13　お子さんの子育てに、大きく影響すると思われる環境はどこだと思いますか。

（あてはまるものすべてに○）

1．家庭	2．地域	3．小学校	4．放課後児童クラブ（学童保育）
5．学習塾	6．習い事の場	7．その他（具体的に　　）	

問14　子育てについて、あなたのお気持ちに一番近いものをお答えください。（１つだけ○）

1．とても楽しい	2．楽しい	3．少し不安または負担を感じる
4．とても不安または負担を感じる		5．どちらともいえない

問15　子育てで日頃悩んでいることや不安に感じることはどのようなことですか。お子さんのこと、保護者自身のこと、それぞれについてお答えください。（あてはまるものすべてに○）

【お子さんのこと】

1．病気や発育・発達　2．食事や栄養　3．育児の方法
4．子どもとの時間がとれない　5．子どもとの接し方　6．子どもの教育や将来の教育費
7．友だちづきあい（いじめ等を含む）　8．登校拒否・不登校
9．子どもの生活リズムが乱れている　10．特に悩みや不安に感じることはない
11．その他（具体的に　　）

【保護者自身のこと】

12．仕事や自分のやりたいことができない　13．配偶者・パートナーの協力が少ない
14．話し相手や相談相手、協力者がいない　15．保護者同士の交流・つきあいが難しい
16．子どもを叱りすぎているような気がする　17．家族の中での子育て方針の違い
18．子育てのストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかったりしてしまう
19．地域の子育て支援サービス※の内容や利用・申し込み方法がよくわからない
20．住居が狭い　21．特に悩みや不安に感じることはない
22．その他（具体的に　　）

※地域の子育て支援サービスとは、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターなどの事業のことです。
ファミリー・サポート・センターは、木津川市社会福祉協議会に委託しており、地域住民の会員制による子どもを預けたり預かったりする事業です。

問16　子育てに関して、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所はありますか。（１つだけ○）

1．相談できる人・場所がある　**⇒問16-１へ**
2．相談できる人・場所はない　**⇒問16-２へ**
3．相談することはない　**⇒問17へ**

問16-１　**問16で「１．相談できる人・場所がある」に○をつけた方におうかがいします。**それはどこですか。（あてはまるものすべてに○）

1．親や家族	2．友人や知人	3．近所の人
4．子育てサークル・NPO・子育て支援施設（児童館等）		
5．保健所・保健センター	6．小学校	7．習い事・塾
8．民生委員・児童委員	9．かかりつけの医師	10．市の子育て関連担当窓口
11．母子父子自立支援員	12．児童相談所	13．民間の電話相談
14．その他（具体的に　　）		

問16-２　**問16で「２．相談できる人・場所はない」に○をつけた方におうかがいします。**相談できる人・場所がないのは、どのような理由ですか。（あてはまるものすべてに○）

１．人づきあいが苦手だから	２．外に出るのが好きではない
３．他人に子どものことをあれこれ言われたくない	４．誰に相談していいのかわからない
５．祖父母やきょうだいなどとあまりつきあいがない	６．木津川市に引っ越してきて間がない
７．その他（具体的に　　）	

問17　**すべての方におうかがいします。**

あなたのご家庭では、ご近所や地域の方々との付き合いはどうですか。（１つだけ○）

１．親しい	２．付き合いがあり、やや親しい	３．少々付き合いがある
４．付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度		５．分からない

問18　お子さんは、次のような活動へ参加していますか。（あてはまるものすべてに○）

１．子育て支援サークル活動	２．スポーツ活動	３．文化・音楽活動
４．キャンプ等の野外活動	５．子ども会等の青少年団体活動	
６．リサイクル等の環境分野での社会貢献活動		
７．その他の活動（具体的に　　）		

問19　お子さんの休日や夜間の急な発熱などの急病時には、どのように対応していますか。（１つだけ○）

１．休日救急診療所※1	２．かかりつけ医
３．電話相談※2	４．受診できる医療機関を知らない
５．その他（具体的に　　）	

※1　木津川市を含む相楽広域行政組合において、木津川市内の相楽会館1階に「相楽休日応急診療所」を開設しています。

※2　京都府では、看護師または小児科医師が電話相談に対応する「小児救急電話相談事業」を実施しています。相談対象は、府内に住む 15 歳未満の子ども及びその家族等で、年中無休です。
相談時間は午後7時から翌朝8時まで、土曜日は午後3時から翌朝8時までです。
利用方法は、固定・携帯電話から、全国統一番号の【＃8000】番で利用できます。

問20　次の１～14の事業を知っていたり、これまでに利用したことはありますか。また、今後、利用したいと思いますか。（それぞれについて、あてはまるものすべてに○）

事業名	知っているものに○	利用したことがあるものに○	今後利用したいものに○
１．病児・病後児保育室「おひさま」	1	1	1
２．公民館や図書館、交流会館での親子対象の交流等活動	2	2	2
３．教育相談センター・木津川市カウンセリングルーム	3	3	3
４．木津川市教育支援センター「キッズふれあい教室」	4	4	4
５．子育て世代包括支援センター宝箱※	5	5	5
６．家庭児童相談室・子育ていきいきサポート窓口	6	6	6
７．市が提供する子育て情報（子育て応援サイト　きづがわいい）	7	7	7
８．子育て短期支援事業	8	8	8
９．地方通級指導教室「ことばの教室」	9	9	9
10．ひとり親家庭医療費助成制度	10	10	10
11．児童館の体験学習・講座	11	11	11
12．京都府こども発達支援センター	12	12	12
13．京都府家庭支援総合センター	13	13	13
14．ファミリー・サポート・センター事業	14	14	14

※「子育て世代包括支援センター」とは、妊娠期から子育て期までを安心して過ごせるようサポートする事業です。

問21　次の環境等について、子どもにとって必要であると思いますか。（それぞれについて、１つだけ○）

項　　目	必要である	できれば与えられた方がよい	必要でない
１．１日３度（朝・昼・夕）の食事	1	2	3
２．必要なときに病院・診療所に行く	1	2	3
３．季節にあった衣服	1	2	3
４．おこづかい	1	2	3
５．希望すれば大学等への進学	1	2	3

問21-１　次の環境等について、あなたの家庭では経済的理由によりお子さんに与えられていないものや与えられそうにないものがありますか。（それぞれについて、どちらかに○）

項　　目	与えられている（与えられる見込みである）	与えられていない（与えられそうにない）
１．１日３度（朝・昼・夕）の食事	1	2
２．必要なときに病院・診療所に行く	1	2
３．季節にあった衣服	1	2
４．おこづかい	1	2
５．希望すれば大学等への進学	1	2

問22　木津川市の子育て環境や支援への満足度について、５段階評価でお答えください。（１つだけ○）

満足度が低い ←――――――――――――――――→ 満足度が高い

１　　２　　３　　４　　５

問22-１　満足度が高いところはどのような点ですか。（あてはまるものすべてに○）

１．幼稚園や保育所・認定こども園の整備
２．病児・病後児保育
３．放課後児童クラブ（学童保育）
４．子育てに関する情報提供
５．子育てに関する相談体制
６．子どもに対する医療体制
７．ひとり親家庭に対する支援
８．障がいのある子どもへの子育て支援
９．仕事と家庭生活の両立支援
10．親子同士の交流の機会
11．親子が楽しめる観劇・音楽会などの催し
12．子育てに配慮された公共施設の整備
13．子どもの遊び場の整備
14．子どもを事故や犯罪から守る対策
15．地域住民による子育て支援活動
16．子育てにかかる経済的負担の軽減
17．わからない
18．特にない
19．その他（具体的に　　）

問22-２　今後充実してほしいと思うところはどのような点ですか。（あてはまるものすべてに○）

１．幼稚園や保育所・認定こども園の整備	２．病児・病後児保育
３．放課後児童クラブ（学童保育）	４．子育てに関する情報提供
５．子育てに関する相談体制	６．子どもに対する医療体制
７．ひとり親家庭に対する支援	８．障がいのある子どもへの子育て支援
９．仕事と家庭生活の両立支援	10．親子同士の交流の機会
11．親子が楽しめる観劇・音楽会などの催し	12．子育てに配慮された公共施設の整備
13．子どもの遊び場の整備	14．子どもを事故や犯罪から守る対策
15．地域住民による子育て支援活動	16．子育てにかかる経済的負担の軽減
17．わからない	18．特にない
19．その他（具体的に　　）	

問22-３　あなたにとって望ましい子育て支援施策は何ですか。（あてはまるもの３つまで○）

１．仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進	２．子育てにおける経済的負担の軽減
３．子育てのための安心・安全な環境整備	４．地域における子育て支援
５．妊娠・出産の支援	６．若者の自立とたくましい子どもの育ちの推進
７．健診など子どもの健康の支援	
８．生命の大切さ、家庭の役割についての理解を促進させる施策	
９．わからない	10．特にない
11．その他（具体的に　　）	

問22-４　子育てに必要な施策などの情報をどのように入手されていますか。（あてはまるもの３つまで○）

１．市町村の広報やパンフレット	２．市の子育て関連担当窓口	
３．インターネット（ホームページ、ブログ、X・フェイスブックなどのＳＮＳ）		
４．子育て雑誌・育児書	５．テレビ、ラジオ、新聞	６．友人・知人
７．隣近所・地域の人	８．子育てサークルの仲間	９．保育所、幼稚園、学校
10．情報の入手先がない	11．情報の入手手段がわからない	

■最後に、木津川市の子育て支援についてのご意見、ご提案などがありましたら、お書きください。

調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。
切手は貼らずに同封の封筒に入れて、ご投函ください。

追加資料②

木津川市
子育て支援に関するアンケート調査
結果報告書
（概要版）

令和６年３月
木津川市

目　次

第1章　調査の概要 1

1．調査の目的 1
2．調査の種類と実施方法 1
3．配布と回収状況 1

第2章　就学前児童調査結果 2

1．調査結果のポイント 2
■子育てを主に行っている方 2
■保護者の就労状況と今後の意向 3
■育児休業の取得状況 4
■育児休業を取得していない理由 5
■育児休業取得後の職場復帰の状況 6
■短時間勤務制度の利用 6
■短時間勤務制度を利用しなかった理由 7
■社会保険料免除についての認知状況 8
■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況 8
■利用している平日の定期的な教育・保育サービス 9
■平日の定期的な教育・保育サービスの利用希望 10
■土曜日の定期的な教育・保育サービスの利用希望 11
■幼稚園利用者の長期休暇中のサービスの利用希望 11
■病気やケガにより休んだ際の対処方法 12
■病児・病後児保育施設等の利用希望 12
■不定期に利用しているサービス 13
■不定期の教育・保育サービスの利用希望形態 13
■子育て支援事業の利用状況 14
■子育て支援事業の利用意向 14
■放課後に過ごさせたい場所 15
■放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望学年 15
■子育てに大きく影響すると思われる環境 16
■子育てについての気持ち 16
■子育ての悩みや不安 17
■子育て（教育を含む）に関する相談先の有無 18
■子育てに関する相談先がない理由 18
■近所付き合いの程度 19
■遊び場で困ること・困ったこと 19
■急病時の対応 20

■子育て支援事業の認知状況、利用状況、利用意向 21
■木津川市の子育て環境や支援への満足度 22
■今後充実してほしいところ 22
■子育てに必要な情報の入手方法 23

2．回答者および対象児童の属性 23
（1）対象児童の年齢 23
（2）世帯員の人数及び子どもの人数 24
（3）回答者の配偶関係 24
（4）父母の年齢 24
（5）子育てを主に行っている方 24
（6）世帯収入 25

3．木津川市の子育て支援に関して（自由記述） 26

第3章　小学生児童調査結果 27

1．調査結果のポイント 27
■子育てを主に行っている方 27
■保護者の就労状況と今後の意向 28
■子どもが小学校教育の場で身につけてほしいこと 29
■放課後の時間を過ごしている場所 30
■放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望学年 30
■放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向 31
■病気やケガにより休んだ際の対処方法 33
■病児・病後児保育施設等の利用希望 33
■病児・病後児保育施設等の利用を希望しない理由 34
■子育ての悩みや不安 35
■子育て（教育を含む）に関する相談先の有無 36
■子育てに関する相談先がない理由 36
■近所付き合いの程度 37
■急病時の対応 37
■子育て支援事業の認知状況、利用状況、利用意向 38
■木津川市の子育て環境や支援への満足度 39
■今後充実してほしいところ 39
■子育てに必要な情報の入手方法 40

2．回答者および対象児童の属性 41
（1）対象児童の年齢 41
（2）世帯員の人数及び子どもの人数 41

（3）回答者の配偶関係 41
（4）父母の年齢 41
（5）子育てを主に行っている方 42
（6）世帯収入 42

3．木津川市の子育て支援に関して（自由記述） 43

参考：「生活困窮について」 45
（1）本調査における「生活困難」の取り扱いについて 45
（2）生活困難層の割合 46

第１章　調査の概要

１．調査の目的

本調査は、「第3期木津川市子ども・子育て支援事業計画」（令和7（2025）年度～令和 11（2029）年度）の策定に向けて、子育て家庭の生活状況や市の施策に対するご意見・ご要望についてお聞かせいただくことを目的として実施したものです。

２．調査の種類と実施方法

本調査においては、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

調査の種類	調査の対象（母集団）	調査期間	実施方法
就学前児童アンケート	市内の就学前児童 （0～5歳）の保護者	令和6年　1月～2月	郵送による 配布・回収及び Web調査
小学生アンケート	市内の小学生児童 （小学1～6年生）の保護者	令和6年　1月～2月	

３．配布と回収状況

調査票の配布と回収の状況は次のとおりです。

		配布数	回収数	回収率
就学前児童アンケート	郵送	2,000票	389票	41.7%
	Web		444票	
	合計		833票	
小学生アンケート	郵送	2,000票	455票	41.3%
	Web		370票	
	合計		825票	

【参考】		配布数	回収数	回収率
就学前児童アンケート	前回	2,000票	933票	46.7%
小学生アンケート	前回	2,000票	930票	46.5%

第２章　就学前児童調査結果

１．調査結果のポイント

■子育てを主に行っている方

「父母ともに」が増加

子育てを主にしているのは、「父母ともに」が 54.1%で最も多く、次いで「主に母親」が 43.3%となっています。「主に父親」が 0.2%、「主に祖父母」が 0.4%となっています。

前回調査と比較すると、「父母ともに」が1割程度増加しています。

また、世帯年収別にみると、800 万円以上では、「父母ともに」が多くなっています。

母親の就労状況別にみると、「父母ともに」は“フルタイム　休業中ではない”で 72.2%と多くなっています。

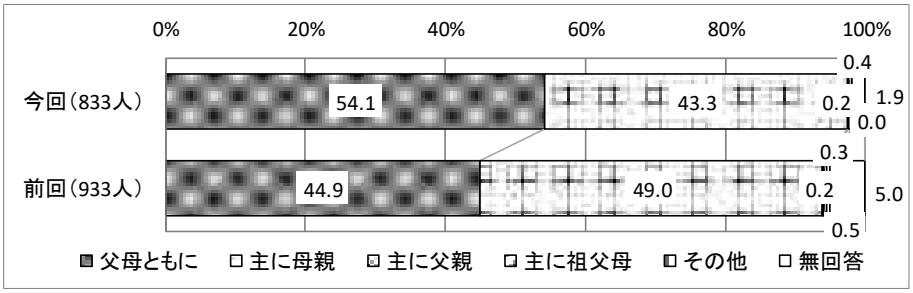

【母親の就労状況別】

	n 数	父母ともに	主に母親	主に父親	主に祖父母	その他	無回答
全体	833	54.1%	43.3%	0.2%	0.4%	0.0%	1.9%
フルタイム 休業中ではない	223	○ 72.2%	● 26.9%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%
フルタイム 休業中である	101	57.4%	40.6%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%
パートタイム 休業中ではない	233	54.5%	45.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
パートタイム 休業中である	30	● 40.0%	○ 60.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
就労していない	219	● 38.4%	○ 60.7%	0.5%	0.5%	0.0%	0.0%

■保護者の就労状況と今後の意向

1年後の就労意向は約8割

母親の現在の就労状況をみると、現在、1年後ともに「フルタイム　産休・育休・介護休業中ではない」が最も多く、現在は 26.8%、1年後は 34.1%となっています。

『フルタイム就労』(産休・育休・介護休業中を含む)が現在は 38.9%、1年後は 38.7%、『パートタイム就労』(産休・育休・介護休業中を含む)が現在は 31.6%、1年後は 38.8%で、就労率は合わせて現在が 70.5%、1年後は 77.5%で、1年後は 7.0 ポイント増加しています。

『産休・育休・介護休業中』が、『フルタイム就労』と『パートタイム就労』を合わせて、現在は 15.7%、1年後は 7.8%となっています。

＜母親＞

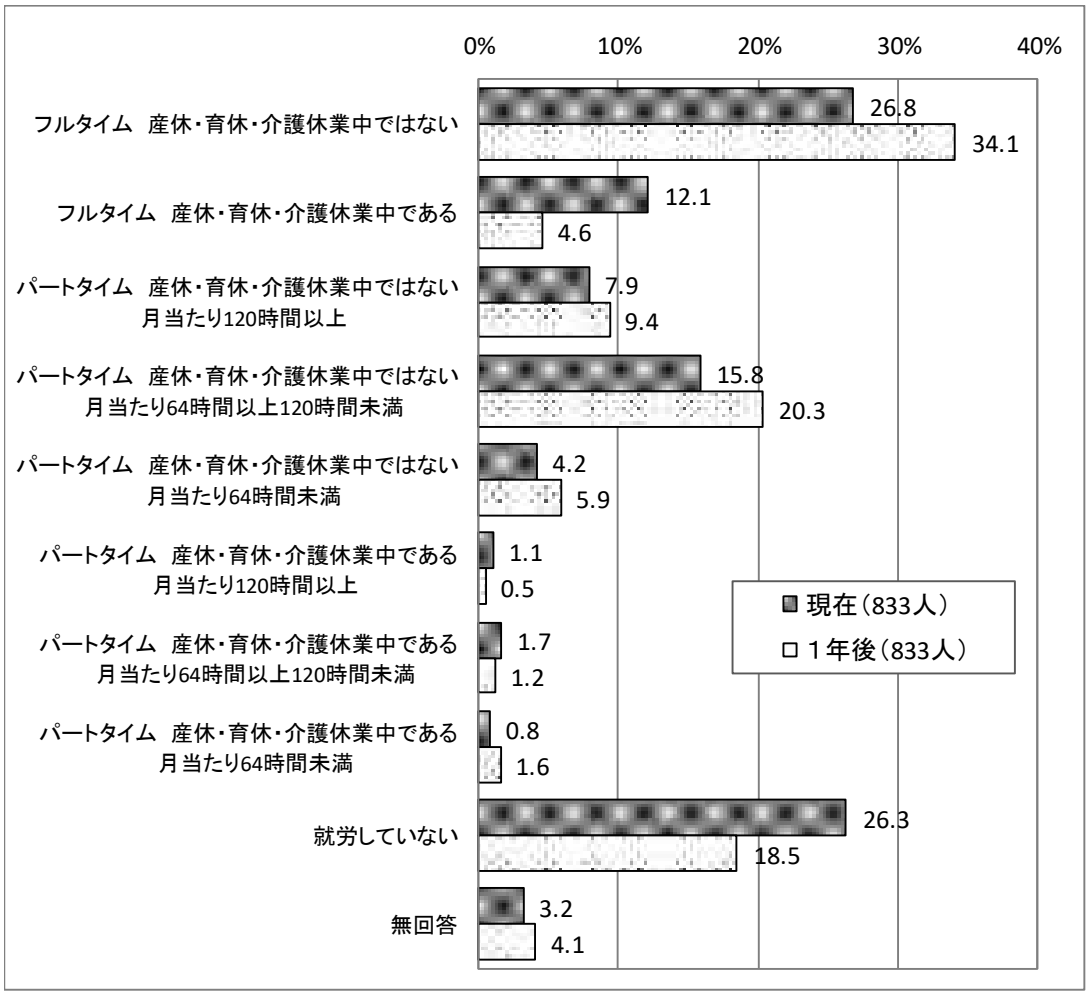

■育児休業の取得状況

「取得した（取得中である）」が増加

育児休業の取得状況をみると、母親では「取得した（取得中である）」とした方は 49.6%、「取得していない」とした方は 9.7%となっています。前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」については1割以上増加しています。

世帯年収別にみると、700 万円以上では「取得した（取得中である）」が多くなっています。

父親では、「取得していない」とした方が 74.3%と多数を占めています。前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」については1割以上増加しています。

世帯年収別にみると、“400 万円未満”では「取得した（取得中である）」が少なく1割以下になっています。

＜母親＞

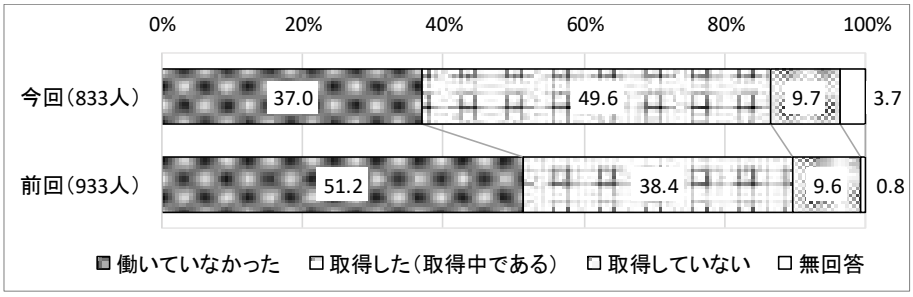

＜父親＞

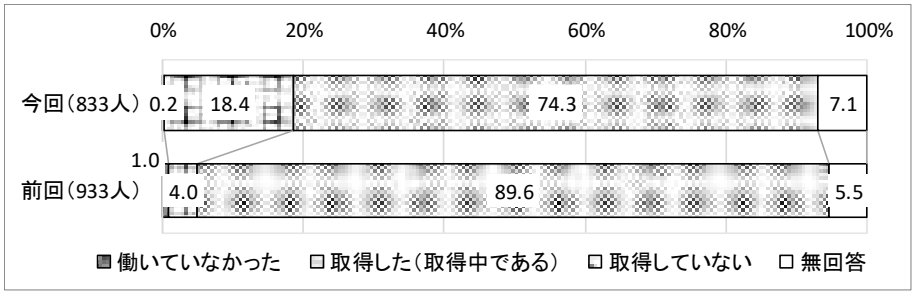

■育児休業を取得していない理由

母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が減少

育児休業の取得状況で「取得していない」と回答した方の未取得の理由をみると、母親では「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が 24.7%で最も多くなっています。父親では「仕事が忙しかった」が 41.7%で最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（38.8%）、「収入減となり、経済的に苦しくなる」（29.6%）となっています。

前回調査と比較すると、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が前回の47.8%から2割以上減少し 23.5%となっています。

＜母親＞

■育児休業取得後の職場復帰の状況

母親では「育児休業取得後、職場に復帰した」が増加

育児休業を取得した方のその後の状況をみると、母親と父親ともに「育児休業取得後、職場に復帰した」との回答が7割以上を占めています。

前回調査と比較すると、母親では「育児休業取得後、職場に復帰した」が1割以上増加しています。

＜母親＞

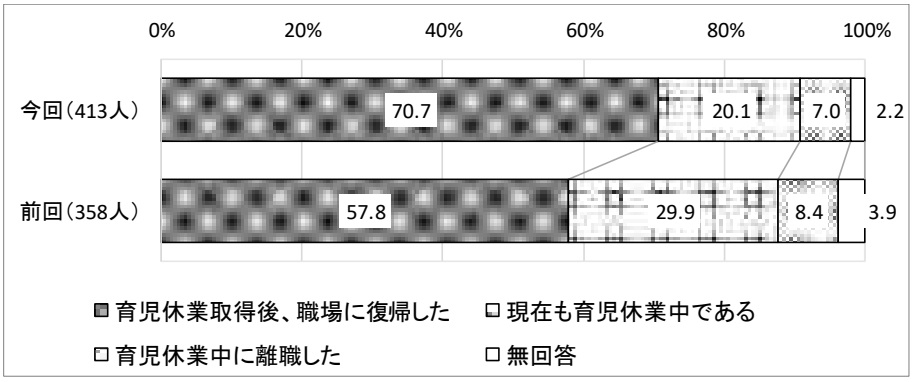

■短時間勤務制度の利用

父親の利用は 5.3%

短時間勤務制度の利用については、母親では、「利用した」が 54.8%で最も多く、「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」が 27.7%、「利用する必要がなかった（フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった）」が 14.7%となっています。

父親では、「利用した」は 5.3%で、「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」が 54.7%と半数以上になっています。

＜父親＞

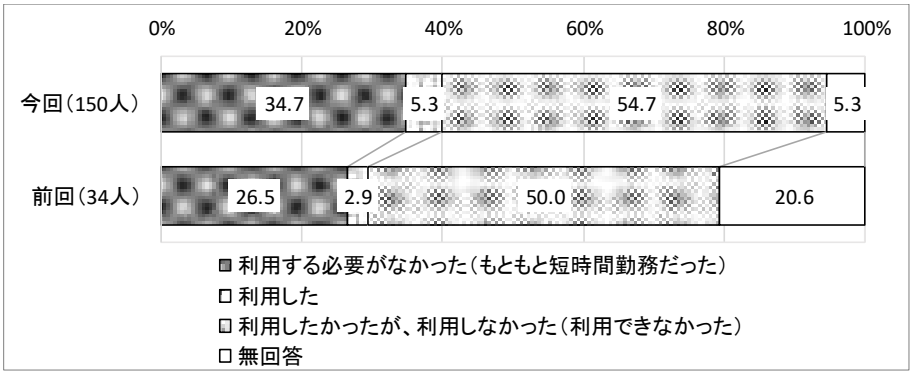

■短時間勤務制度を利用しなかった理由

母親では「職場に短時間勤務制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が減少
父親では「短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる」が増加

短時間勤務制度を利用しなかった理由としては、母親では、「短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる」が最も多くなっています。前回調査と比較すると、母親では「職場に短時間勤務制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」については前回の 22.6%から今回 6.2%に減少しています。

父親については、「短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる」が前回の 23.5%から 48.8%へと2割以上増加しています。

＜母親＞

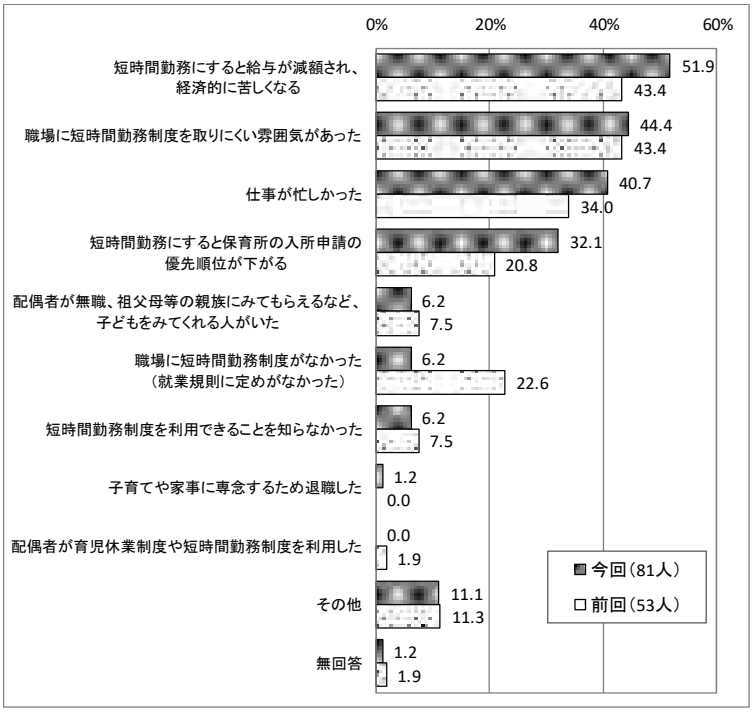

＜父親＞

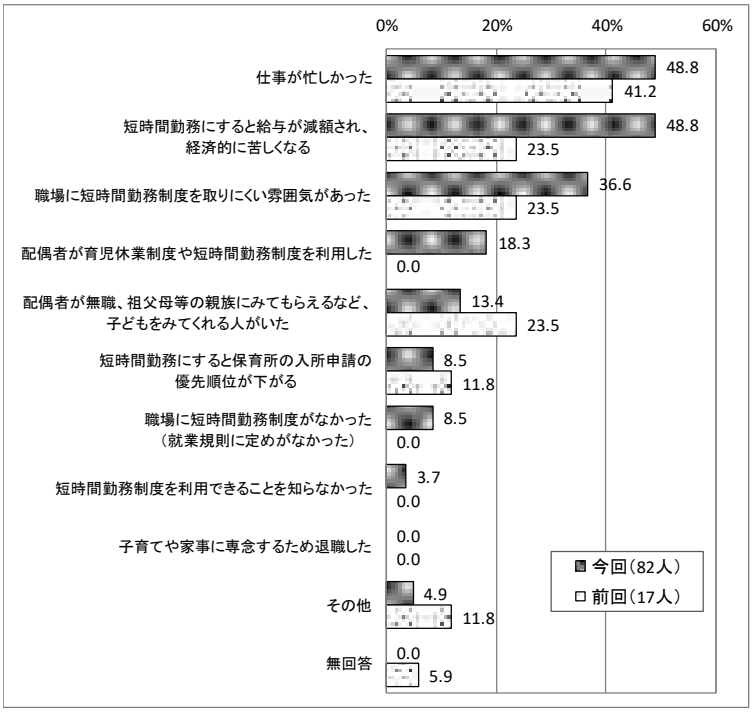

■社会保険料免除についての認知状況

「いずれも知っていた」が増加

前回調査と比較すると、「いずれも知っていた」が前回の約4割から5割以上に増加しています。

世帯年収別にみると、年収 800 万円以上では「いずれも知っていた」が7割以上になっているのに対し、500 万円以下では 42.9%と低くなっています。

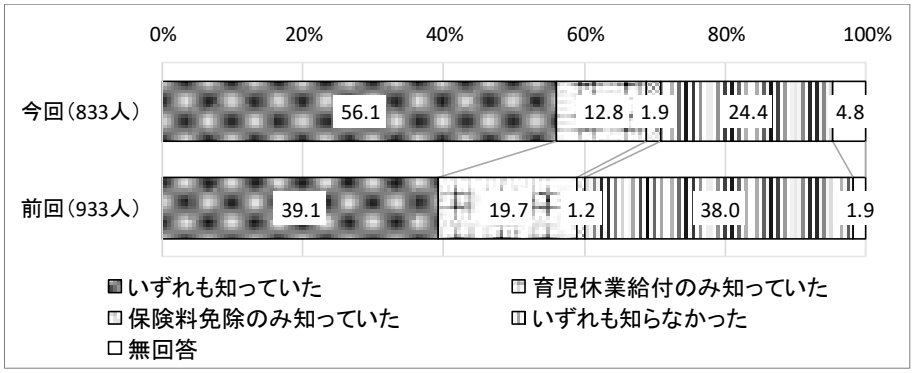

■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

7割以上が利用

平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況をみると、「利用している」方が 72.4%と7割以上になっており、前回調査と比較すると、「利用している」が前回の 62.1%から 72.4%へと1割程度増加しています。

お子さんの年齢別に「利用している」をみると、“0歳”が 24.7%で最も少なくなっています。3歳以上では9割以上の利用になっています。

母親の就労状況別に「利用している」をみると、“フルタイム　休業中ではない”や“パートタイム　休業中ではない”ではそれぞれ9割以上となっています。

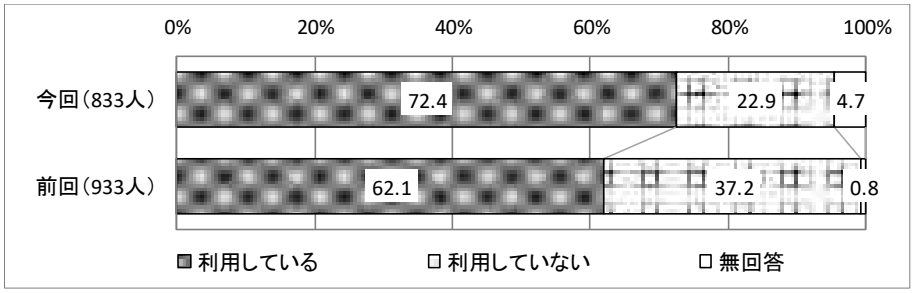

■利用している平日の定期的な教育・保育サービス

「認定こども園」が 43.0%で最も多い

平日に定期的な教育・保育サービスを利用している方の具体的な利用サービスをみると、「認定こども園」が 43.0%で最も多くなっています。次いで「公営の保育所」(27.9%)、「私立の幼稚園」(16.6%)となっています。

前回調査と比較すると、「公立の幼稚園」がやや減少し、「認定こども園」がやや増加しています。

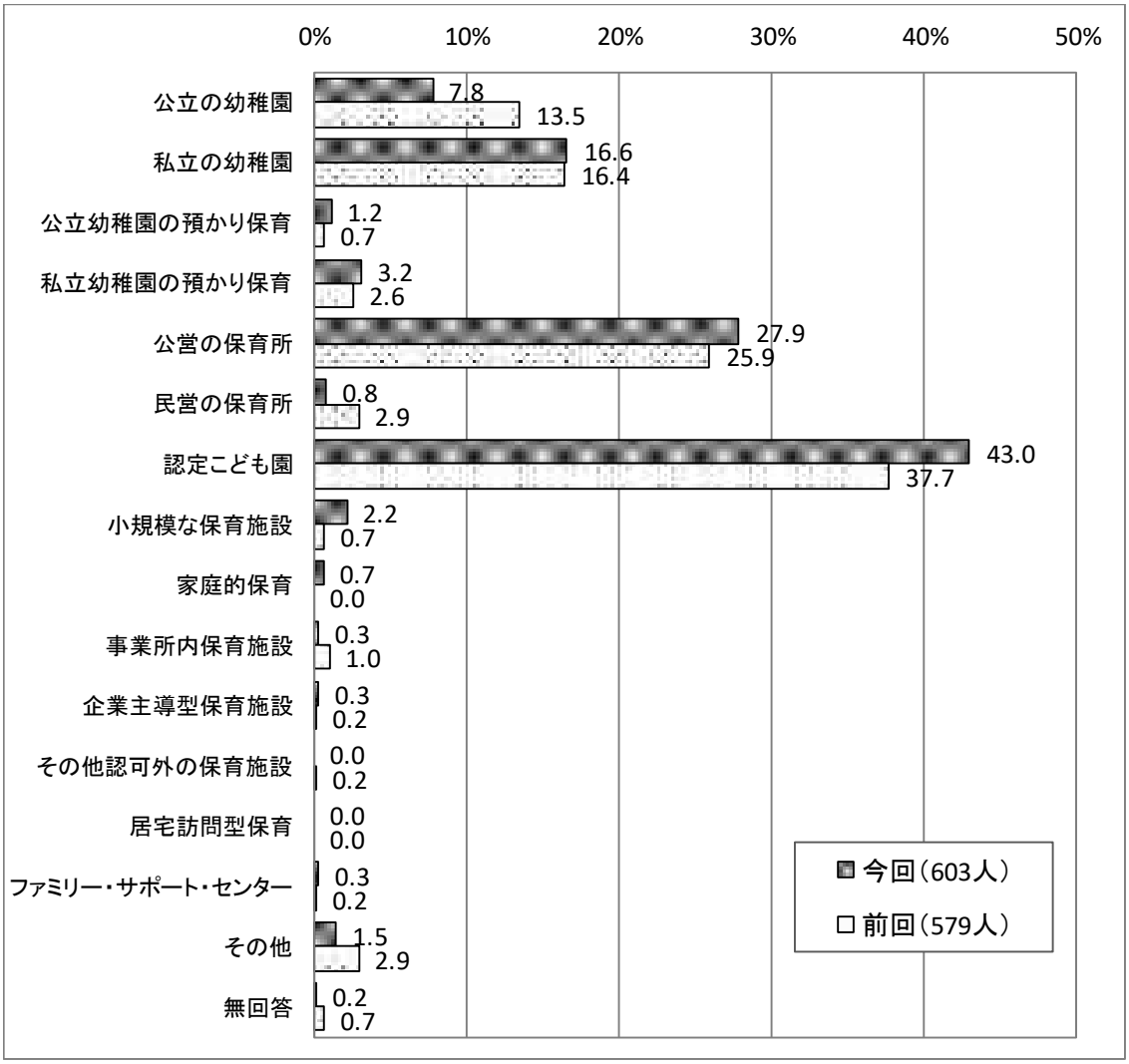

■平日の定期的な教育・保育サービスの利用希望

「公立の幼稚園」が減少

平日に利用したい定期的な教育・保育サービスをみると、「認定こども園」が 46.7%で最も多くなっています。次いで「公営の保育所」（31.8%）、「私立の幼稚園」（21.0%）が続いています。

前回調査と比較すると、「公立の幼稚園」が前回調査より 16.3%減少しています。

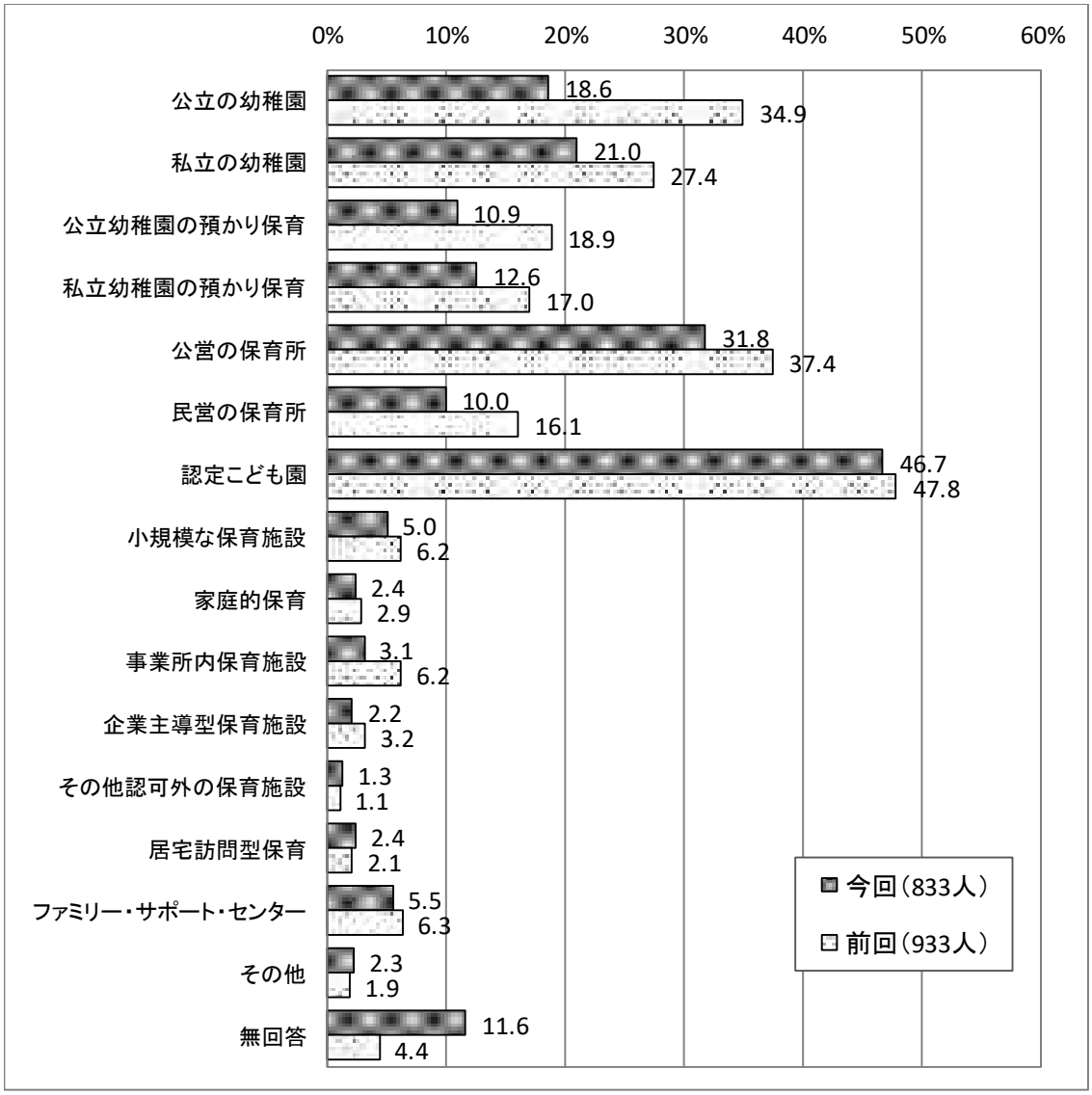

■土曜日の定期的な教育・保育サービスの利用希望

「利用する必要はない」が6割

お子さんの土曜の定期的な教育・保育サービスの利用希望をみると、「利用する必要はない」とする方が 60.7%と6割を占めています。「ほぼ毎週利用したい」は 7.8%、「月に1～2回は利用したい」は 23.9%となっています。

母親の就労状況別にみると、利用希望率は“フルタイム　休業中ではない”で 44.4%と多くなっています。

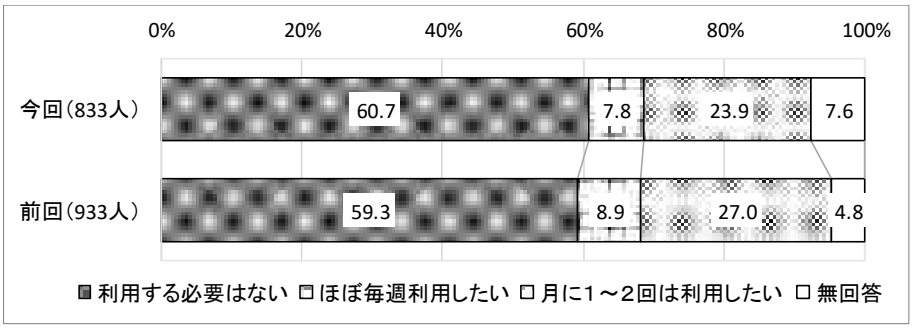

■幼稚園利用者の長期休暇中のサービスの利用希望

利用希望は7割

幼稚園利用者の長期休暇中のサービスの利用希望をみると、利用したい方は 70.5%となっています。

前回調査と比較すると、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が1割以上増加し 21.9%となっています。

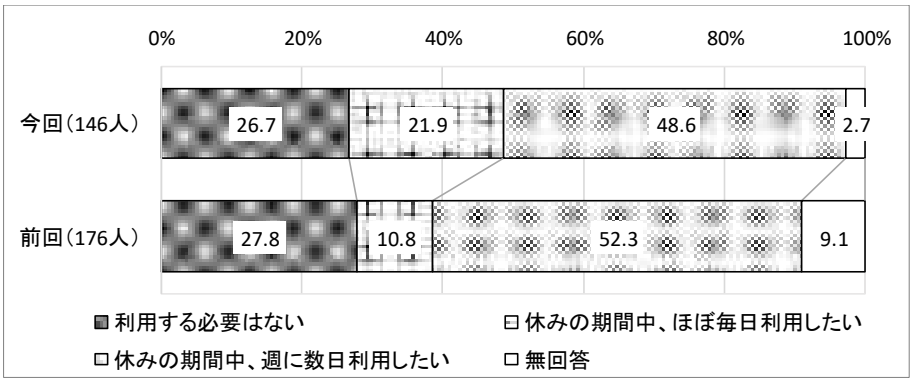

■病気やケガにより休んだ際の対処方法

「父親が休んだ」がやや増加

お子さんの病気やケガで普段の教育・保育サービスが利用できなかった場合の対処方法をみると、「母親が休んだ」（62.6%）が6割以上で最も多くを占めています。次いで「父親が休んだ」（29.8%）と続いています。

前回調査と比較すると、「母親が休んだ」「母親または父親のうち就労していない方が子どもをみた」「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」については減少していますが、「父親が休んだ」については、わずかに増加しています。

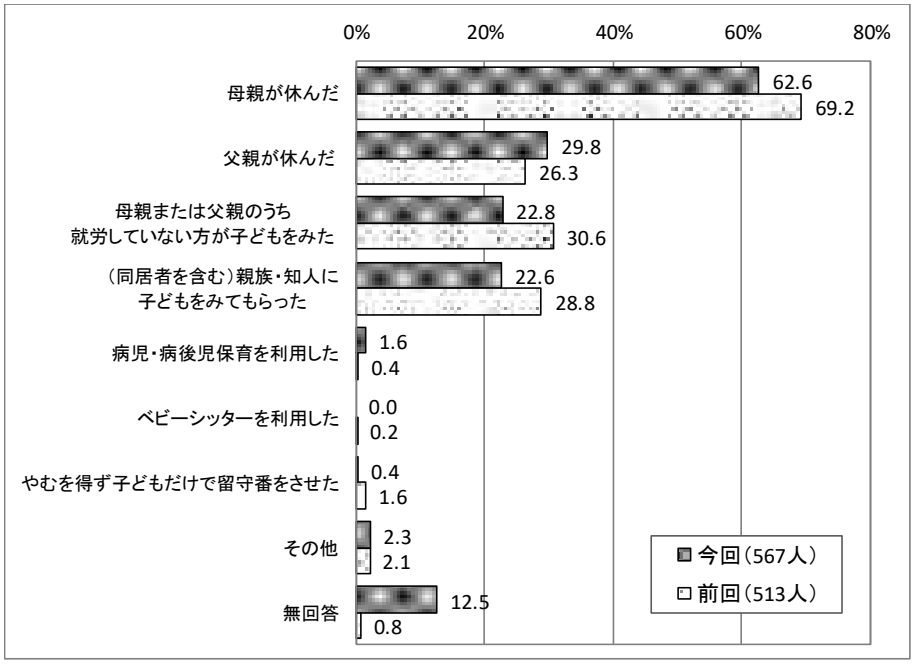

■病児・病後児保育施設等の利用希望

「利用したいとは思わない」が約6割

お子さんの病気やケガで普段の教育・保育サービスが利用できなかった場合の対処方法で、「母親が休んだ」か「父親が休んだ」と回答した方の病児・病後児のための保育施設等の利用意向をみると、「利用したいとは思わない」とした方が 58.8%と6割近くになっています。

前回調査と比較すると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が1割近く減少しています。

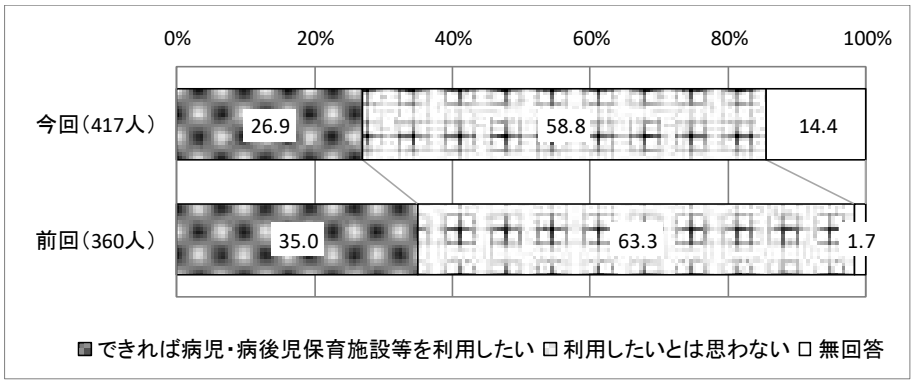

■不定期に利用しているサービス

「利用していない」が 86.3%

保護者の用事で不定期に利用している事業をみると、「利用していない」とした方が 86.3%と多数を占めています。

利用している事業では、「一時預かり」が 3.7%、「幼稚園の預かり保育」が 2.9%となっています。

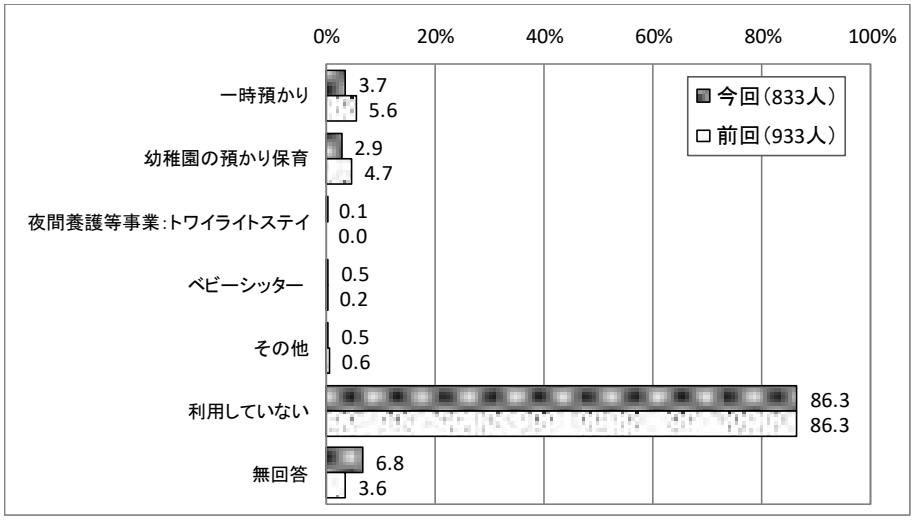

■不定期の教育・保育サービスの利用希望形態

「一時預かり」が約8割

不定期の教育・保育サービスの利用希望形態としては、「一時預かり」が 78.2%で最多く、次いで、「幼稚園の預かり保育」が 51.6%、「ベビーシッター」が 14.9%となっています。

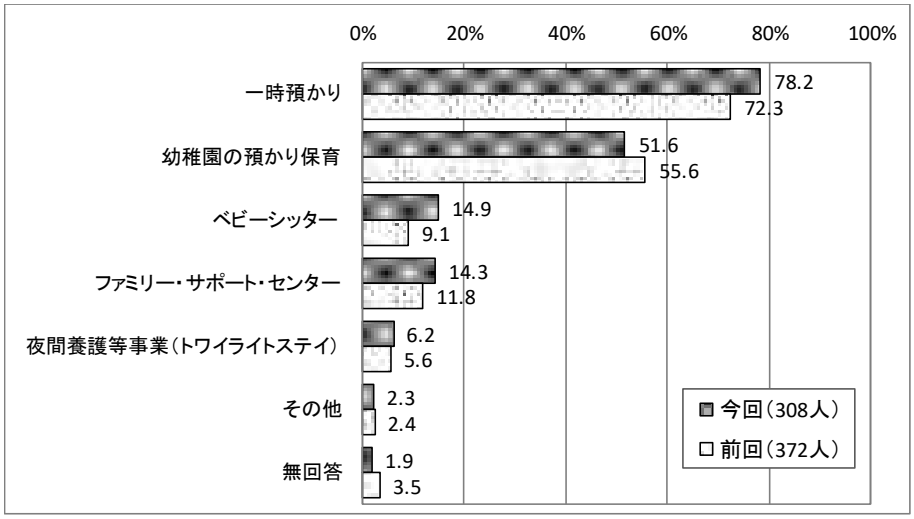

■子育て支援事業の利用状況

「利用していない」が7割以上

子育て支援事業の利用状況をみると、「利用していない」とした方が 76.7%と7割以上になっています。利用している中では、「つどいのひろば」が 11.0%、「子育て支援センター」が 8.4%、「地域子育てサロン」が 2.2%となっています。

お子さんの年齢別にみると、“0歳”で「つどいのひろば」と「子育て支援センター」がやや多くなっています。

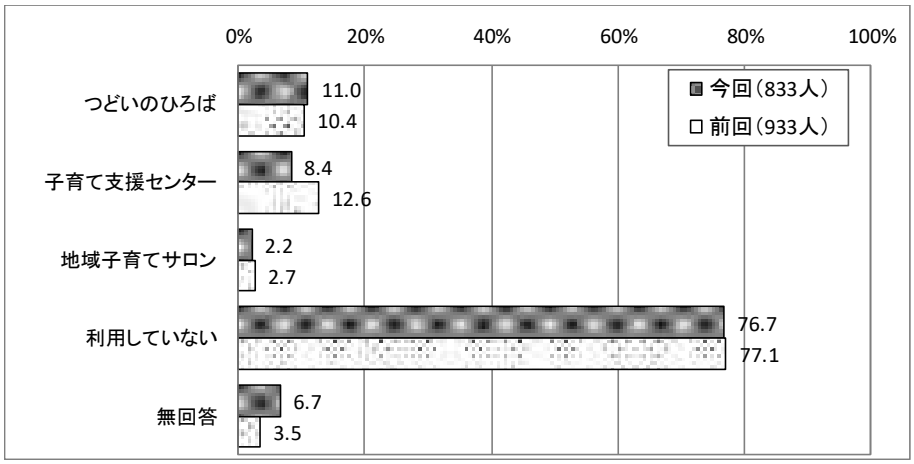

■子育て支援事業の利用意向

新規利用意向は 16.4%

子育て支援事業の利用意向をみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 67.3%と7割近くを占めています、一方、「利用していないが、今後利用したい」が 16.4%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 6.4%となっています。

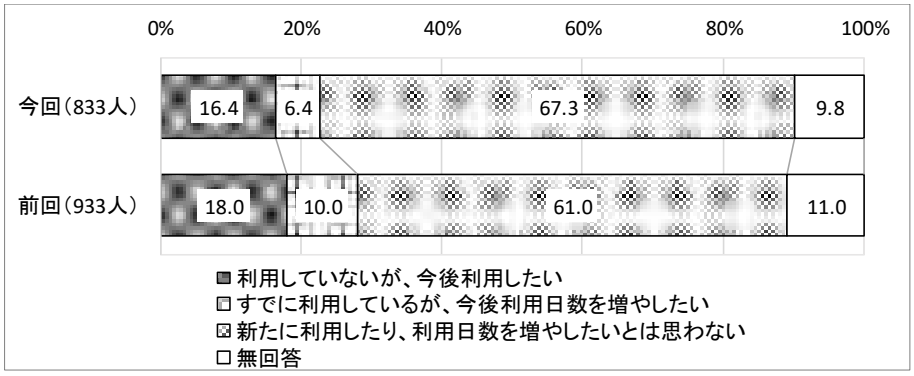

■放課後に過ごさせたい場所

「放課後児童クラブ（学童保育）」が8%増

5歳以上のお子さんの放課後の過ごし方の希望をみると、「自宅」が 65.2%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が 54.5%、「習い事」が 51.5%となっています。

前回調査と比較すると、「放課後児童クラブ（学童保育）」は8%増加しています。

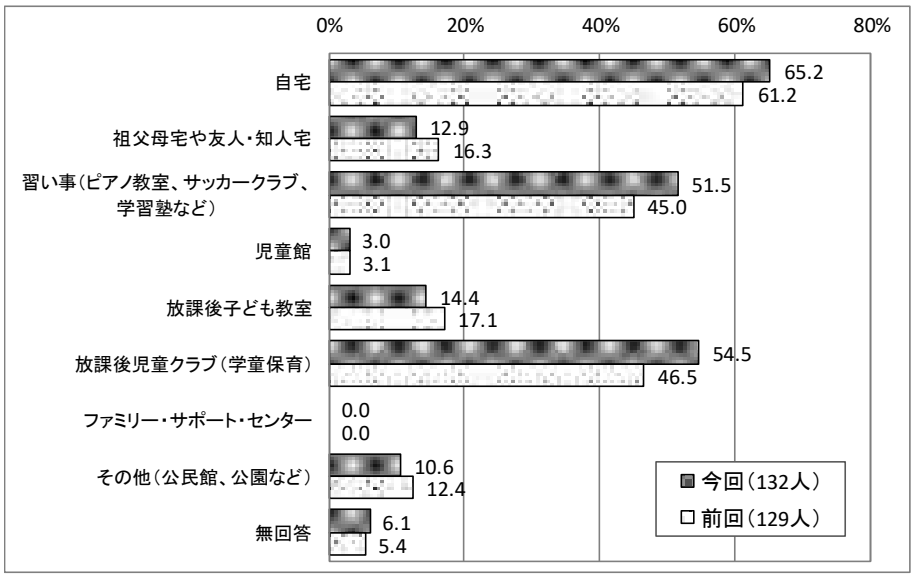

■放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望学年

「6年生まで」が減少

放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望学年は、「3年生まで」が 37.5%で最も多く、次いで、「わからない・未定」が 19.4%、「4年生まで」と「6年生まで」がともに 16.7%となっています。

前回調査と比較すると、「6年生まで」が2割近く減少し、「3年生まで」が1割以上増加しています。

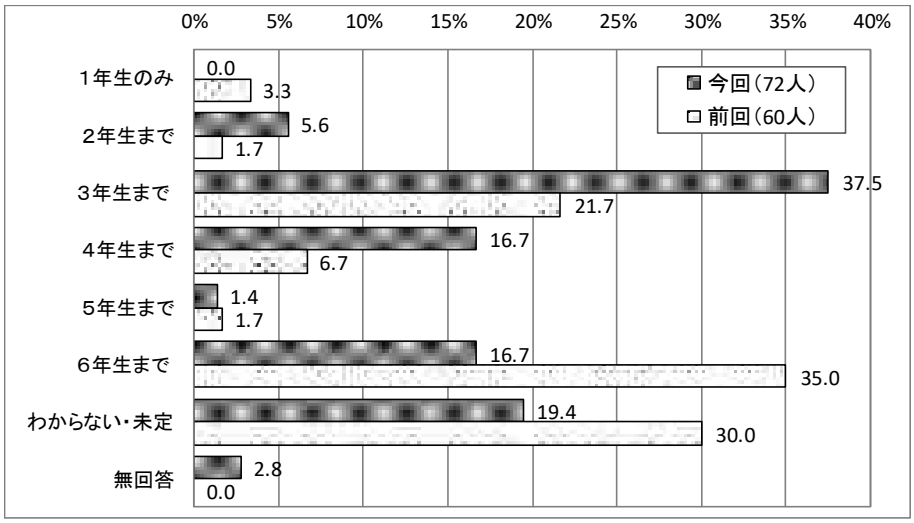

■子育てに大きく影響すると思われる環境

「地域」が減少

子育てに大きく影響すると思われる環境については、「家庭」が 91.1%で最も多く、次いで「保育所」が 43.0%、「認定こども園」が 42.3%となっています。

前回調査と比較すると、「地域」が 47.9%から 41.5%へ減少し、「認定こども園」が 35.0%から 42.3%へ増加しています。

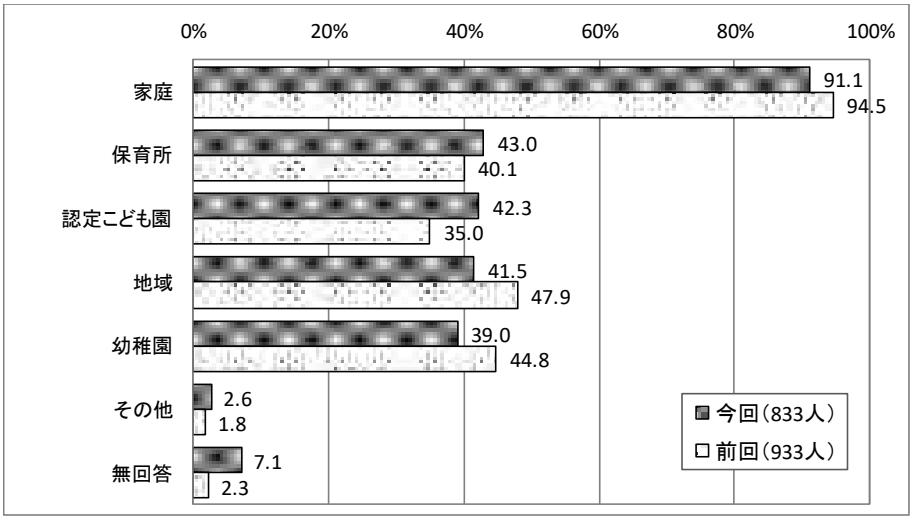

■子育てについての気持ち

『楽しい』が6割以上

「とても楽しい」と「楽しい」を合わせた『楽しい』が 63.5%、「少し不安または負担を感じる」と「とても不安または負担を感じる」を合わせた『不安・負担を感じる』が 26.0%となっています。

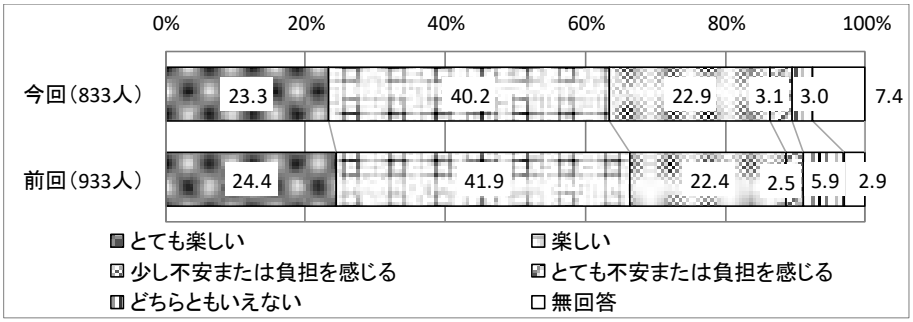

■子育ての悩みや不安

「子育てで出費がかさむ」が増加

子育ての悩みや不安について、お子さんのことについては、「子どものしつけ」が 43.8%で最も多く、次いで、「子どもの教育や将来の教育費」が 40.1%となっています。

保護者のことについては、「仕事や自分のやりたいことができない」が 31.8%で最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」が 29.8%となっています。

前回調査と比較すると、「子育てで出費がかさむ」が1割以上増加しています。

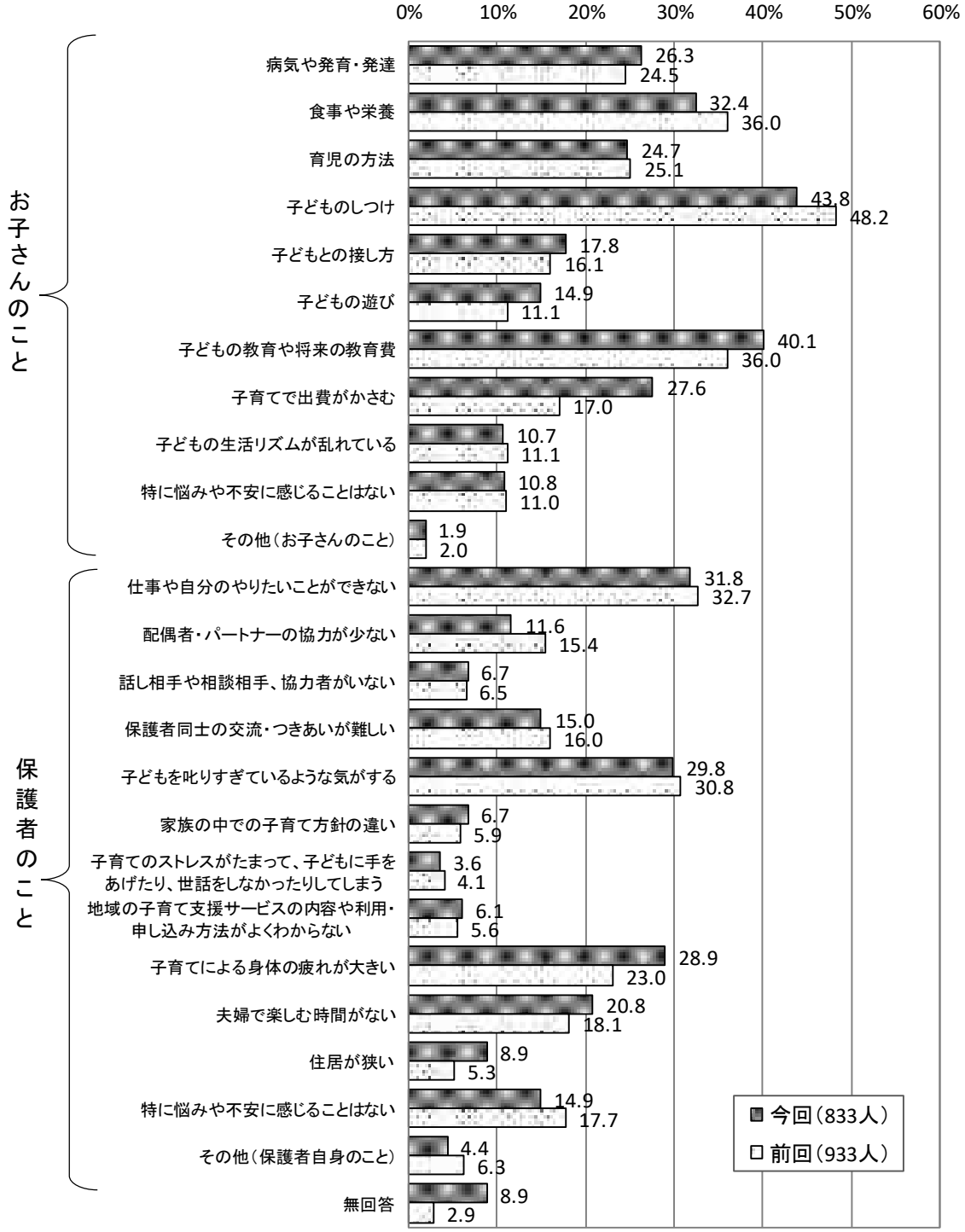

■子育て（教育を含む）に関する相談先の有無

「相談できる人・場所がある」が減少

子育て（教育を含む）に関する相談先の有無については、「相談できる人・場所がある」が78.6％で最も多くなっています。一方、「相談できる人・場所はない」が 7.9％となっています。

前回調査と比較すると、「相談できる人・場所がある」が1割以上減少しています。

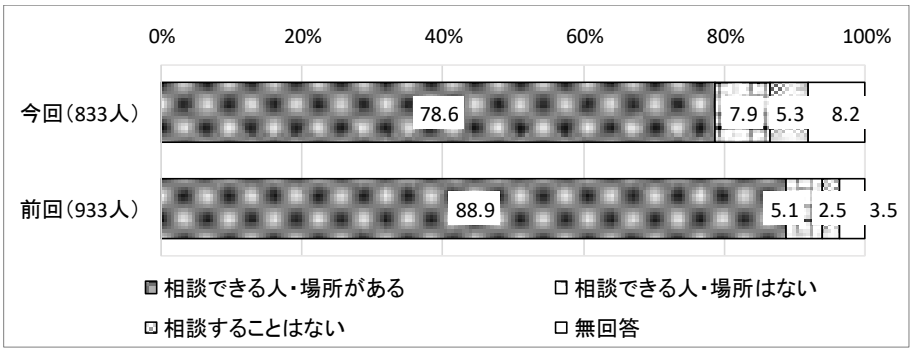

■子育てに関する相談先がない理由

「祖父母やきょうだいなどとあまりつきあいがない」「外に出るのが好きではない」が増加

子育てに関する相談先がない理由としては、「人づきあいが苦手だから」と「誰に相談していいのかわからない」がともに 48.5％で最も多くなっています。次いで「他人に子どものことをあれこれ言われたくない」（21.2％）、「祖父母やきょうだいなどとあまりつきあいがない」（18.2％）と続いています。

前回調査と比較すると、「祖父母やきょうだいなどとあまりつきあいがない」と「外に出るのが好きではない」が1割以上増加しています。

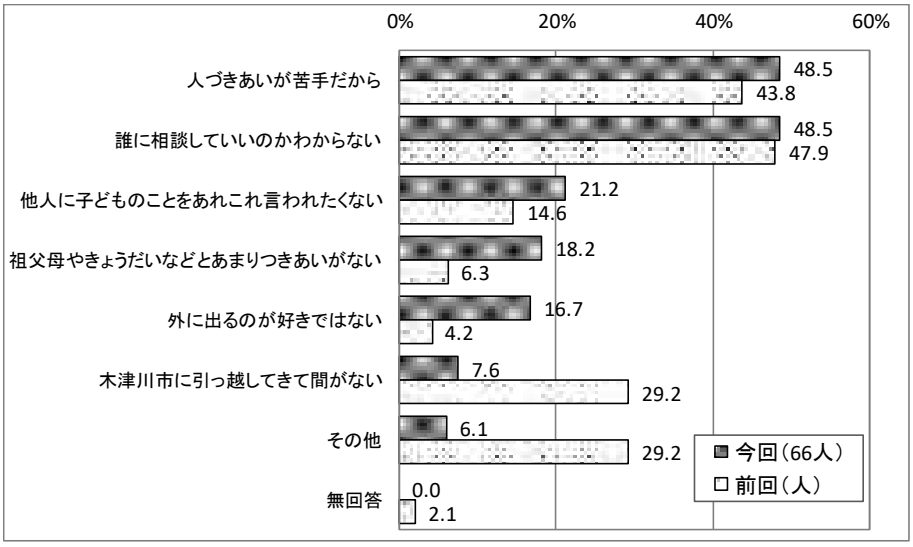

■近所付き合いの程度

「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」が4割以上

近所付き合いの程度は、「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」が 42.0%で最も多く、次いで、「少々付き合いがある」が 24.5%となっています。

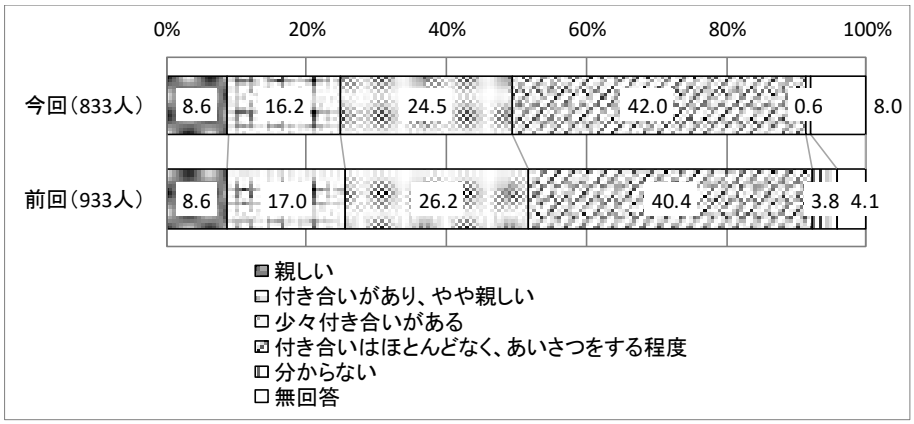

■遊び場で困ること・困ったこと

「思い切り遊ぶための十分な広さがない」が増加

遊び場で困ること・困ったことについては、「雨の日に遊べる場所がない」が 50.2%で最も多く、次いで「遊具などの種類が充実していない」が 46.9%、「近くに遊び場がない」が 19.3%となっています。「特に困ること・困ったことはない」は 13.7%となっています。

前回調査と比較すると、「思い切り遊ぶための十分な広さがない」が最も増加割合が多くなっています。

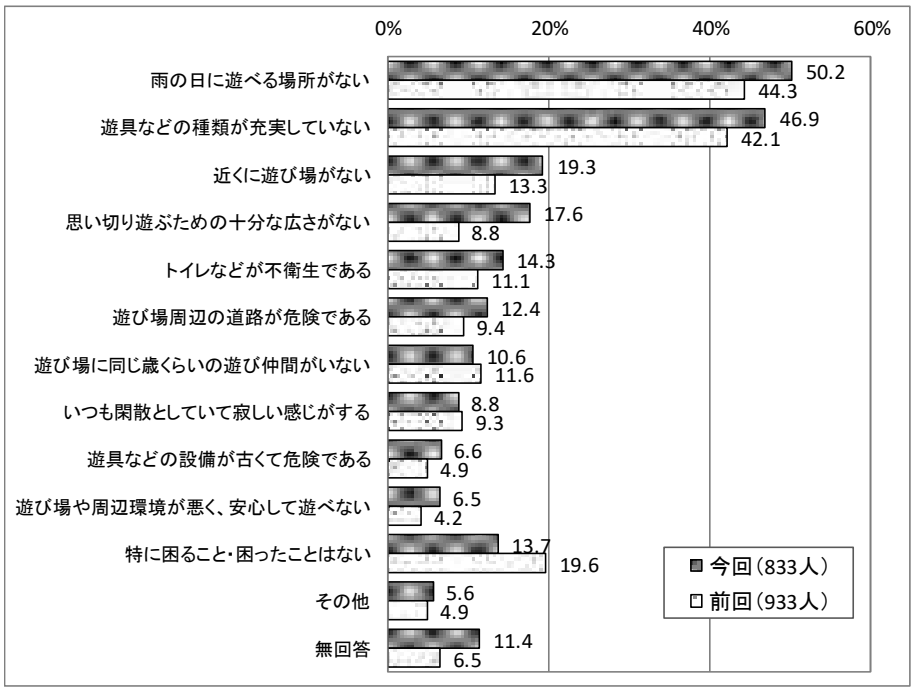

■急病時の対応

「かかりつけ医」が増加

急病時の対応については、「休日救急診療所」が 44.7%で最も多く、次いで「かかりつけ医」が 18.8%、「電話相談」が 15.5%となっています。

前回調査と比較すると、「かかりつけ医」が増加しています。

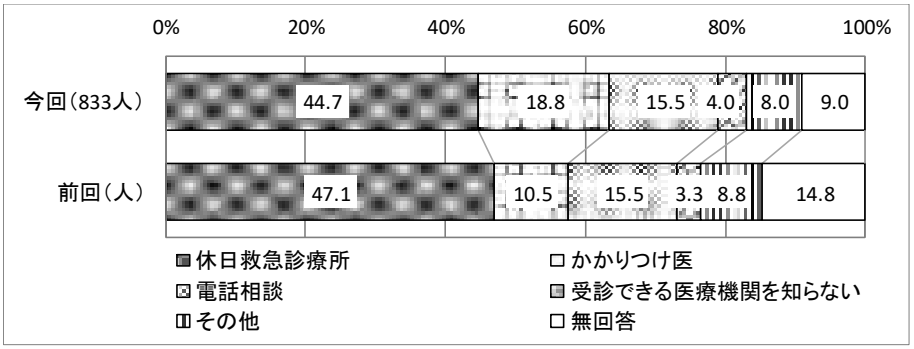

■子育て支援事業の認知状況、利用状況、利用意向

今後の利用意向では「病児・病後児保育室「おひさま」」が最も多い

子育て支援事業の認知状況については、「保育所や認定こども園の園庭等の開放」が50.1%で最も多くなっています。次いで「母親学級・両親学級（マタニティ広場）」が 49.2%、「一時預かり事業」が 38.1%となっています。

利用状況については、認知率と同様に、「保育所や認定こども園の園庭等の開放」が24.5%で最も多くなっています。次いで「母親学級・両親学級（マタニティ広場）」が 22.0%、「子育て支援センター事業」が 20.0%となっています。

今後の利用意向については、「病児・病後児保育室「おひさま」」が 12.1%で最も多くなっています。次いで「一時預かり事業」が 10.9%、「子育て世代包括支援センター宝箱」と「保育コンシェルジュ相談」がともに 10.6%となっています。

母親の就労状況別に認知状況をみると、“フルタイム　休業中である”では「母親学級・両親学級（マタニティ広場）」と「子育て世代包括支援センター宝箱」がやや多くなっています。

母親の就労状況別に利用状況をみると、“フルタイム　休業中である”では「子育て支援センター事業」がやや多くなっています。

母親の就労状況別に利用意向をみると、“フルタイム　休業中である”では「病児・病後児保育室「おひさま」」がやや多くなっています。

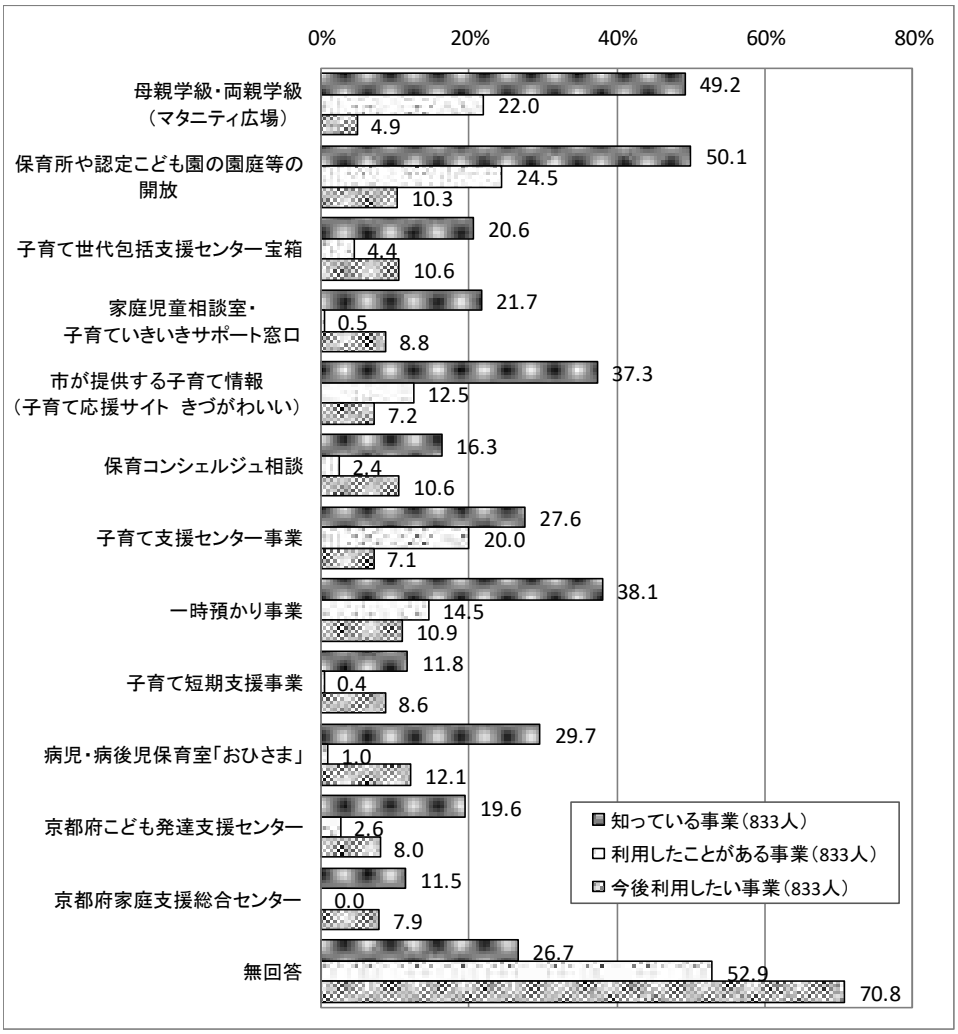

■木津川市の子育て環境や支援への満足度

平均点は前回を下回る

木津川市の子育て環境や支援への満足度については、「満足度3」が 31.2%で最も多く、次いで「満足度4」が 22.7%、平均点は 2.94 となっています。

前回調査と比較すると、前回の平均点 3.10 をやや下回っています。

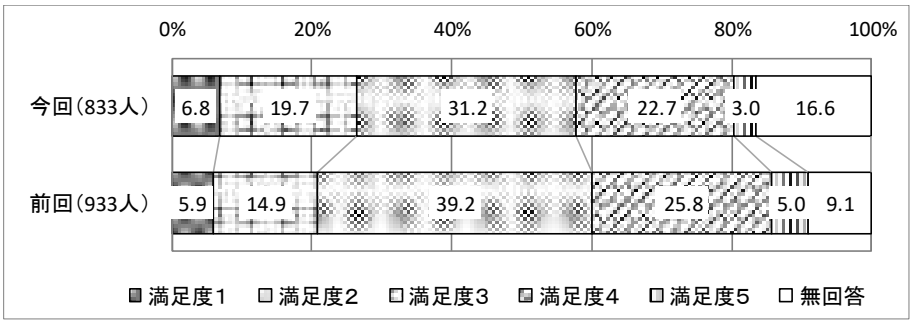

■今後充実してほしいところ

「子育てにかかる経済的負担の軽減」が増加

今後充実してほしいところは、「子育てにかかる経済的負担の軽減」が 57.7%で最も多く、次いで「子どもの遊び場の整備」が 54.5%となっています。

前回調査と比較すると、「子育てにかかる経済的負担の軽減」が前回調査より 10%増加しています。

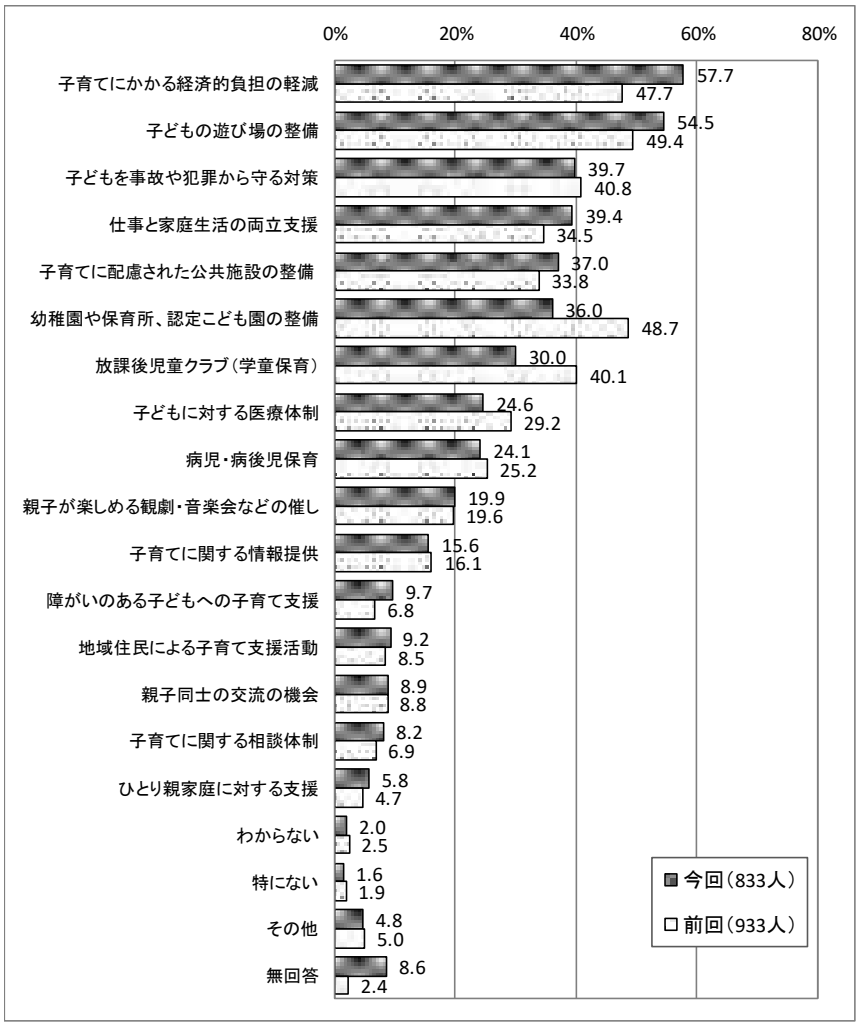

■子育てに必要な情報の入手方法

「インターネット」が増加

子育てに必要な情報の入手方法については、「インターネット」が 58.7%で最も多く、次いで「市町村の広報やパンフレット」が 57.9%、「保育所、幼稚園、学校」が 32.7%となっています。

前回調査と比較すると、「インターネット」が1割近く増加しています。

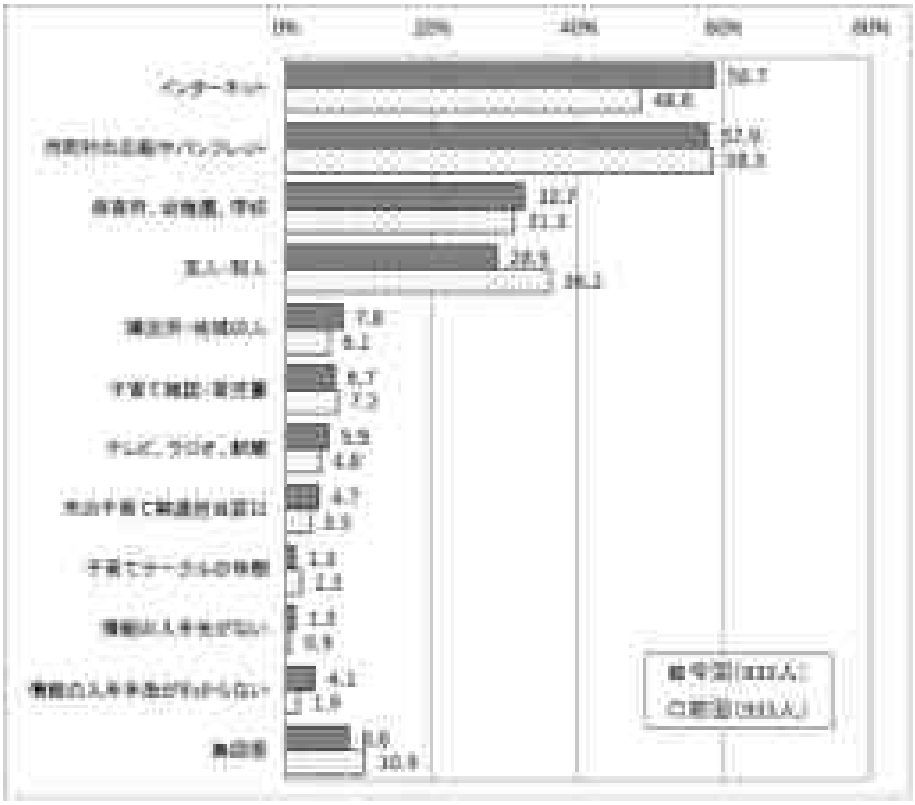

2．回答者および対象児童の属性

（1）対象児童の年齢

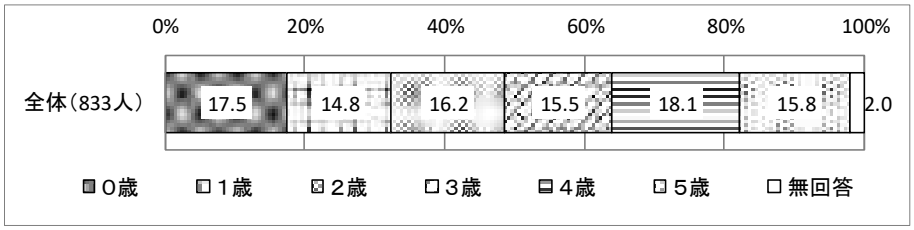

子どもの生年月日については、以下のように年齢に置き換えて示しています。
1. 令和5年4月2日以降生まれ　→0歳　2. 令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ→0歳
3. 令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ→1歳　4. 令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ→2歳
5. 令和元年4月2日～令和2年4月1日生まれ→3歳　6. 平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ→4歳
7. 平成29年4月2日～平成30年4月1日→5歳

（２）世帯員の人数及び子どもの人数

＜世帯員の人数＞

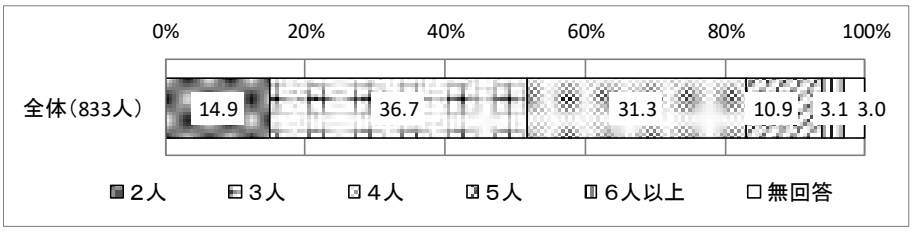

＜子どもの人数＞

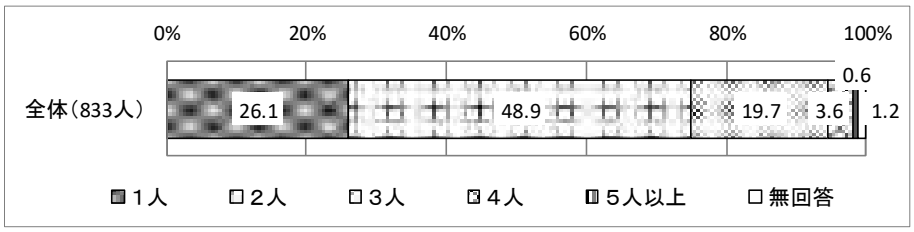

（３）回答者の配偶関係

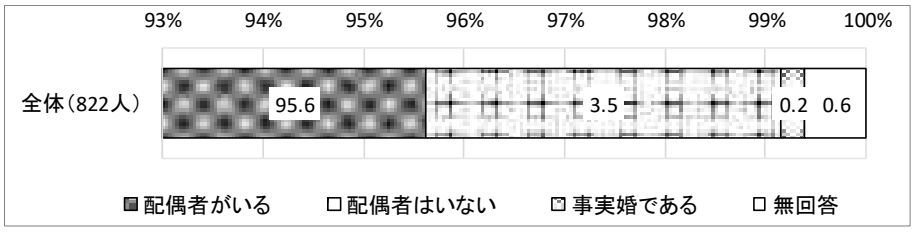

（４）父母の年齢

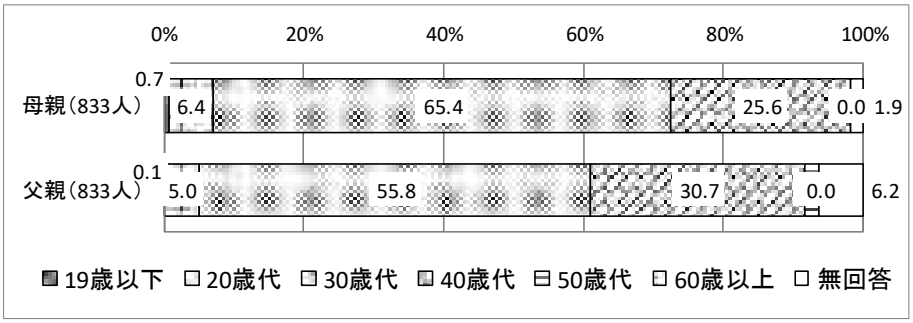

（５）子育てを主に行っている方

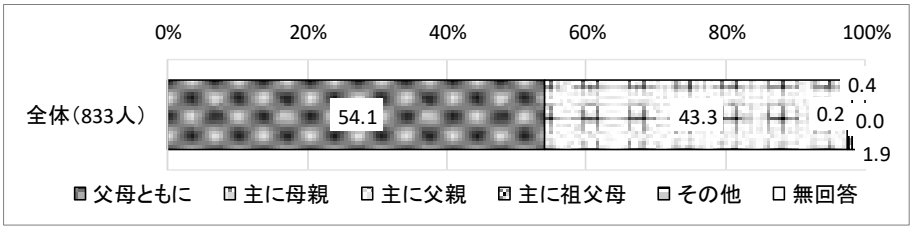

（６）世帯収入

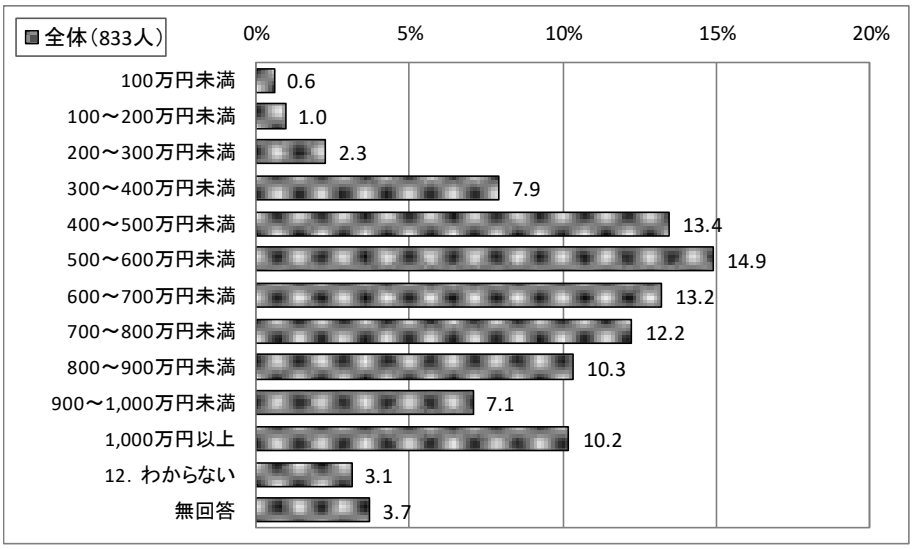
全体（833人）
0%
5%
10%
15%
20%
100万円未満 0.6
100～200万円未満 1.0
200～300万円未満 2.3
300～400万円未満 7.9
400～500万円未満 13.4
500～600万円未満 14.9
600～700万円未満 13.2
700～800万円未満 12.2
800～900万円未満 10.3
900～1,000万円未満 7.1
1,000万円以上 10.2
12. わからない 3.1
無回答 3.7

３．木津川市の子育て支援に関して（自由記述）

自由記述については、311 件の意見がありました。意見分類ごとの件数は以下のとおりです。（意見は重複して分類しているため、件数の合計は意見の件数と一致しません。）

意見内容	多かった意見・具体的な意見	件数
子育て支援事業・支援施策について	保育所、幼稚園、認定こども園の整備・充実、公立幼稚園の半日保育を延長、長期休業中の預かり保育の実施、一時預かりの利用したいときの利用、病児保育の拡大、子育て支援センターの設置、支援の充実、給食の改善、支援策が分かりにくい、人員体制など	99
子育て環境の整備について	公園に遊具の設置・充実、点検・補修、ボール遊びのできる公園・広場、児童館の整備、公共交通の充実、移動式図書館の復活、通学路の整備、道路整備など	83
経済的支援について	子どもの医療費の無償化、教材費・諸費・給食費の無料化、高校の無償化、保育料等の補助・無償化など	78
学校教育について	クラス編成、小学校の児童の多さ、小学校でのサポーターの増加、小学校での遊具の充実、教育環境の整備、給食の充実など	48
情報提供や相談対応の充実について	広報や情報提供の充実、分かりやすい情報提供など	28
放課後児童クラブ（学童保育）について	受入れ人数の拡大、受け入れ条件の緩和、時間延長など	15
地域交流や地域における子育て支援・イベントについて	イベントの人数制限、交流の実施、子どもが参加できるイベント、イベントの開催日など	9
アンケートについて	質問項目が多い、QRコード利用方式で、調査結果の公表と活用など	11
その他	障がい児やひとり親への支援、ベビー用品のレンタル等リサイクルセンターの復活、虐待への対応など	31
計		402

第３章　小学生児童調査結果

１．調査結果のポイント

■子育てを主に行っている方

“フルタイム　休業中ではない”では「父母ともに」が多い

子育てを主にしているのは、「父母ともに」が 51.9％で最も多く、次いで「主に母親」が 45.8%となっています。

母親の就労状況別にみると、“フルタイム　休業中ではない”では「主に母親」が 35.5%とやや少なく、「父母ともに」が 60.8%になっています。

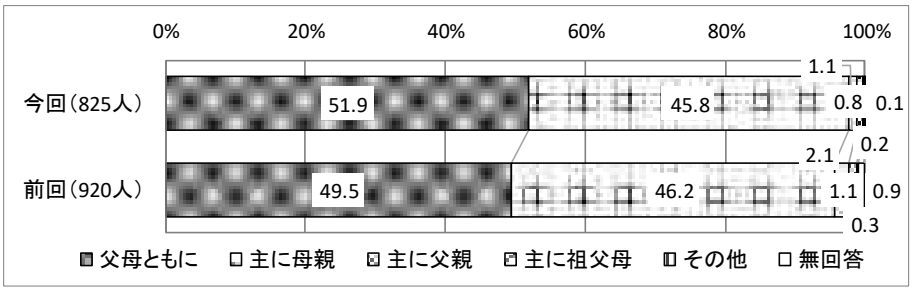

【母親の就労状況別】

	n 数	父母ともに	主に母親	主に父親	主に祖父母	その他	無回答
全体	825	51.9%	45.8%	1.1%	0.8%	0.2%	0.1%
フルタイム 休業中ではない	217	60.8%	● 35.5%	0.9%	2.3%	0.0%	0.5%
フルタイム 休業中である	12	● 33.3%	○ 58.3%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%
パートタイム 休業中ではない	369	51.5%	47.7%	0.3%	0.0%	0.5%	0.0%
パートタイム 休業中である	23	52.2%	47.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
就労していない	184	44.6%	54.9%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%

■保護者の就労状況と今後の意向

1年後の就労意向は約8割

母親の現在の就労状況をみると、現在、1年後ともに「フルタイム　産休・育休・介護休業中ではない」が最も多く、現在は 26.3%、1年後は 29.2%となっています。

『フルタイム就労』(産休・育休・介護休業中を含む)が現在は 27.8%、1年後は 29.9%、『パートタイム就労』(産休・育休・介護休業中を含む)が現在は 47.5%、1年後は 49.3%で、就労率は合わせて現在が 75.3%、1年後は 79.3%で、1年後は 4.0 ポイント増加しています。

『産休・育休・介護休業中』が、『フルタイム就労』と『パートタイム就労』を合わせて、現在は 4.2%、1年後は 3.9%となっています。

＜母親＞

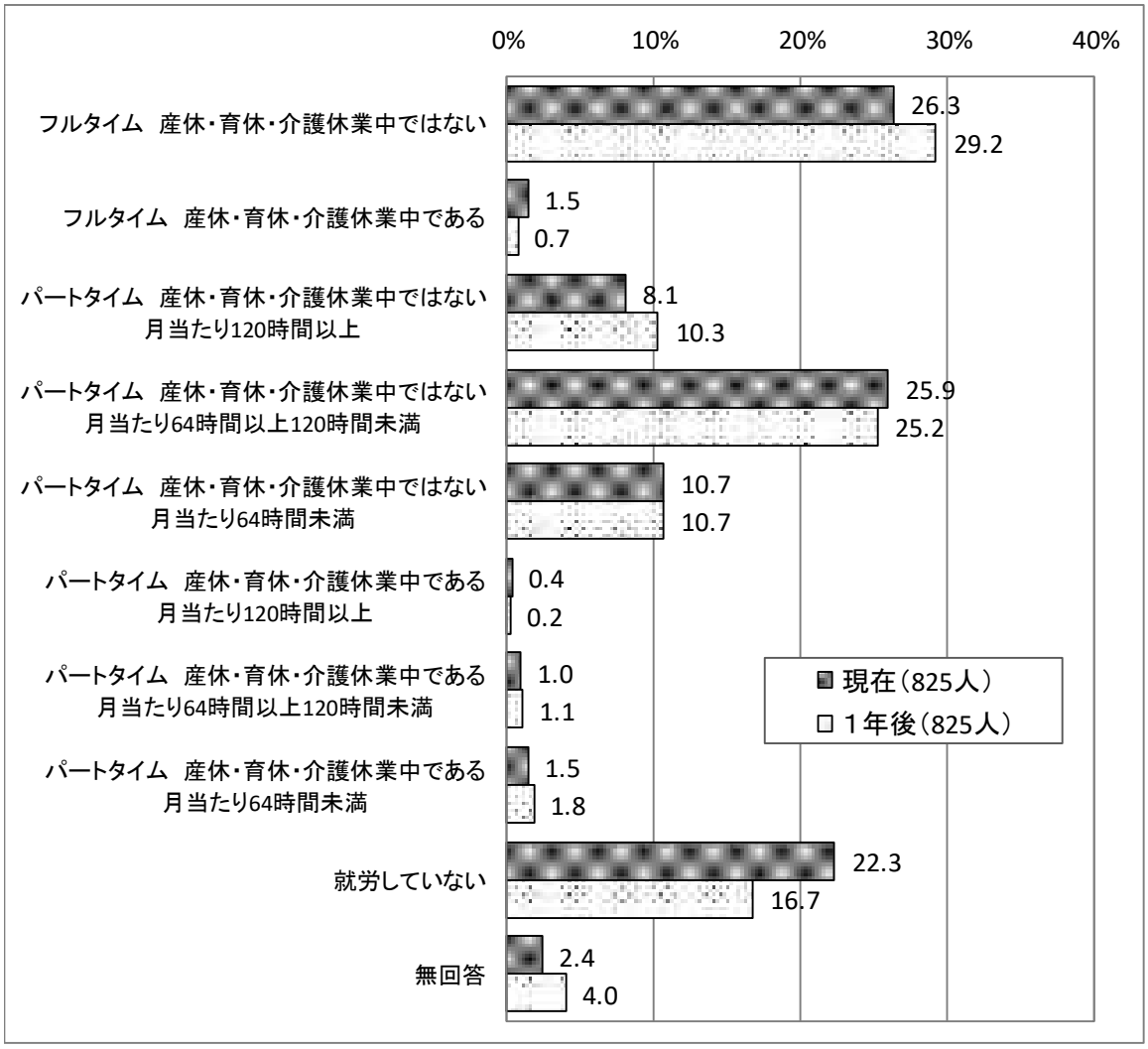

■子どもが小学校教育の場で身につけてほしいこと

「コンピューターを活用する力」が増加

子どもが小学校教育の場で身につけてほしいこととしては、「周りの人との関係をうまく作る力」が 89.1%で最も多く、次いで「教科の基礎学力」が 82.4%、「相手に自分の考えを伝える力」が 80.5%、「道徳や思いやりの心」が 78.7%、「規範（モラル、社会のマナーやルール）意識」が 76.6%となっています。

前回調査と比較すると、「コンピューターを活用する力」が1割以上増加しています。

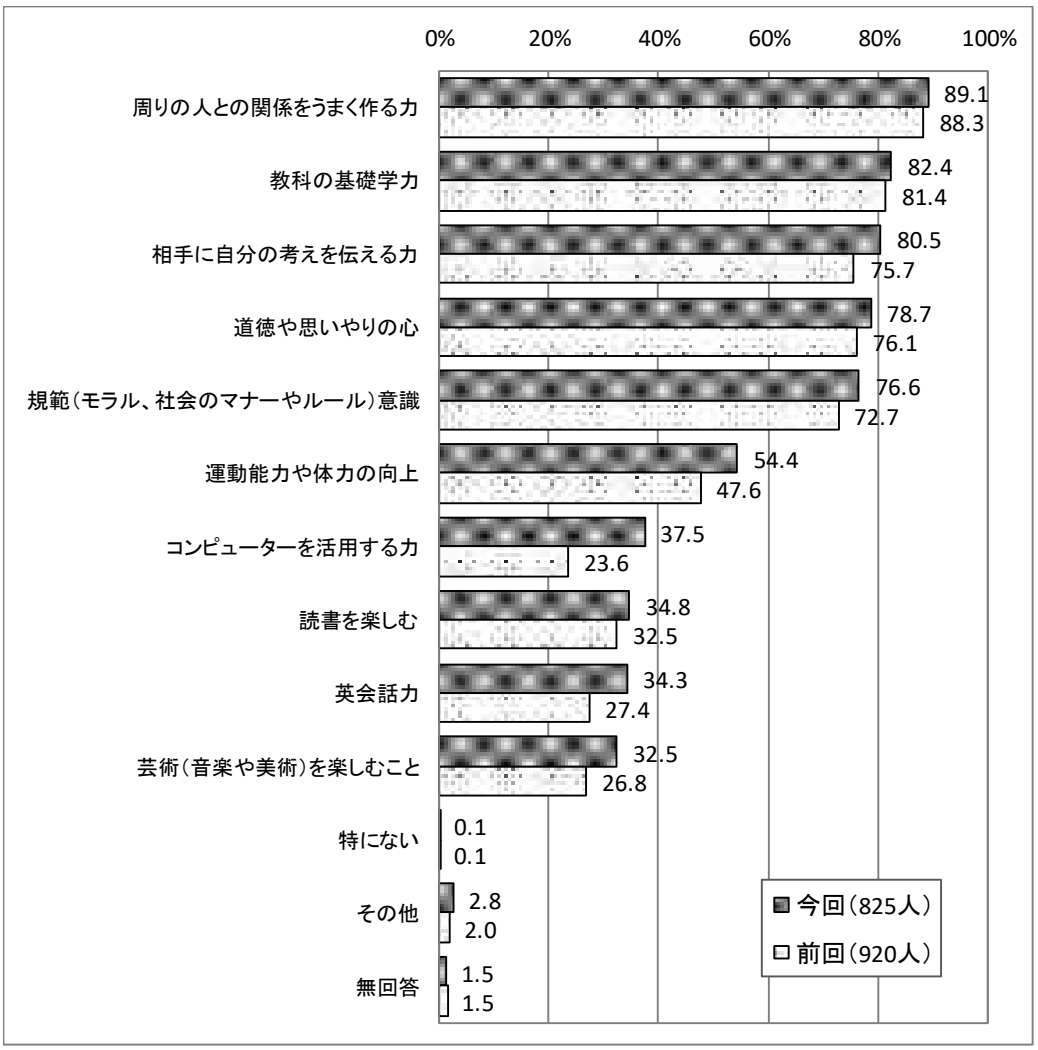

■放課後の時間を過ごしている場所

「自宅」が8割弱

放課後の時間を過ごしている場所をみると、「自宅」が 78.5%で最も多く、次いで「習い事」が 59.0%、「その他」が 24.5%となっています。

学年別にみると、学年が上がるにつれて「自宅」が多くなる傾向がみられます。

「放課後児童クラブ（学童保育）」は学年が上がるにつれて少なくなっており、“1年生”では「放課後児童クラブ（学童保育）」が 44.6%と多くなっています。

また、“5年生”では「習い事」がやや多くなっています。

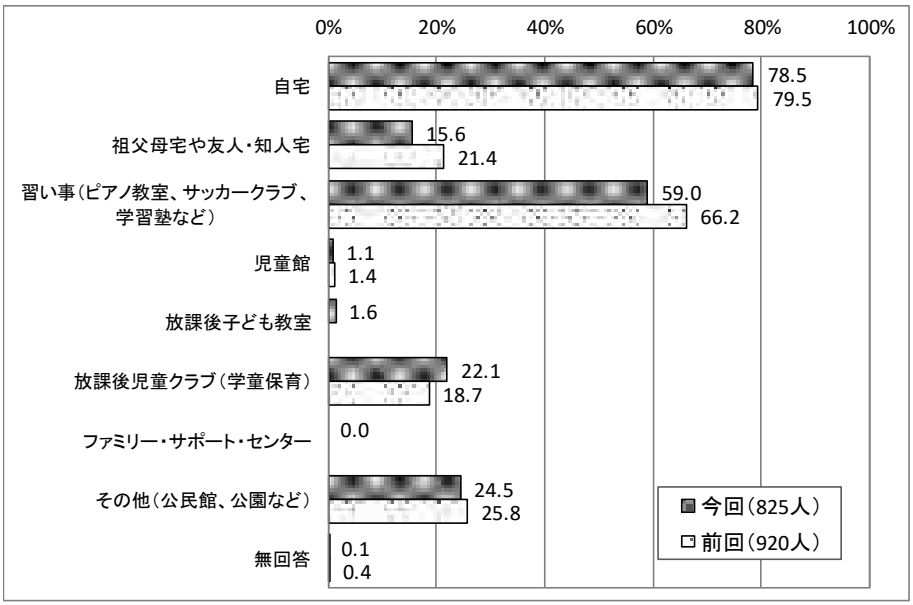

■放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望学年

「6年生まで」が最も多い

放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望学年は、「6年生まで」が 26.9%で最も多く、次いで「わからない・未定」が 25.3%となっています。

前回調査と比較すると、「6年生まで」がやや減少し、「4年生まで」がやや増加しています。

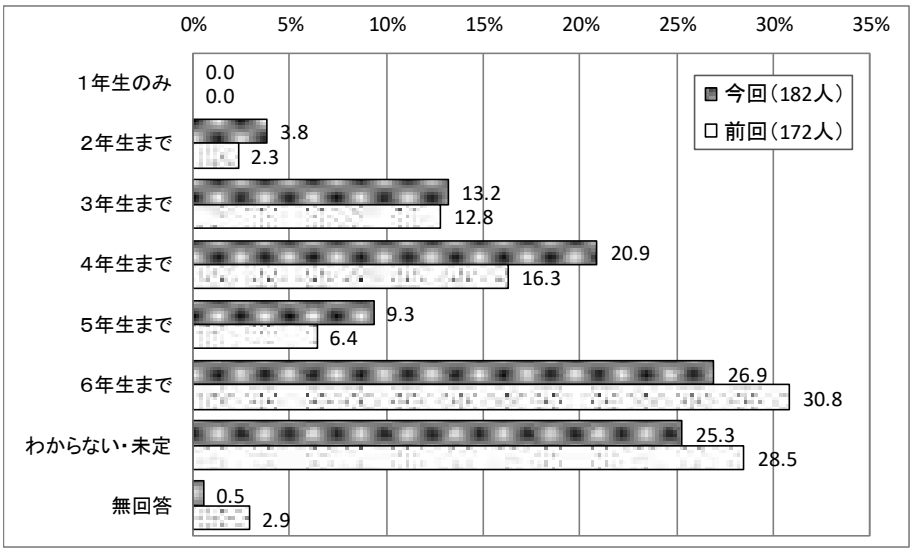

■放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向

① 低学年

低学年では平日と長期休業中で『フルタイム』での利用意向が高い

＜平日＞

平日に「利用したい」は 48.5%となっています。
母親の就労状況別にみると、『フルタイム』では「利用したい」が7割以上と多くなっています。

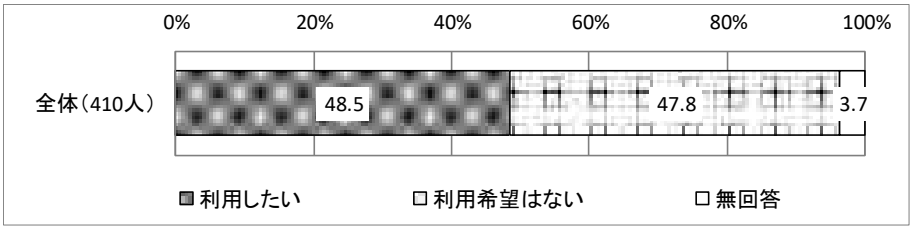

＜土曜日＞

土曜日に「利用したい」は 12.7%となっています。

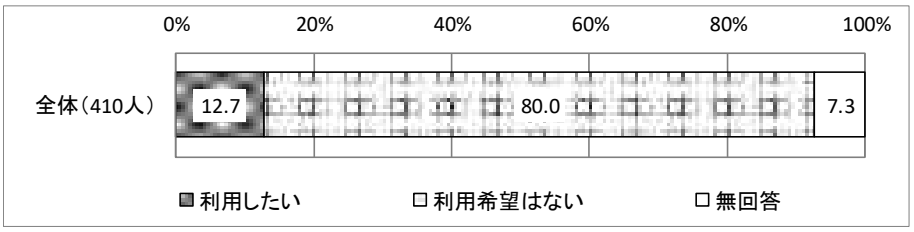

＜日曜日＞

日曜日に「利用したい」は 5.9%となっています。

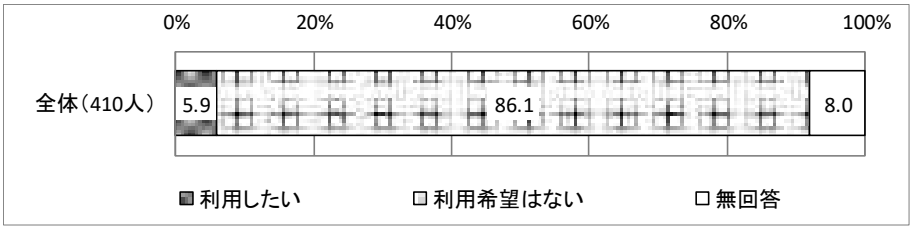

＜長期休業＞

長期休業中に「利用したい」は 58.8%となっています。
母親の就労状況別にみると、『フルタイム』では「利用したい」が8割以上と多くなっています。

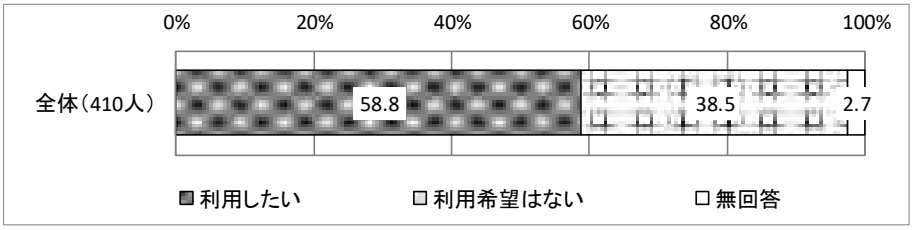

② 高学年

高学年でも平日と長期休業中で『フルタイム』での利用意向が高い

＜平日＞

平日に「利用したい」は 15.5%となっています。
母親の就労状況別にみると、『フルタイム』では「利用したい」がやや多くなっています。

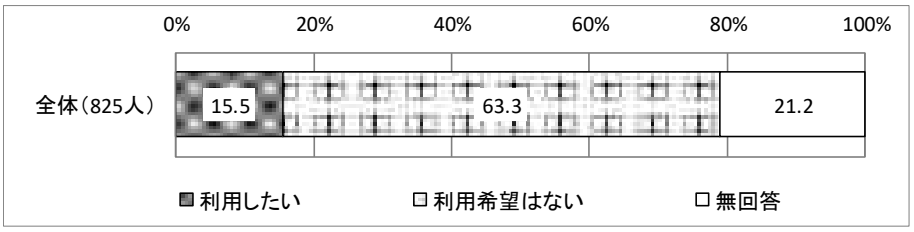

＜土曜日＞

土曜日に「利用したい」は 4.1%となっています。

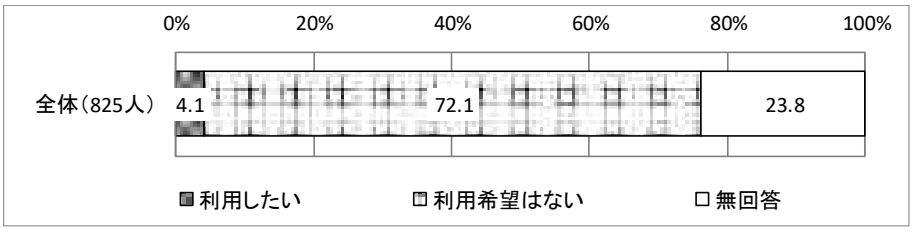

＜日曜日＞

日曜日に「利用したい」は 1.7%となっています。

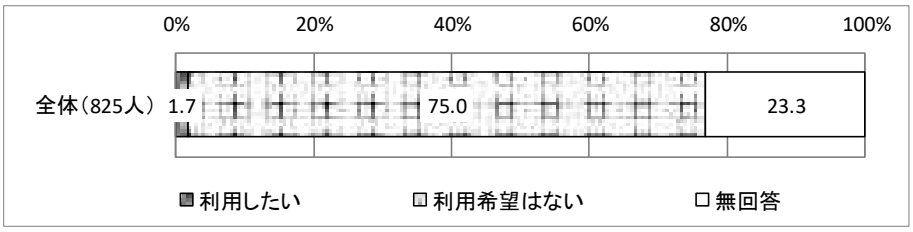

＜長期休業＞

長期休業中に「利用したい」は 26.2%となっています。
母親の就労状況別にみると、『フルタイム』では「利用したい」がやや多くなっています。

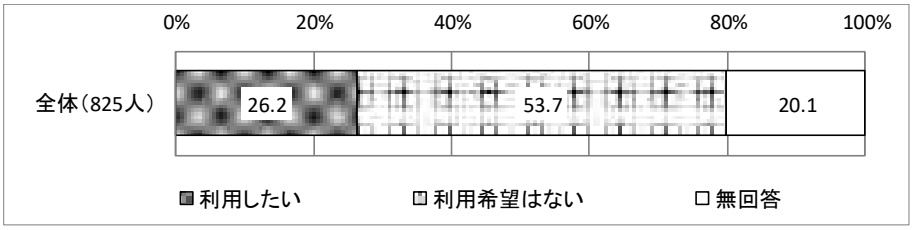

■病気やケガにより休んだ際の対処方法

「父親が休んだ」が増加

お子さんの病気やケガで学校を休んだ場合の対処方法をみると、「母親が休んだ」が44.8%で最も多くなっています。次いで「父親が休んだ」(41.9%)、「母親または父親のうち就労していない方が子どもをみた」(27.1%)と続いています。

前回調査と比較すると、「母親が休んだ」が約1割減少し、「父親が休んだ」が3割近く増加しています。また、「やむを得ず子どもだけで留守番させた」が前回の 0.2%から 10.4%に増加しています。

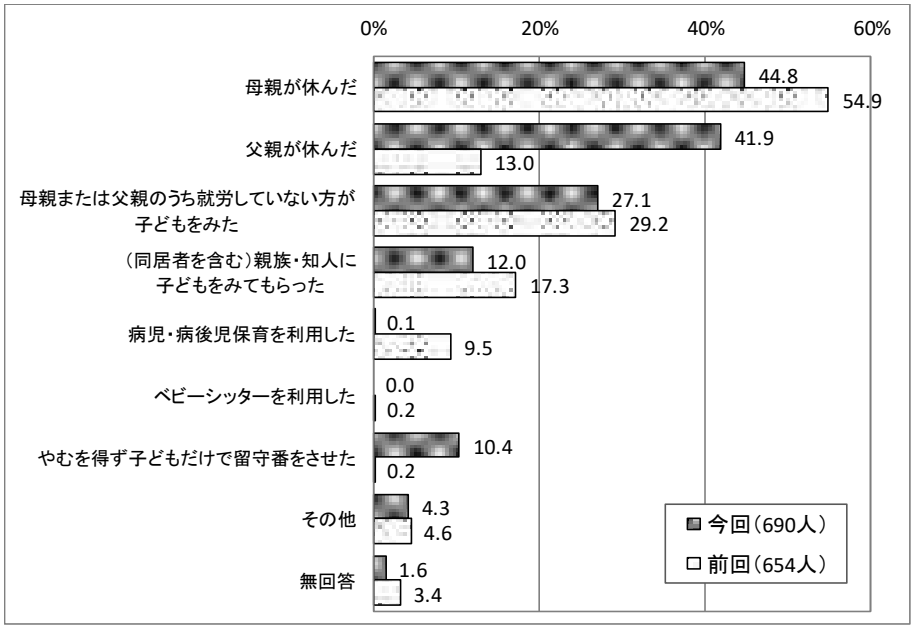

■病児・病後児保育施設等の利用希望

「利用したいとは思わない」が8割以上

お子さんの病気やケガで学校を休んだ場合の対処方法で、「母親が休んだ」か「父親が休んだ」と回答した方の病児・病後児のための保育施設等の利用意向をみると、「利用したいとは思わない」とした方が 84.4%と8割以上になっています。

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」とした方は 14.7%となっています。

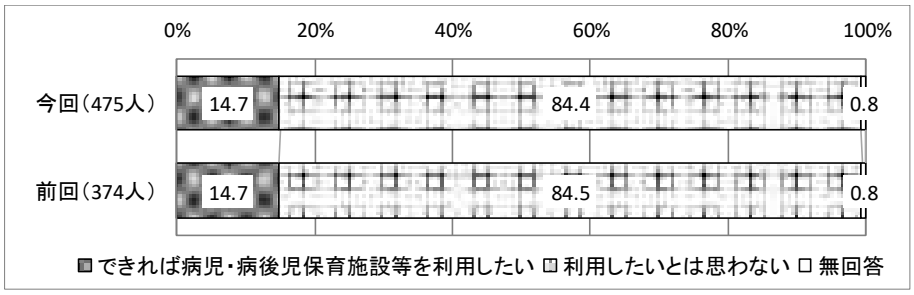

■病児・病後児保育施設等の利用を希望しない理由

「利用料がかかる・高い」が増加

病児・病後児保育施設等の利用を希望しない理由としては、「親が休むことができるから」が52.1%で最も多く、次いで、「他人に看てもらうのは不安」が 31.7%、「親が仕事を休んでみるのが当然と思うから」が 27.7%と続いています。

前回調査と比較すると、「利用料がかかる・高い」が前回から最も伸びています。前回より減少しているものをみると、「親が仕事を休んでみるのが当然と思うから」が最も減少しています。

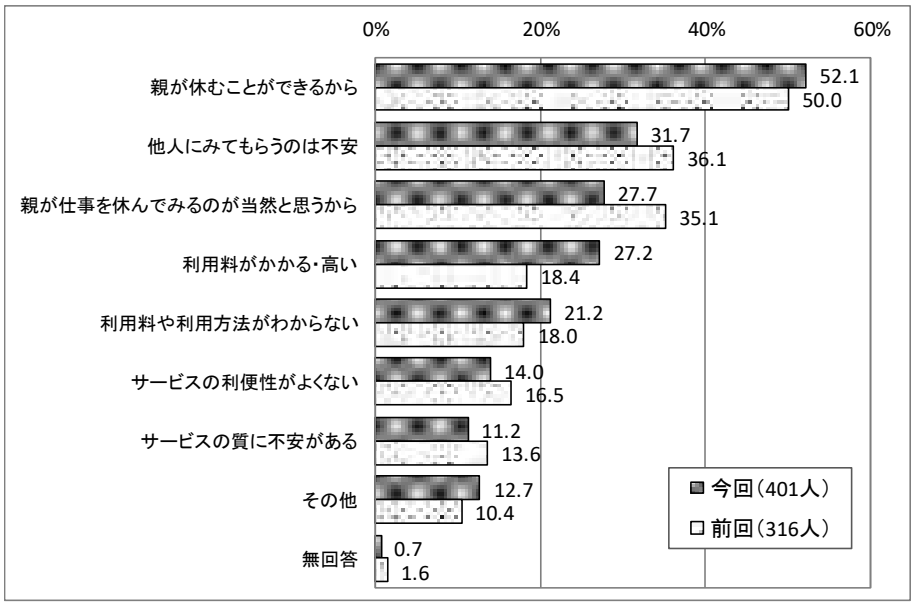

■子育ての悩みや不安

「子どもを叱りすぎているような気がする」

子育ての悩みや不安について、お子さんのことについては、「子どもの教育や将来の教育費」が 55.9%で最も多く、次いで、「友だちづきあい(いじめ等を含む)」が 41.3%となっています。

保護者のことについては、「子どもを叱りすぎているような気がする」が 35.9%で最も多く、次いで「仕事や自分のやりたいことができない」が 28.4%となっています。

前回調査と比較すると、「食事や栄養」と「子どもとの接し方」の増加割合が大きくなっています。

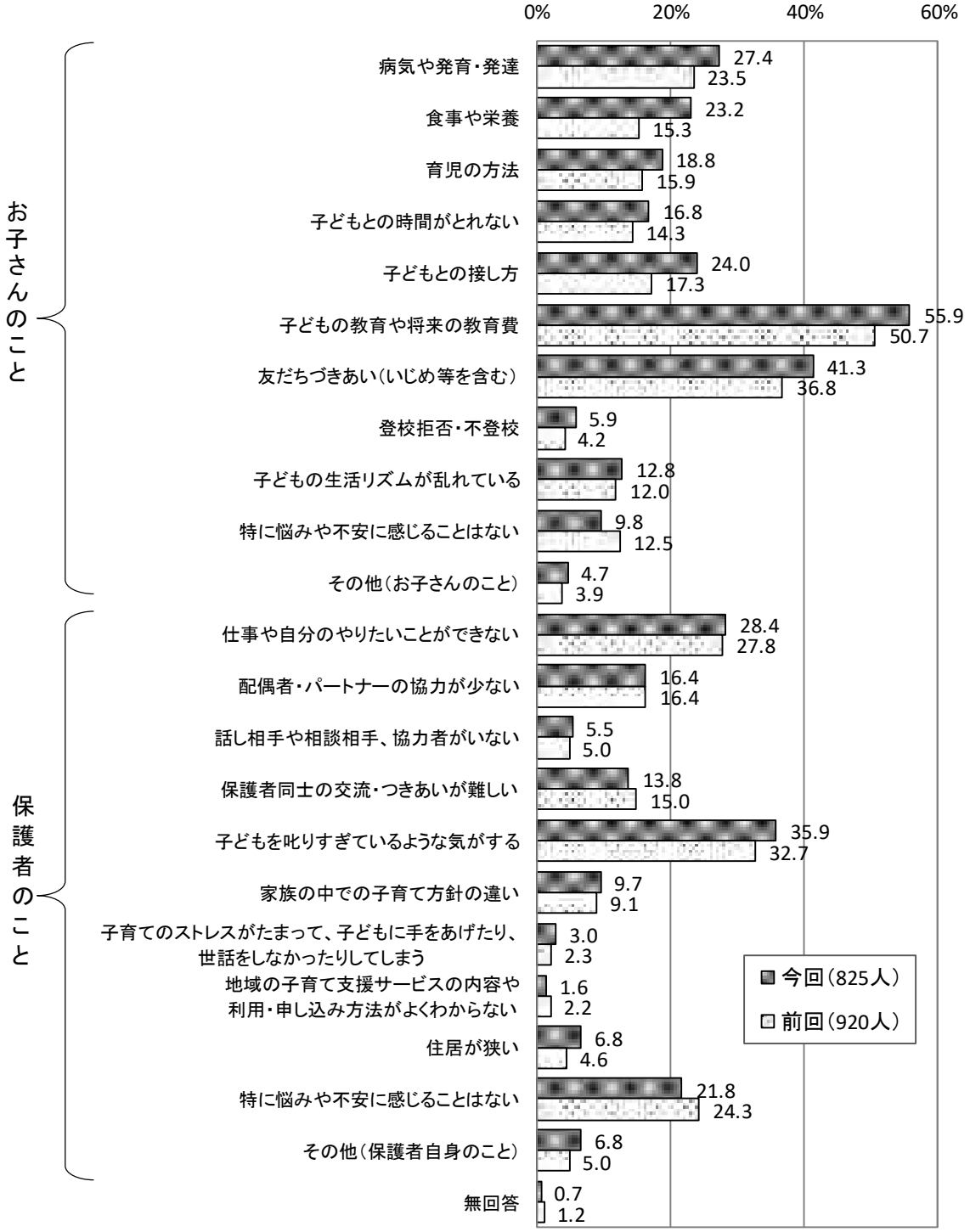

■子育て（教育を含む）に関する相談先の有無

「相談できる人・場所はない」は 8.1%

子育てに関する相談先の有無については、「相談できる人・場所がある」が 82.3%で最も多くなっています。

一方、「相談できる人・場所はない」が 8.1%となっています。

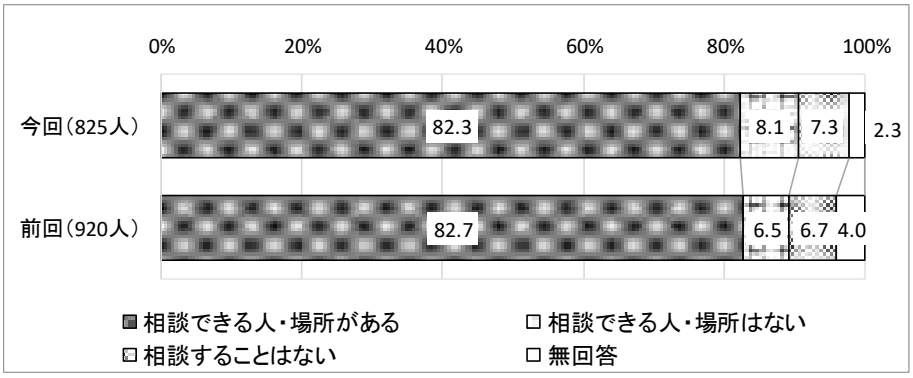

■子育てに関する相談先がない理由

「誰に相談していいのかわからない」が半数以上

子育てに関する相談先がない理由としては、「誰に相談していいのかわからない」が 55.2%で最も多く、次いで「人づきあいが苦手だから」が 44.8%、「祖父母やきょうだいなどとあまりつきあいがない」(14.9%)と続いています。

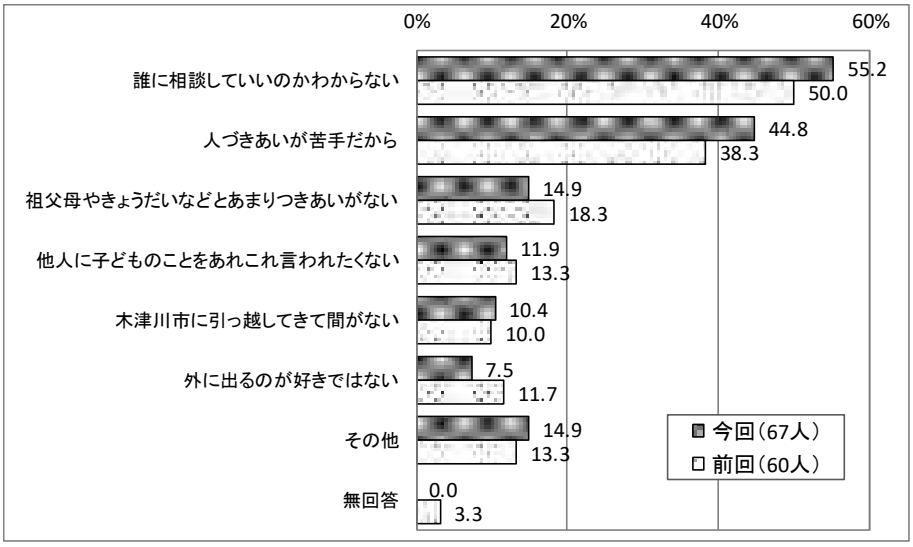

■近所付き合いの程度

「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」が増加

近所付き合いの程度は、「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」が 34.2%で最も多く、次いで、「少々付き合いがある」が 33.5%となっています。

前回調査と比較すると、「付き合いがあり、やや親しい」が減少し、「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」が増加しています。

世帯人数別にみると、“2人”の世帯で「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」がやや多くなっています。

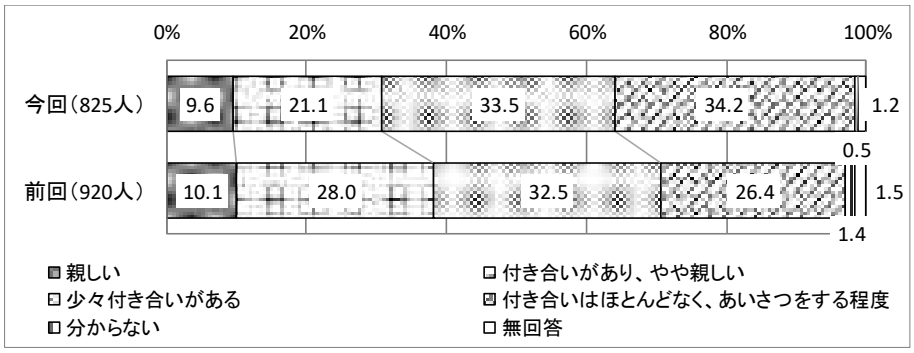

■急病時の対応

「かかりつけ医」と「電話相談」が増加

急病時の対応については、「休日救急診療所」が 54.8%で最も多く、次いで「かかりつけ医」が 17.7%、「電話相談」が 11.9%となっています。

前回調査と比較すると、「かかりつけ医」と「電話相談」がやや増加しています。

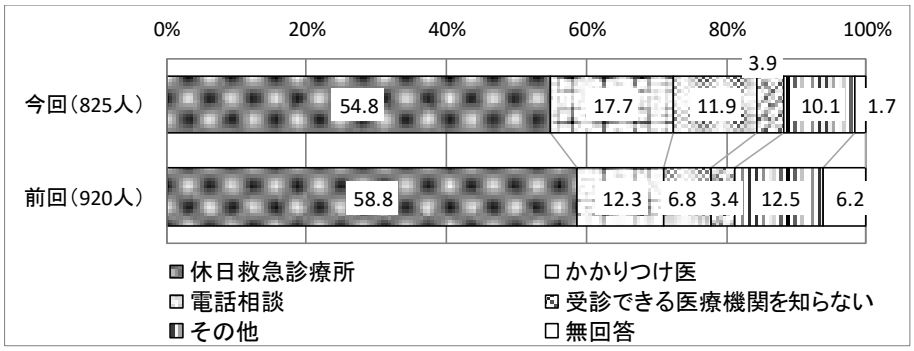

■子育て支援事業の認知状況、利用状況、利用意向

今後の利用意向では「病児・病後児保育室「おひさま」」と
「児童館の体験学習・講座」が最も多い

子育て支援事業の認知状況については、「公民館や図書館、交流会館での親子対象の交流等活動」が 38.4％で最も多くなっています。次いで「ファミリー・サポート・センター事業」が 36.8％、「病児・病後児保育室「おひさま」」が 27.6％となっています。

利用状況については、認知率と同様に、「公民館や図書館、交流会館での親子対象の交流等活動」が 20.2％で最も多くなっています。次いで「児童館の体験学習・講座」が 8.8％、「地方通級指導教室「ことばの教室」」が 4.8％となっています。

今後の利用意向については、「病児・病後児保育室「おひさま」」と「児童館の体験学習・講座」がともに 10.8％で最も多く、次いで「公民館や図書館、交流会館での親子対象の交流等活動が 8.8％となっています。

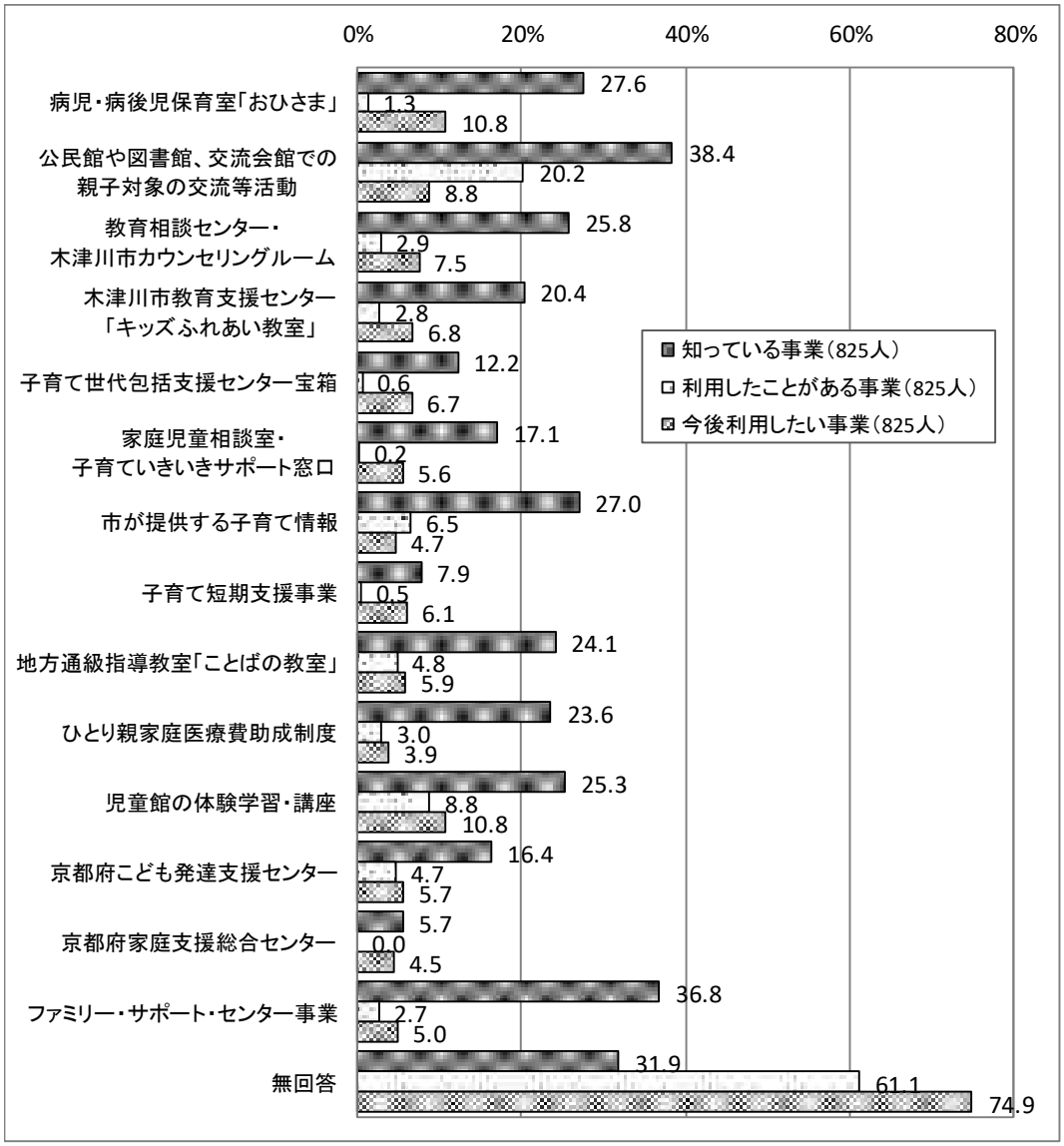

■木津川市の子育て環境や支援への満足度

平均点は前回を下回る

木津川市の子育て環境や支援への満足度については、「満足度3」が 38.5%で最も多く、次いで「満足度4」が 23.4%、平均点は 3.03 となっています。

前回調査と比較すると、前回の平均点 3.17 よりやや低くなっています。

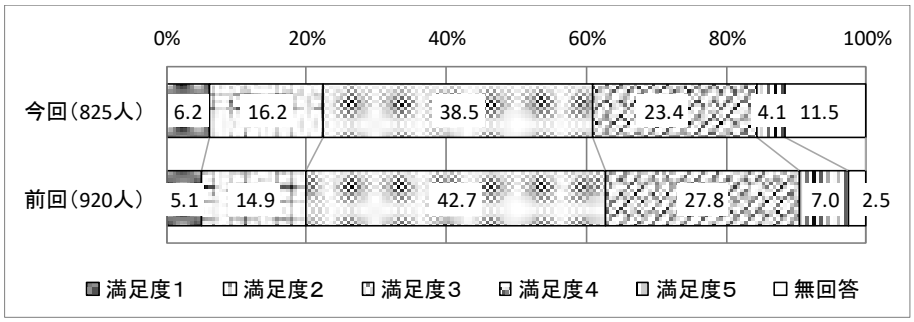

■今後充実してほしいところ

「子育てにかかる経済的負担の軽減」が増加

今後充実してほしいところは、「子育てにかかる経済的負担の軽減」が 59.5%で最も多く、次いで「子どもの遊び場の整備」が 47.6%となっています。

前回調査と比較すると、「子どもの遊び場の整備」の増加割合が最も大きく、次いで「子育てにかかる経済的負担の軽減」となっています。

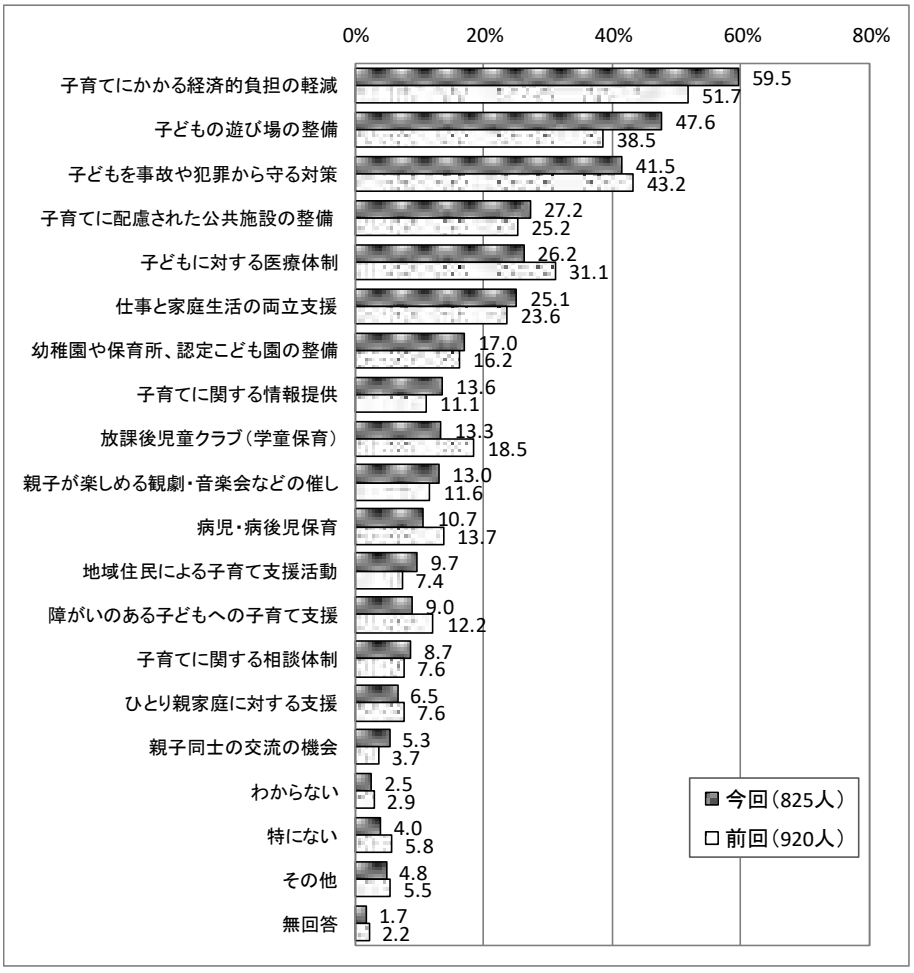

■子育てに必要な情報の入手方法

「インターネット」が増加

子育てに必要な情報の入手方法については、「市町村の広報やパンフレット」が 69.0%で最も多く、次いで「インターネット」が 56.1%、「友人・知人」が 34.3%となっています。

前回調査と比較すると、「インターネット」は1割以上増加しています。

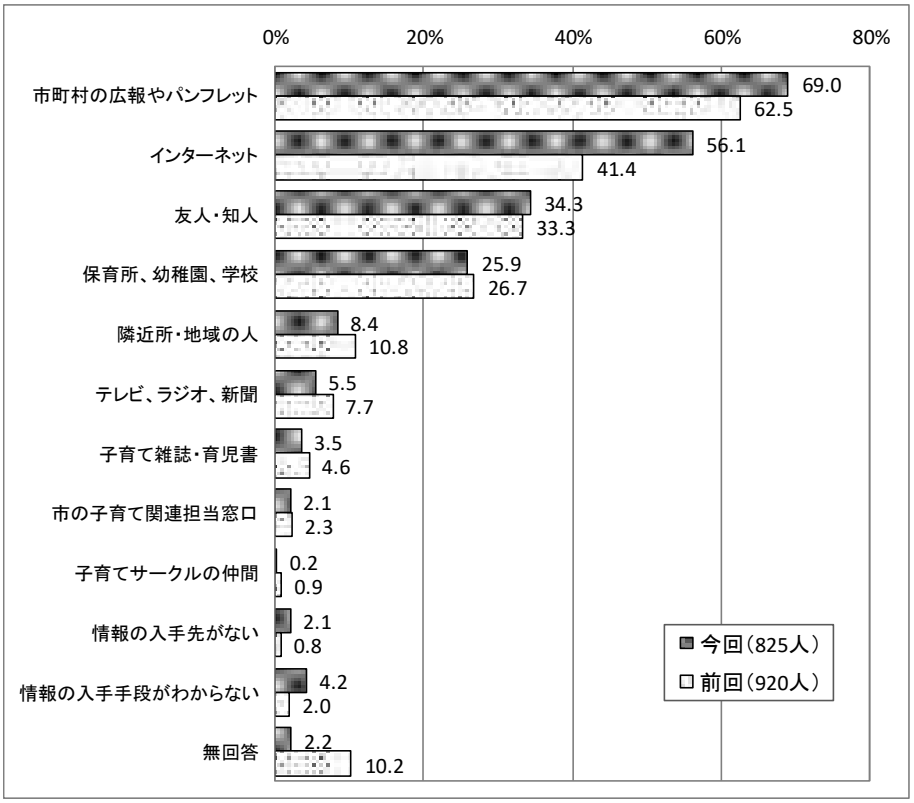

２．回答者および対象児童の属性

（１）対象児童の年齢

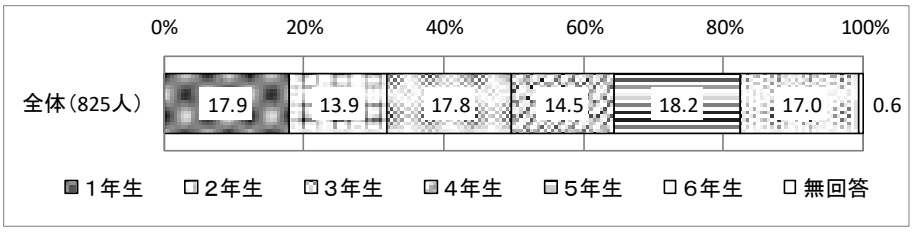

（２）世帯員の人数及び子どもの人数

＜世帯員の人数＞

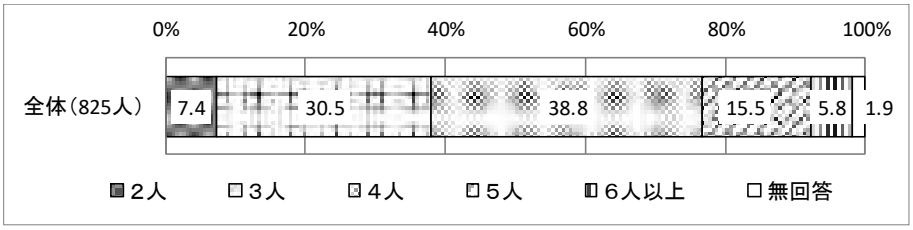

＜子どもの人数＞

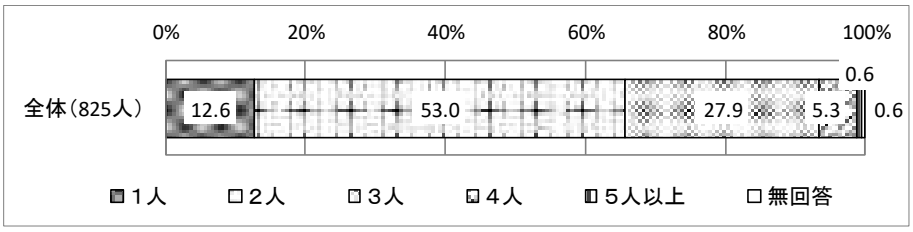

（３）回答者の配偶関係

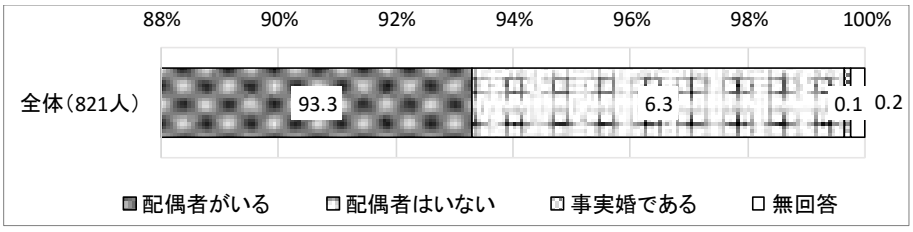

（４）父母の年齢

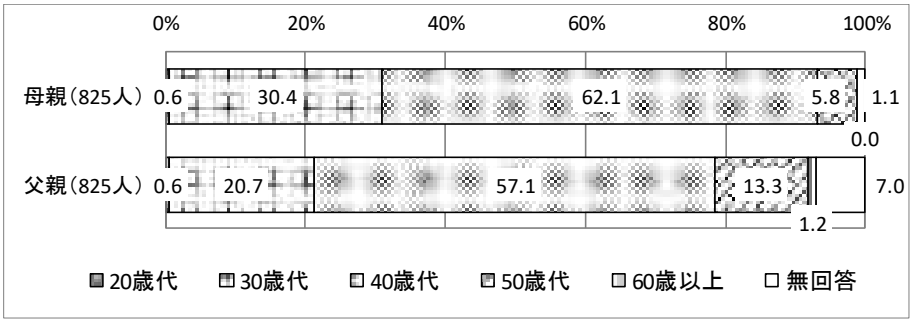

（５）子育てを主に行っている方

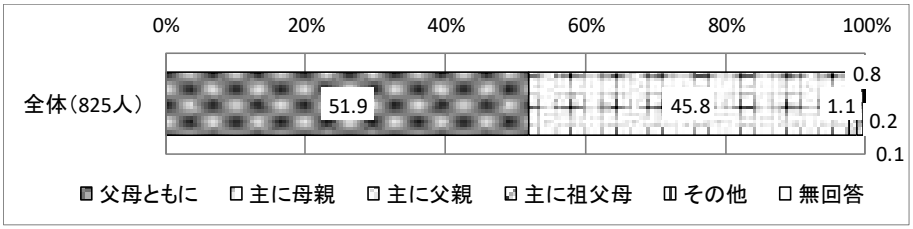

（６）世帯収入

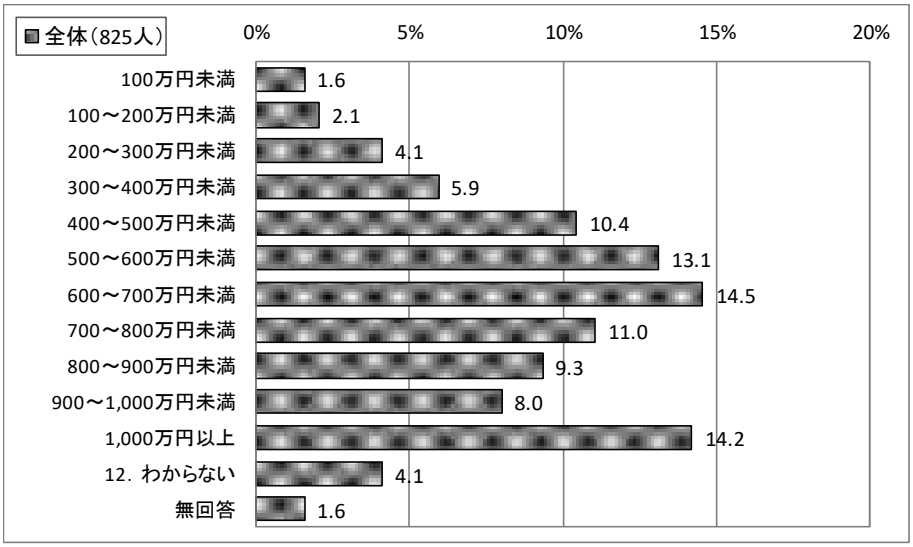

３．木津川市の子育て支援に関して（自由記述）

自由記述については、283 件の意見がありました。意見分類ごとの件数は以下のとおりです。（意見は重複して分類しているため、件数の合計は意見の件数と一致しません。）

意見内容	多かった意見・具体的な意見	件数
子育て環境の整備について	公園の整備、公園に遊具の設置・充実、ボール遊びのできる公園・広場、雨天時でも遊べる施設や児童館の整備、図書館の整備、公共交通の充実など	84
学校教育について	給食問題、環境整備、教育内容、学力向上支援など	79
経済的支援について	子どもの医療費助成の延長（18歳まで）・無償化、子ども手当の延長（高校卒業まで）、児童手当の所得制限の撤廃、給食費の無償化、教育費の支援など	70
子育て支援事業・支援施策について	保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センターの整備・充実、所得による支援の差、ひとり親への支援、子育て支援の充実、情報提供など	42
安全の確保について	自転車通学の範囲の拡大、通学路の整備、登下校時の見守り体制（ボランティア不足）、不審者対策、犯罪防止など	25
保健・医療体制について	夜間・休日の救急・医療体制の充実、病院（小児科、産科）が少ないなど	21
地域交流や地域における子育て支援・イベントについて	地域の方との交流の実施、親子同士が交流できるイベントなど	19
子育てしやすいまちづくりについて	市の評価、期待、提案など	17
放課後児童クラブについて	時間延長、利用手続き、費用が高い、質の向上など	14
その他	仕事と家庭の両立支援、地域の役員、相談窓口など	9
計		380

参考：「生活困窮について」

（１）本調査における「生活困難」の取り扱いについて

本調査では、「生活困難層」等を以下の3つの要素に基づいて分類しました。

①低　所　得	③子どもの体験や所有物の欠如
等価世帯所得*が厚生労働省「2022（令和４）年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯 ＜低所得基準＞ 世帯所得の中央値 423 万円÷ √平均世帯人数（2.25 人）×50% ＝141.0 万円	子どもの体験や所有物などに関する５項目のうち、保護者の７割以上の方が子どもにとって必要な環境・モノとして捉えた項目を、木津川市に暮らす子どもにとって不可欠である環境・モノとして考え、次の４項目のうち、経済的な理由で、欠如している項目が１つ以上該当 ①一日３度（朝・昼・夕）の食事 ②必要な時に病院・診療所に行く ③季節にあった衣服 ④希望すれば大学等への進学
②家計の逼迫	
経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験や食料・衣類を買えなかった経験などの４項目のうち、“頻繁にあった”が１つ以上に該当 ①必要な食料が買えなかった ②必要な衣料が買えなかった ③電気・ガス・水道料金の滞納 ④家賃や住宅ローン	

＊等価世帯所得：世帯所得（公的年金など社会保障給付を含めた世帯所得）を世帯人数の平方根で割って調整した所得

◆生活困難層（生活困窮層・周辺層）、非生活困難層

生活困難層		困窮層＋周辺層
	生活困窮層	2つ以上の要素に該当
	周辺層	いずれか1つの要素に該当
非生活困難層		いずれの要素にも該当しない

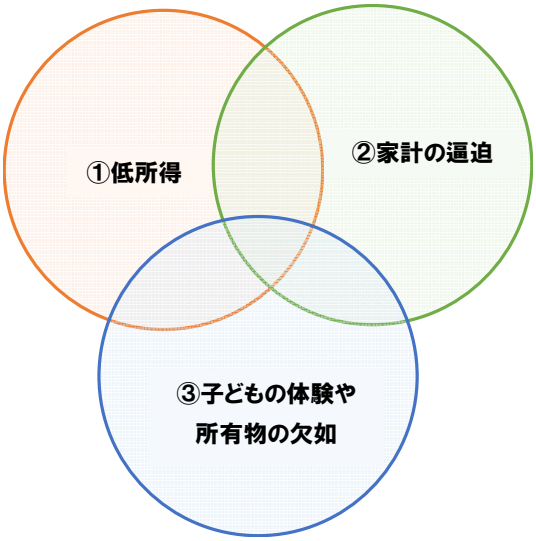

（２）生活困難層の割合

「低所得」や「家計の逼迫」、「子どもの体験や所有物の欠如」の3つの要素のうち2つ以上に該当し、生活困窮層にあると思われる家庭が就学前児童では 2.5%、小学生では 3.6%となっています。

また、いずれか1つに該当するその周辺層までを含めた生活困難層にあると思われる家庭は就学前児童では 18.0%、小学生では 21.8%となっています。

生活困難層の割合

区　分		就学前児童	小学生
生活困難層		18.0%	21.8%
	生活困窮層	2.5%	3.6%
	周　辺　層	15.5%	18.2%
非生活困難層		79.7%	78.2%

※この生活困難層の割合は、低所得世帯の割合は、世帯所得の把握の方法や、可処分所得ではなく当初所得を用いている点などの違いがあるため、厚生労働省「2022（令和4）年国民生活基礎調査」にて公表されている「子供の貧困率」（11.5%）と比較できるものではない。

【就学前児童】

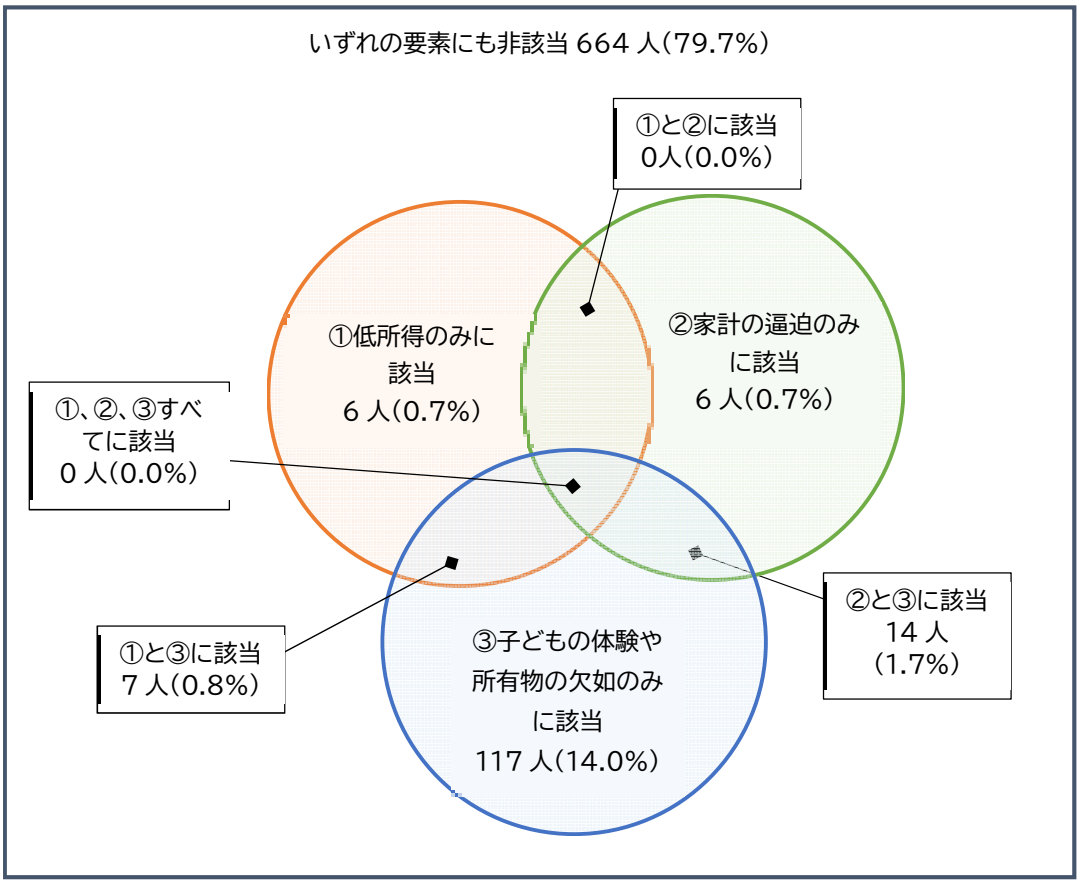

【小学生児童】

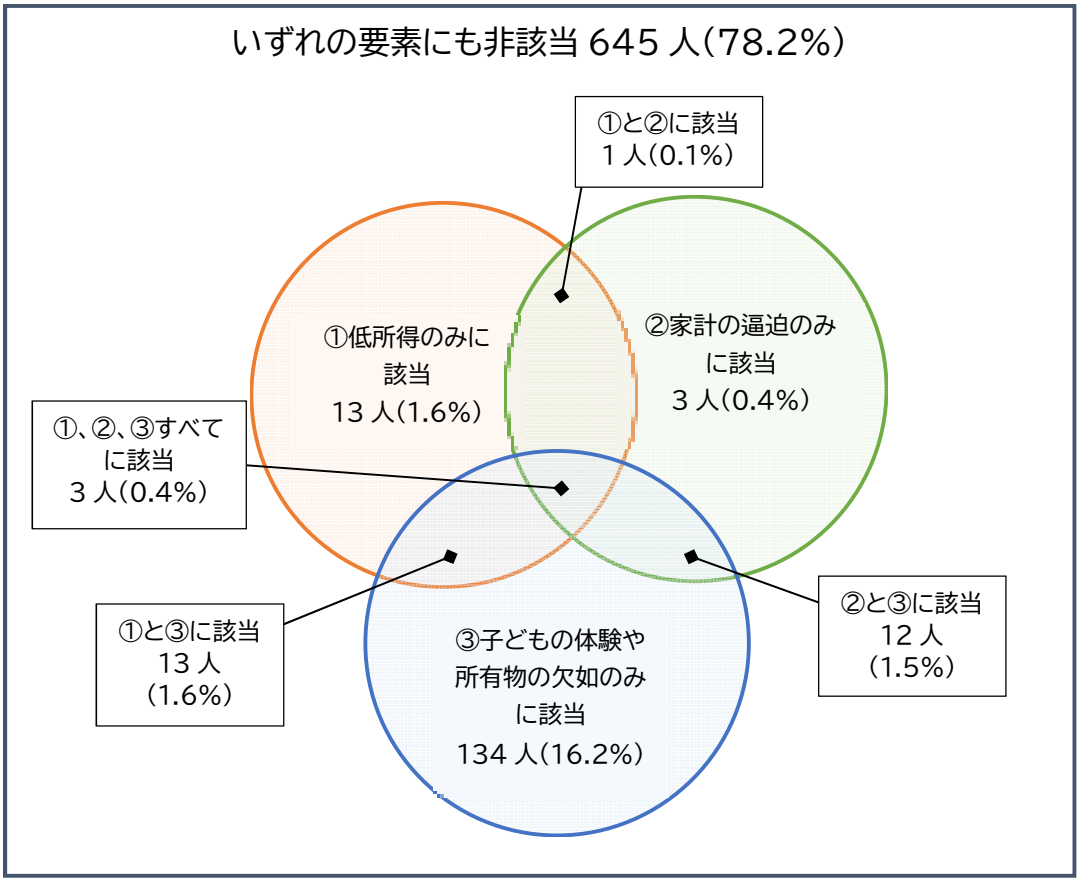
いずれの要素にも非該当 645 人(78.2%)
①と②に該当
1 人(0.1%)
①低所得のみに
該当
13 人(1.6%)
②家計の逼迫のみ
に該当
3 人(0.4%)
①、②、③すべて
に該当
3 人(0.4%)
①と③に該当
13 人
(1.6%)
③子どもの体験や
所有物の欠如のみ
に該当
134 人(16.2%)
②と③に該当
12 人
(1.5%)

コドモン導入スケジュールについて

※1 ファーストステップガイド２（テスト操作編）、ルール作成ワークシート作成
※2 コドモンラボ研修

導入ステップを３段階に分け、余裕を持ったスケジュールで各園の足並みをそろえる形で業務移行を進めます。

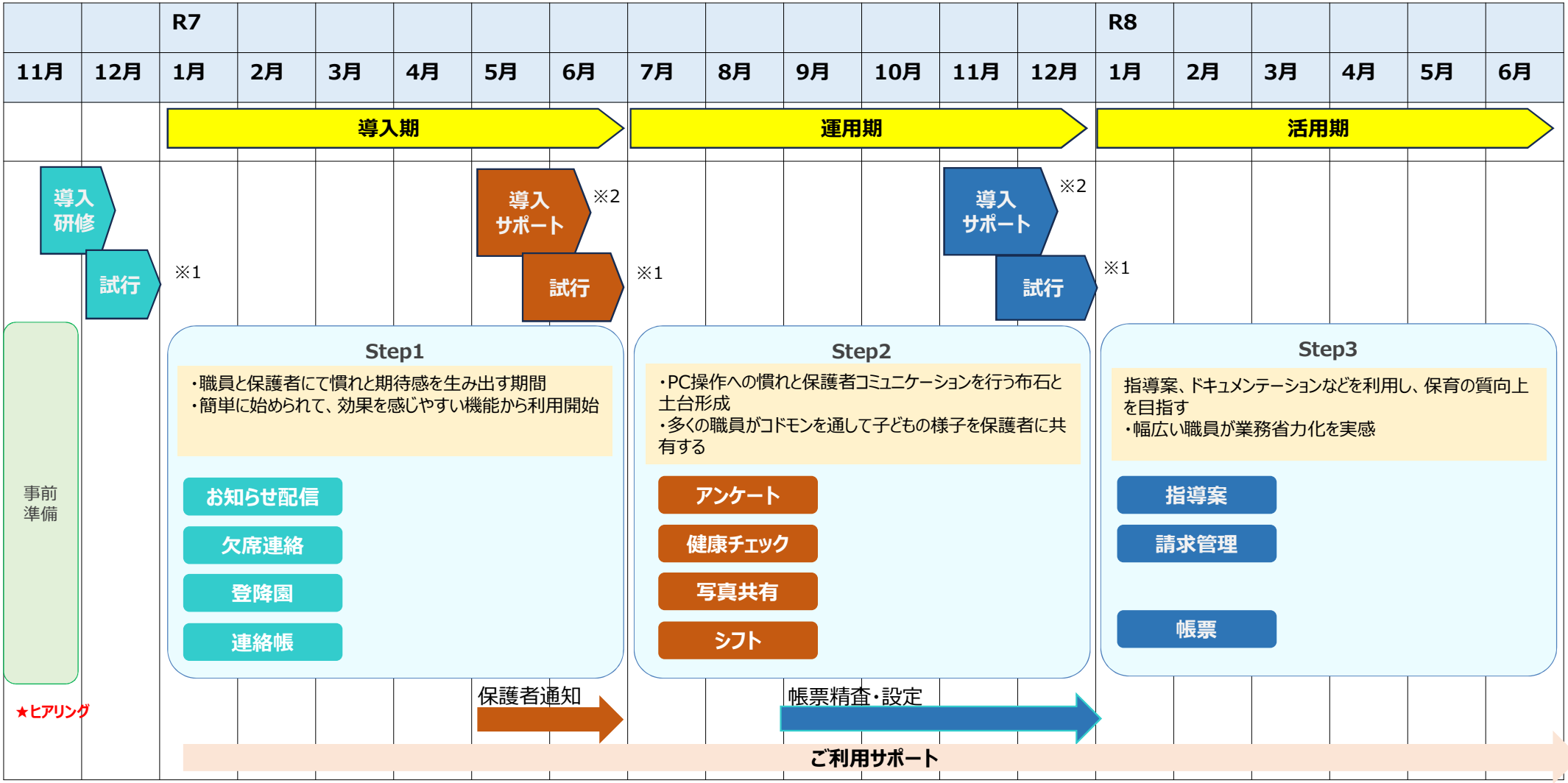

木津川市保育業務支援システム導入業務仕様書

1 基本事項

(1) 件名

木津川市保育業務支援システム導入業務

(2) 目的

木津川市が運営する保育園及びこども園において、保育業務支援システムを導入することにより、利用者の利便性の向上と職員の負担軽減や業務効率化を図り、保育の質向上や職員の就業環境の改善を推進することを目的とする。

(3) 業務内容

導入支援業務：保育業務支援システムの調達や初期設定、操作研修等の委託業務、当年度のシステム利用等

運用支援業務：システム利用や保守等に係る運用業務

(4) 契約期間

導入支援業務：契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

運用支援業務：令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日（長期継続契約）

(5) 対象施設

No.	園名	住所	定員	保育用 ﾀﾌﾞﾚｯﾄ	管理用 ﾉｰﾄPC
1	木津保育園	木津川市木津白口 65	120	9	1
2	木津保育園分園	木津川市州見台 1-1-１ （ガーデンモール木津川内）	21	2	1
3	相楽保育園	木津川市相楽片田 5	150	9	1
4	清水保育園	木津川市木津清水 123-２	30	4	1
5	相楽台保育園	木津川市相楽台 2-11	140	9	1
6	いづみこども園	木津川市加茂町里西鳥口 95	230	17	1
7	南加茂台保育園	木津川市南加茂台 3-2	150	12	1
8	やましろこども園	木津川市山城町北河原古屋敷 41-1	250	17	1
9	木津川市役所	木津川市木津南垣外 110-9	－	1	－

（令和 6 年 4 月現在）

(6) 成果物

・システム操作マニュアル　10 部
・導入計画書　1 部
・導入作業報告書　1 部
・運用計画書　1 部

(7) 留意事項

① 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議の上、対処方法を決定すること。
② 受注者は、別記「個人情報取扱特記事項」をはじめ、関係法令等を遵守すること。
③ 受注者は、業務遂行上知りえた情報及び成果等について、発注者の承認を受けずに、これを本業務以外に使用してはならない。また、発注者の承認を受けずに第三者へ提供または公表してはならない。これは本契約終了後も同様とする。
④ 受注者は、事前に発注者の書面による承認を得ることなく、本事業の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。また、受注者の責任において再委託先の管理・監督を行い、受注者と同等の義務を負わせることについて、再委託先と契約を締結していること。
⑤ 本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、発注者の責めに帰すべきものを除き、受注者の責任において対応すること。
⑥ 本業務の検査を受けた日から起算して 2 年以内に、本仕様の内容に適合しない状態（契約不適合）が確認された場合、受注者の責任において修復等の作業を迅速かつ誠実に実施すること、なお、運用開始後 2 年を経過した後でも、受注者の故意または重大な過失に起因するものについては、上記と同様の扱いとする。

2 システム内容

(1) 概要

・自治体及び施設への十分な導入・運用実績があるシステムであること。
・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP)、または ISMAP と同程度のセキュリティ要件を満たした第三者認証のあるクラウドサービスを利用したシステムであること。
・20Mbps 程度の通信速度（実測値）で安定して動作するシステムであること。
・回線整備、ネットワーク機器・無線アクセスポイント等の設置・設定は、本業務に含まない。

(2) システム要件

別紙「システム要件確認表」のとおり、国のモデル仕様書に準拠すること。「システム要件確認表」の各項目について対応を記入し、提示すること。

3 導入支援内容

(1) スケジュール

導入スケジュールは以下を想定すること。また、導入期間中の試験運用に係る経費（システム利用料等）は受注者が負担するものとする。なお、運用開始後に発生する当年度分のシステム利用料等については、導入支援業務に含めるものとする。

実施内容	日時、期限または期間
導入期間	契約締結日　～　令和 6 年 12 月 28 日
試験運用	令和 6 年 11 月 1 日 ～　令和 6 年 12 月 28 日
運用開始	令和 7 年 1 月中

(2) タブレット等の初期設定支援

① 保育用タブレット、管理用ノート PC について、保育業務支援システムが利用できるよう初期設定を行うこと。

(3) 操作マニュアル

① 運用開始までに操作マニュアルを作成し、提出すること。

② 操作マニュアルは、IT 知識に乏しいものにも理解しやすいよう、画面キャプチャー及びデモ画面を用いて分かりやすく説明すること。

③ オンラインマニュアル（Web マニュアル）も併せて提供すること。

(4) 研修・導入フォロー

① 研修は導入期間内で実施すること。

② 園ごとに異なる業務手順について、システムを利用した手順に統一することを目的に、次のとおり研修を実施すること。

③ 保育業務支援システムを使用するユーザ及び管理者を対象とし、操作及び運用方法の習得を目的とした集合研修を発注者が指定する場所で実施すること。集合研修は園ごとの実施を想定しており、機能全般の説明にとどまらず、保育業務支援システムを利用した運用に移行できるよう、各園の実態に即した個別具体の内容とすること。

④ 園ごとに運用が異なるシフト管理について、保育業務支援システムの機能を利

用した運用に移行するよう支援すること。支援内容は、園のシフト管理担当者向けの研修や個別相談などを想定している。また、本市勤怠管理システムへのデータ取込について、効率的にデータ移行を行うフォーマットファイルを提供すること。

⑤ 延長保育料等の請求管理について、保育業務支援システムの機能を利用した運用に移行するよう支援すること。支援内容は、園の請求管理担当者向けの研修や個別相談などを想定している。

⑥ 帳票作成について、保育業務支援システムの機能を利用した運用に移行するよう支援すること。支援内容は、園の帳票作成担当者向けの研修や個別相談などを想定している。

⑦ 写真販売について、保育業務支援システムの機能を利用した運用に移行するよう支援すること。支援内容は、園の写真販売担当者向けの研修や個別相談などを想定している。

⑧ 導入担当者を設け、利用状況をシステム上で随時確認し、発注者の要求があった場合は、機能別の利用状況一覧を電子データで提供すること。また、利用が停滞している園へのフォローなど導入サポートを適宜行うこと。

⑨ 導入担当者は、地方公共団体への十分なシステム導入プロジェクト経験を有すること。

(5) 初期データ登録等

① システム運用開始時及び年度更新時における園・園児・職員等の情報登録支援を行うこと。また、必要となる初期設定支援を行うこと。

② マニュアル等にデータ登録の方法を記載し、説明会等でも適宜説明を実施すること。

(6) 保護者向け案内

① 運用開始1か月前までに保護者案内を作成し、提出すること。

② 案内は、極力専門用語を用いず、保護者にも理解しやすい記述とし、実際の画面キャプチャー等を用いて分かりやすく説明すること。

③ 案内は電子データで提供すること。

4 運用保守内容

(1) システム運用期間

24時間365日とする。ただし、システム保守等のため運用停止が必要な場合は、事前に発注者に申し入れること。

(2) ヘルプデスク

① 園及び発注者からの問い合わせに対応するため、事業者向けヘルプデスクを設置すること。
② 事業者向けヘルプデスクは電話からの問合せを可能とし、オペレーターが対応すること。また、メール等による問い合わせにも対応すること。
③ 電話からの問い合わせは、平日 8 時 30 分～18 時で受付すること。メール等による問い合わせは、24 時間受付すること。
④ 保護者からの問い合わせに対応する保護者向けヘルプデスクを設置すること。また、メール等での問い合わせを可能とし、24 時間受付とすること。

(3) 運用サポート

利用が停滞している園へのフォローなど運用サポートを適宜行うこと。

(4) 障害対応

① 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。
② 障害が発生した場合は速やかに園及び発注者に報告すること。
③ 発注者の求めにより必要に応じて、情報の採取、データ整合性調査、データ復旧等を行うこと。

(5) システム保守

① システムのバージョンアップ（機能改善、バグ対応等）を定期的に実施すること。
② クライアント OS やブラウザ等のバージョンアップに随時対応すること。
③ 国の関係法令等に従い、システムのメンテナンスを行うこと。
④ 上記バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本業務に含むものとする。

(6) 業務引継ぎ

① 契約終了時には、発注者及び新たに事業者となるものに対して業務の円滑な引継ぎに必要な作業を支援すること。
② データ移行等が発生する場合は、全てのシステムについて移行のために必要となるデータを汎用的なデータ形式に加工し提供すること。
③ 契約終了時には、クラウドサーバ内及びバックアップデータの消去作業について、論理的に完全消去を行った上で、データ消去証明書を提出すること。
④ 上記の作業については、追加の費用が発生することなく対応すること。

別記

個人情報取扱特記事項

（基本事項）

第１　この契約による事務の処理の委託を受けた者（以下「乙」という。）（乙が木津川市（以下「甲」という。）の承諾を得て第三者に個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合、その委託先を含む。（委託先が乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。））は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適切に行わなければならない。

（安全管理措置）

第２　乙は、個人情報の漏えい、滅失、または毀損（以下「漏えい等」という。）を防止するために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

第３　乙は、この契約による個人情報をみだりに他人に知らせ、または目的外に利用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

（従業者の監督）

第４　乙は、この契約による事務に従事している者（以下「従業者」という。）に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止する等必要かつ適切な監督を行わなければならない。

２　乙は、従業者が退職する場合は、当該従業者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書を提出させた上で、在任または在職中に知り得たこの契約による個人情報の返還または破棄を義務付けるものとする。

（再委託の禁止）

第５　乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による個人情報の取扱いの全部または一部を第三者に委託してはならない。

（複写、複製の禁止）

第６　乙は、あらかじめ甲の指示または承諾があった場合を除き、この契約による個人情報が記録された資料等の複写または複製をしてはならない。

（漏えい等発生時の対応）

第７　乙は、この契約による個人情報の漏えい等の発生を認識し、または発生したおそれがあると判断したときは、直ちに発注者に報告するとともに、漏えい等の拡大または再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の返還）

第８　乙は、業務が終了したときまたはこの契約が解除されたとき若しくは甲の指示があるときは、甲から取扱いを発注された個人情報（その複製物を含む。）の全部ま

たは一部を発注者に返還し、または消去しなければならない。

（損害賠償）

第９　乙は、自己の責めに帰すべき事由により個人情報の漏えい等が発生し、甲に損害を生じさせた場合、甲に対して、その損害を賠償するものとする。

（定期的報告）

第１０　乙は、第２から第６までの事項に関し、甲に定期的に報告を行うこと。

（監査等の指示）

第１１　甲は、乙に対する書面による事前の通知により、乙の個人情報の管理体制や管理状況等を確認するために、必要な限度において、報告、資料の提出または監査の受入れを請求できるものとする（再委託先の監査等に関する事項を含む。）。この場合において、乙は、事業の運営に重大な支障が生ずる場合、その他の正当な理由がある場合を除き、甲の請求に応じるものとする。

令和６年度外部評価　論点整理

項目名：実現戦略㉚ふるさと納税の更なる増強・企業版ふるさと納税の活用促進

（担当課：観光商工課）

論　　点	（１）ふるさと納税に係る体制について （２）納税額及び流出額について （３）企業版ふるさと納税について （４）その他、実現戦略に関する事項

（１）ふるさと納税に係る体制について

【検討体制】	
論点・課題等	担当課見解
ふるさと納税返礼品やあり方の検討体制はどうなっているのか。現状分析やそれに基づく対策、その実行体制などを示してほしい。	ふるさと納税制度については、総務省が示す制度設計に基づき、返礼品の登録をはじめとする運営を行っています。 主な現状分析は、各ポータルサイトのマーケティングリサーチで、それに基づく対策として返礼品の開発やポータルサイトへの掲載方法の見直し等を行っているところです。 実行体制は、市の職員１名、ふるさと納税に係る中間業務委託事業者２社（シフトプラス㈱、㈱さとふる）、各ポータルサイト事業者（楽天グループ㈱、㈱さとふるなど）が連携し対応しています。

【事務体制】	
論点・課題等	担当課見解
寄付額の増加により、事務負担も大きくなったと推測するが、ふるさと納税に関する事務にどのように対応しているのか、効率化の工夫などはあるか。	返礼品の発送やポータルサイトへの掲載等の中間業務に係る事務については以前から業務委託しているほか、ワンストップ特例申請の発送事務及び電子化等の業務を追加で委託することで、事務負担の軽減や効率化を図っています。

【業務委託】	
論点・課題等	担当課見解
令和４年度に実施したふるさと納税業務に係る公募型プロポーザルに係る委託内容はどのようなものか。	主な業務内容は以下のとおりです。 ・ポータルサイト管理業務 ・返礼品等のページデザインに関する業務 ・広報業務 ・返礼品の管理に関する業務 ・返礼品出荷依頼業務 ・返礼品協賛事業者等からの問合せ対応業務 ・各種分析に関する業務 ・その他、当市ふるさと納税の推進に関する業務　等

（２）納税額及び流出額について

【増加理由、要因分析】	
論点・課題等	担当課見解
今年度実施した取組のうち、ふるさと納税寄附額の大幅増に貢献したと考えるものと、その具体的な理由は何か。	個人版ふるさと納税については、ポータルサイトへの掲載方法の見直し、返礼品の追加（同じ返礼品についても容量違いの追加や定期便の追加など）やスピード発送（寄附後、すぐに返礼品が届く）などを行ったことにより、より柔軟な返礼品の提供が行え、寄附額増額に繋がったと評価しています。 企業版ふるさと納税については、首都圏を中心に企業版ふるさと納税の市のＰＲ活動を行ったこと、また、企業版ふるさと納税を活用したマッチングサービス（企業と自治体の間を繋ぐプラットフォーム）を２社（㈱ＪＴＢ、㈱カルティブ）導入したことが寄附額増額に繋がったと評価しています。
令和５年度に企業版を含めたふるさと納税が大きく増加した要因をどのように分析しているのか。	

【流出額との対比】	
論点・課題等	担当課見解
市民の他自治体へのふるさと納税による税収逸失額は。	令和６年度 309,768,067 円

（3）企業版ふるさと納税について

【計画・スケジュール】	
論点・課題等	担当課見解
企業版ふるさと納税の営業先について、どのような計画をもって進めているのか、優先順位等があれば示してほしい。	企業版ふるさと納税については、関西圏の企業については随時、首都圏の企業については年間 80 社を訪問する計画となっています。優先順位については、当該制度が令和 6 年度で終了見込みであったことから、本社が集中する首都圏の企業を優先してきました。訪問する企業の選定条件は、主に他自治体への寄附実績の有無、京都府又は本市への所縁の有無、当市の地域再生計画と訪問先企業のＣＳＲ活動との相性等から選定しています。
企業版ふるさと納税に係るターゲットを都内だけでなく、他の大都市に波及していく考えはあるか。	都内には、日本の企業の約 4 割が集積していること、また、資本規模の大きい企業が多くあること等の理由から第一優先としています。他の大都市への波及については、関西圏の企業は随時、その他大都市については今後検討する予定です。

【経費】	
論点・課題等	担当課見解
企業版ふるさと納税に係る人件費を除く直接経費は。	令和 5 年度 旅費：801,950 円 消耗品費：38,474 円 委託料：11,000 円 合計：851,424 円

（4）その他、実現戦略に関する事項

論点・課題等	担当課見解
ふるさと納税を市の活性化につながるものとして捉え、名産品の発掘や広報など単なる返礼品競争にならない工夫や取組は。	単なる返礼品競争に陥らないために、以下の取組を推進しています。これらに取り組むことで、ふるさと納税が単なる返礼品競争にとどまらず、地域活性化の重要な手段として機能すると考えています。 1. 地域の魅力を伝える仕組みを構築 ・ 名産品ストーリーの発信（絆人） ・ 体験型の返礼品（山城町森林公園入園券）
今後のふるさと納税の一層の魅力発信に向けた具体的な取組は。	

	2. 地元事業者との連携強化 ・ 新たな名産品の開発（新商品開発） ・ 地元企業の販路拡大（京都⇔東京の販路開拓） ・展示会等への出展（物産展） 3. 寄附者との継続的な関係構築 ・ 寄附者向けの限定情報提供（楽天メールマガジンを活用したイベント等情報配信） ・ 寄附報告会開催 4. 地域課題の解決につながるプロジェクト型の仕組み ・ 寄附金の使い道の用途の透明化（感謝状） ・ プロジェクト型ふるさと納税（クラウドファンディング） 5. 地元住民を巻き込む取組 ・ 住民参加型の返礼品選定(お節料理) ・ 生産者や著名人の活用（自転車体験） 6. 広報戦略の強化 絆人の作成や楽天メールマガジンの発信
ふるさと納税に係る具体的な目標数値は。	現在の実質流出額を補えることを目指しています。具体的な目標値は設定していませんが、寄附額の状況等を含めて検討していきたいと考えます。
ふるさと納税に係る経費中、広報（1,949 千円）と事務費用等（15,078 千円）の内訳は。	令和 5 年度 広報（1,949 千円）：絆人の作成（2 回：各 5,000 部、575 千円）、楽天サイトにおける RPP 広告（1,374 千円） 事務費用等（15,078 千円）：サイト掲載手数料＋中間業務手数料（13,541 千円）ワンストップ特例及び受領証明書の対応及び発行（1,537 千円）
人気の返礼品は（１０品）。	※令和 6 年 12 月 24 日時点 ①【大盛九条ネギ】塩ダレ牛タン 500g 株式会社 Food で plus　　732 件 ②京都府産牛乳使用！『京都みるくサンドクッキー』6 個入 京都ミルクマイスター（株式会社寿香寿庵）

	446 件 ③＜京都 木津川市＞オリジナルクッキー缶 ｋｏｕｂｏｕ　ｆａ－ｍｕ　437 件 ④【大盛九条ネギ】塩ダレ牛タン 250g 株式会社 Food で plus　435 件 ⑤「伊右衛門」のふるさと木津川市より　お茶詰合せセット（6～8 品） 宇治の露製茶株式会社　373 件 ⑥市産ブルーベリー（1kg） 山口ブルーベリー園　276 件 ⑦とんこつラーメン４人前 無鉄砲総本店生ラーメン スープ 麺 無鉄砲総本店　246 件 ⑧【スピード発送】最短 7 日以内発送！！ 【大盛九条ネギ】塩ダレ牛タン 500g 株式会社 Food で plus　227 件 ⑨美抹茶 どらやき 5 個入 京都 長盛堂　御菓子司 長盛堂　148 件 ⑩菓子詰め合わせ松竹梅(梅) 京都 長盛堂 長盛堂　135 件
新たな返礼品の発掘や新商品の開発とあるが、具体的な取組は。	1. 地域資源の再発見と活用 ・ 地域の農産物を活用した特産品の開発（6 次産業化商品） ・ 地域独自の文化や技術を活かした商品（京織襖紙） 2. 地域住民や企業との連携 ・ 地元企業や農家との共同開発（共同開発商品） 3. 「体験型」商品やサービスの導入 ・ 観光体験や地域活動を組み合わせた商品（体験型商品） ・ 地域独自のイベント体験を商品化（有料観覧席）

追加資料	①ふるさと納税における過去５年間の収支結果 ②木津川市ふるさと納税中間業務 ⇒令和５年度に実施した「木津川市ふるさと納税中間業務」公募型プロポーザルにより『シフトプラス株式会社』と契約。

追加資料①

ふるさと納税における過去５年間の収支結果

	個人版ふるさと納税に係る寄附額（A）	個人版ふるさと納税に係る経費額（B）	個人版ふるさと納税に係る流出額（C）※１	交付税額（D）※C×75%	収支（A-B-C＋D）
令和５年度	101,631,000	50,804,749	309,768,067	232,326,050	-26,615,766
令和４年度	56,988,469	24,930,738	283,069,148	212,301,861	-38,709,556
令和３年度	35,155,050	15,456,272	242,504,082	181,878,062	-40,927,243
令和２年度	25,090,000	9,302,684	198,309,932	148,732,449	-33,790,167
令和元年	20,040,000	6,603,073	158,102,019	118,576,514	-26,088,578

※１　個人版ふるさと納税に係る流出額（C）については、寄附を行った年によって発生した流出額となるため住民税賦課年度ー1年度の欄に記入しています。
（例：令和6年度住民税に係る流出額（令和5年中に行った寄附により算出）については、令和5年度流出額の欄に記載）

木津川市ふるさと納税中間業務仕様書

１　業務名

木津川市ふるさと納税中間業務

２　業務の目的

本業務は、ふるさと納税制度を活用し、木津川市の取組に共感し応援してくださる寄附者を増やすとともに、返礼品の提供を通じて当市及び当市の特産品等の魅力を広く発信するため、寄附の募集、寄附情報の管理、返礼品の発注・発送管理・新規開拓等の業務を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。

３　委託期間

令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

４　業務内容

受託者は、別記３に示すポータルサイトに関して、次に掲げる業務を履行するものとする。

（１）　寄附申込及び寄附情報の管理に関する業務
（２）　ふるさと納税ポータルサイトの運用管理に関する業務
（３）　返礼品提供事業者への返礼品の発注及び返礼品配送管理に関する業務
（４）　寄附者からの問い合わせへの対応に関する業務（コールセンター業務）
（５）　寄附金受領証明書等書類の発行及び発送に関する業務
（６）　新たな返礼品の開発・提案及び本市ふるさと納税のプロモーションに関する業務
（７）　返礼品提供事業者への支援に関する業務
（８）　各種分析に関する業務
（９）　ワンストップ特例申請受付業務
（１０）その他ふるさと寄附推進に関する業務

５　業務詳細

（１）　寄附申込及び寄附情報の管理に関する業務

ア　寄附申込情報の取込、管理を行うこと。

イ　ポータルサイトを経由した寄附以外（ＦＡＸ、メール、電話等での申込等）についても対応し、その寄附情報をシステムに反映させること。

（２）　ふるさと納税ポータルサイトの運用管理に関する業務

ア　ポータルサイトを経由した寄附の申込に対応すること。

（ア）ポータルサイトで申し込まれた寄附金及び決済された情報等を、寄附管理システムに取り込むとともに入金状況等を管理すること。

（イ）ポータルサイト上の自治体ページの修正・更新・保守管理（返礼品の更新、返礼品の在庫管理等、年度切り替え時を含む）を行うこと。

（ウ）ポータルサイトに返礼品情報を掲載すること。特に、返礼品ページの写真、詳細ページ作成の際には工夫を凝らし、市及び市の返礼品の魅力や返礼品協賛事業者が返礼品に込めた想いが寄附者に十分に伝わるよう必要に応じてデザインを施すこと。また、併せてSEO（検索エンジン最適化）対策を行うこと。

（エ）ポータルサイト上の自治体ページ以外にも、各バナー及び返礼品のサムネイル画像の作成、メールマガジンの配信等の運営管理を行うこと。なお、運営管理にあたっては、常に最新のトレンドを把握し、本市への情報提供及び協議のうえ、魅力的な運営管理に努めること。

イ　ポータルサイトの新規追加またはリニューアルを行う場合、その対応を行うこと。

ウ　各ポータルサイトが提供するサービス機能（ＰＲ、データ集計、オススメ表示、メールマガジン、寄附者アンケート等）について、市と協議の上、積極的な活用を図ること。

カ　市からの依頼に基づき、サイト上の情報ページの作成及び修正、更新について、迅速に対応すること。

（３）　返礼品提供事業者への発注及び返礼品配送管理に関する業務

ア　返礼品提供事業者への発注は、寄附金の入金が確認でき次第、速やかに出荷依頼手続きを行える体制となっていること。

イ　返礼品提供事業者との連絡を密にするとともに、返礼品の配送が円滑に行われるよう必要な措置を講じること。

ウ　返礼品の配送状況を管理するとともに、天候不良、大型連休等の事前対応や配送遅延または返礼品の破損等、配送に係るトラブルや返礼品に対するクレーム等が生じた場合は寄附者等への対応を行うこと。

エ　返礼品の発送予定、発送完了等について、寄附金の申し込みから返礼品の到着までに関する情報を確認できるようにすること。

オ　返礼品の安定的供給及び品質の確保については、返礼品提供事業者との調整及び指導を十分に行い、返礼品の送付に支障がないようにすること。

カ　月に１回以上、未発注の返礼品及び未出荷の返礼品が無いか、調査を行うこと。

（４）寄附金受領証明書等書類の発行及び発送に関する業務

ア　受託者は、寄附金受領証明書、お礼状、寄附金税額控除に係る申告特例申請書（記入例含む）等必要書類の印刷を行い、寄附金の入金確認後２週間以内に寄附者の指定する送付先へ郵送すること。

イ　郵便料は発注者が負担する。

（５）　寄附者からの問い合わせへの対応に関する業務（コールセンター業務）

ア　寄附者からの問い合わせに対して、適切な対応が出来る体制となっていること。

イ　寄附者からの問い合わせ専用コールセンターを設置し、専用の電話番号、ＦＡＸ番号、メールアドレスを設定すること。

ウ　問い合わせ先の対応時間は、原則として、祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前９時から午後６時までとする。

エ　コールセンターにおいて、ふるさと納税制度の全般、申込、返礼品の手配、寄附のキャンセル、発送した返礼品に対する寄附者からの問合せ対応、発送した返礼品が原因となるトラブルが発生した場合の対応を行うこと。

オ　対応した苦情・事故の内容及び対応状況については、都度システムに記録するとともに必要に応じて市へ報告すること。

カ　緊急及び重要な問合せ案件の場合には、速やかに市に報告し、市と受託者の協議の上で対応すること。

（６）　新たな返礼品の開発・提案及び本市ふるさと納税のプロモーションに関する業務

ア　本市の魅力やふるさと納税、返礼品のＰＲを、ポータルサイトを含めメールマガジンなど各種媒体を活用して効果が最大化につながるよう提案・運営を行うこと。なおメールマガジンは月１回以上提案し、配信すること。

イ　各ポータルサイトでの特集の企画や記事等の作成を行うこと。

ウ　本市の魅力を伝えることができる返礼品の企画、提案をすること。また、市と協力し、新たな特産品の発掘や体験型メニューの提案などに積極的に努めること。なお、返礼品の採用については、本市で決定する。

エ　既存返礼品のブラッシュアップ等のコンサルティングを行うこと。

（７）　返礼品提供事業者への支援に関する業務

ア　ポータルサイトでのより効果的な返礼品の掲載・PR 方法等を指導及びサポートすること。

イ　ふるさと納税管理システムの使用におけるサポートを行うこと。

ウ　特産品の提案や発送業務に関するサポートを行うこと。

エ　その他、返礼品提供事業者の育成に関する取り組みを行うこと。

オ　緊急及び重要な問合せ案件の場合には、速やかに委託者に報告し、委託者と受託者の協議の上対応すること。

（８）　各種分析に関する業務

ア　　ポータルサイト別の寄附実績について、対前年比較による分析を定期的に行い、業務改善に努めること。

イ　　返礼品のアクセス数や転換率などの分析を定期的に行い、業務改善に努めること。

ウ　　その他、業務の推進に関わることについて分析を行い、業務改善に努めること。

（9）　ワンストップ特例申請受付業務

ア　ワンストップ申請書の受領・開封

ワンストップ申請を希望する寄附者より提出されたワンストップ申請書類の開封を行い、内容物の確認を行うこと。

※他自治体の申請書や申請書類以外のものが混入していないか精査すること。

イ　ワンストップ申請書の必要記載事項と添付書類の確認

マイナンバーカードの写しや本人確認書類等の添付書類が、別に定める必要書類として不足がないか確認し、ワンストップ申請書の記載内容との照合を実施すること。

ウ　ワンストップ申請不備者への対応

イの実施後、内容が異なる場合や必要な添付書類に不足がある場合は不備とし、対象者へ内容の案内及び事後の対応を実施すること。

エ　ワンストップ申請受付に関する管理システムへの反映

受付を行ったワンストップ申請に関する情報は、市の管理システムへ寄附者情報と一致させる形で反映させること。

オ　マイナンバーの入力・管理

受付を行ったワンストップ申請書に基づく寄附者のマイナンバーについて、外部とネットワークが遮断された環境下において寄附者情報と一致する形で電子データ化し、管理を行うこと。

カ　ワンストップ申請者情報の名寄せ

マイナンバーを含むワンストップ申請者の情報については、同一人物において複数存在することも考えられるため、名寄せ処理を行うとともに、その過程において、エラーが発生する際は、その対応を市と協力して実施すること。

キ　申告特例通知書の作成・送付

名寄せ処理が完了したワンストップ申請に係る情報について、関係する自治体に対し総務省令で定められている申告特例通知書データを作成し、納品すること。

ク　ワンストップ申請書類の整理

受付を行ったワンストップ申請書類については、寄附情報と紐づけるための管理番号を附番し、その管理番号順に整理の上、寄附情報から容易に申請書類がピッキングできる状態にしておくこと。

（１０）その他ふるさと寄附推進に関する業務

ふるさと納税に関するサービスで活用できるものがあれば提案すること。

6　業務の報告

実績報告委託者が必要と認める業務内容について、月報を作成し、委託者に報告すること。 月に１回以上当市を訪れ、返礼品協賛事業者の訪問や委託者との打合せを行うこと（オンラインによる報告も可とする。）。ただし、委託者が不要とした場合はこの限りでない。

7　必要事項の補充

本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務履行上当然と認められる事項については、受託者の責任において補充するものとする。

8　秘密の保持

受託者は、本業務の履行中に知り得た秘密情報（委託者が秘密と指定する全ての情報）及び秘密情報に関する資料（以下、「秘密情報等」という。）に関し、次に掲げる事項を遵守し適正に取り扱わなくてはならない。

（１）木津川市個人情報保護条例の遵守

（２）目的外利用及び外部提供の禁止

受託者は、秘密情報等を自社内限りで、本業務の実行においてのみ使用できるものとする。秘密情報等は厳重に管理し、委託者における事前の書面による承諾なしには、これらの秘密情報等の全部又は一部を第三者に開示できない。

（３）複写及び複製の禁止受託者は、秘密情報等を委託者の文書による承諾なしに複写及び複製してはならない。

（４）秘密情報等の保持

受託者は、秘密情報等を厳重に保持するために不在時は事務所及び保管場所等を施錠し、また、万一の災害を想定して必要な予防措置を自ら講ずるものとする。

（５）秘密情報等の返却

受託者は、委託者から書面による秘密情報等の返却の要求があった場合には、委託者が指定する日までに、該当する秘密情報等を全て返却しなければならない。また、秘密情報等を基に作成された全ての資料においては、委託者に引き渡すか破棄することとし、その事実を証明する書面を提出することとする。

（６）運搬責任

秘密情報等の運搬は、委託者の指定した方法により受託者の責任で行うものとする。また受託者は、運搬中における秘密情報等の紛失事故等がないよう必要な対策を自ら講ずるものとる。

（７）事故報告義務等

受託者は、本業務の履行において取り扱う秘密情報等に関し、漏洩、紛失、改ざん等の事故が発生したときは、必要な措置を講じるとともに、その状況を委託者に報告し、その指示に従うものとする。

（８）監査

受託者は、本業務の履行において取り扱う秘密情報等に関し、委託者及び第三者による立入監査を受けることとする。

8　情報セキュリティの確保

本業務の履行に際し、個人情報を含む全ての情報の取り扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故から保護するため、「個人情報の保

護に関する法律」及び「木津川市個人情報保護条例」の趣旨を踏まえ、適切な管理を行わなくてはならない。

9　寄附情報の保存

受託者は、委託業務に関する資料を書面または電磁的記録により、一定期間保存すること。

１０　報告及び検査

本市は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の履行状況その他必要事項について報告を求め、または検査を行うことができるものとする。受託者は、市から求めがあった場合には、誠実に対応しなければならない。

１１　その他の事項

（１）　受託者選定時に提案した内容を遵守し実施すること。

（２）　ふるさと納税に関する法令、総務大臣通知を遵守すること。

（３）　地方自治法、同法施行令、木津川市契約事務規則等の関係規程に従うこと。

（４）　ふるさと納税制度が改正され対応を要する場合は、誠実に協議に応じ対応すること。

（５）　受託者が作成した画像及び返礼品撮影・事業者取材等で撮影した写真データ等の著作は、市が保有する。

（７）　事業実施に当たり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに市に連絡すること。

（８）　本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、別途協議する。

別記２

委託料算出根拠

１　木津川市ふるさと寄附推進業務委託に係る委託料算出割合

内容		委託料単価 （消費税及び地方消費税相当額を除く。）
委託料率 （別記３に示すポータルサイトの寄附）		寄附金額の４．０％以内
ワンストップ特例受付 オンライン申請	１件あたり	１１０円
ワンストップ特例受付 紙申請	１件あたり	１８０円

委託料には、消費税および地方消費税相当額が含まれないものとする。

別記３

管理ポータルサイト

１　対象ポータルサイト一覧

ポータルサイト名称	運営会社
ふるさとチョイス	株式会社トラストバンク
楽天ふるさと納税	楽天株式会社
ふるなび	アイモバイル株式会社
セゾンのふるさと納税	株式会社クレディセゾン
auPAY　ふるさと納税	KDDI 株式会社 au コマース＆ライフ株式会社
JREMALL ふるさと納税	東日本旅客鉄道株式会社

※履行期間中にポータルサイトの増減があった場合も委託料は変更しない。

令和６年度「第４次行財政改革行動計画」外部評価シート

（令和７年１月２４日（金）ヒアリング実施）　評価者：＿＿＿＿＿＿＿＿

戦略番号	２２	実現戦略名	市民参画による公共施設マネジメントの推進
担当課	財政課、行財政改革推進室、教育総務課、こども未来課	主な関係課	施設所管課
実施内容	公共施設の多くは、学校施設や地域コミュニティの拠点、スポーツ、生涯学習の場となるなど、多様な役割を担っていることから、公共施設マネジメントを推進するにあたっては、市民の理解と納得感を得ることが重要となります。財務書類等による客観的なデータと評価の公表によって、課題や危機感等を共有しながら、今後の社会情勢や利用者ニーズの変化、地域性などを踏まえ、将来視点に立ったワークショップの開催や意向調査などの結果を踏まえて、方向性を検討するなど、市民と共に取組みを進めます。		

１．４つの項目に対する評価

（各評価欄の「適当」、「要改善」のいずれかをチェック）

○目標設定（妥当性：行動内容・行動計画を踏まえた目標設定となっているか）	
（評価欄） ☐ 適　当 ☐ 要改善	（意見等）
○取組実績（適切なプロセス：目標達成に向けた取組ができたか、手順等は適切であったか）	
（評価欄） ☐ 適　当 ☐ 要改善	（意見等）
○取組効果（有効性：計画達成に向けた取組効果は十分か、その内容は有効であるか。）	
（評価欄） ☐ 適　当 ☐ 要改善	（意見等）
○今後の方向性（妥当性：課題等を踏まえた今後の取組方針に問題はないか）	
（評価欄） ☐ 適　当 ☐ 要改善	（意見等）

２．最適化の視点に対する評価

（○：適当、△：やや不十分、×：不十分　のいずれかを評価欄に記入）

市民の視点	（サービスの受け手である市民の目線で考えることができたか）
□　適当 □　やや不十分 □　不十分	（意見等）
未来の視点	**（将来の姿を描き、そこから考えて行動することができたか）**
□　適当 □　やや不十分 □　不十分	（意見等）
経営の視点	**（民間の優れた手法等を取り入れた行政運営を行うことができたか）**
□　適当 □　やや不十分 □　不十分	（意見等）

３．総合評価

○市の内部評価

取組進捗度（定性評価）	○	計画に定めた目標を達成した。

※定量評価に係る指標等設定なし

外部評価結果（「適当」、「過大な評価」、「過少な評価」のいずれかをチェック）	
（評価欄） □　適当 □　過大な評価 □　過少な評価	（総括意見等）

令和６年度「第４次行財政改革行動計画」外部評価シート

（令和７年１月２４日（金）ヒアリング実施）　評価者：＿＿＿＿＿＿＿＿

戦略番号	３０	実現戦略名	ふるさと納税の更なる増強・企業版ふるさと納税の活用促進
担当課	観光商工課	主な関係課	財政課、農政課、学研企画課
実施内容	ふるさと納税の寄附の拡大を図るため、新たな返礼品の発掘や新商品の開発と、参加事業者や異業種とのマッチングなどに取り組むほか、制度を活用した市内事業者の魅力創出によって、地域経済の活性化とまちづくりのための財源確保を図ります。また、これまで関西文化学術研究都市として多くの企業を誘致してきたところ、そういった本市の取組みに賛同いただける企業に対して法人関係税の一部税額控除される企業版ふるさと納税のメリットを伝え、地方創生の取組みを推進します。		

１．４つの項目に対する評価

（各評価欄の「適当」、「要改善」のいずれかをチェック）

○目標設定（妥当性：行動内容・行動計画を踏まえた目標設定となっているか）	
（評価欄） ☐ 適　当 ☐ 要改善	（意見等）
○取組実績（適切なプロセス：目標達成に向けた取組ができたか、手順等は適切であったか）	
（評価欄） ☐ 適　当 ☐ 要改善	（意見等）
○取組効果（有効性：計画達成に向けた取組効果は十分か、その内容は有効であるか。）	
（評価欄） ☐ 適　当 ☐ 要改善	（意見等）
○今後の方向性（妥当性：課題等を踏まえた今後の取組方針に問題はないか）	
（評価欄） ☐ 適　当 ☐ 要改善	（意見等）

２．最適化の視点に対する評価

（○：適当、△：やや不十分、×：不十分　のいずれかを評価欄に記入）

財政健全化の視点	（財政規律・指標等に基づく財政運営を行うことができたか）
□　適当 □　やや不十分 □　不十分	（意見等）

３．総合評価

○市の内部評価

取組進捗度（定性評価）	○	計画に定めた目標を達成した。			
達成度（定量評価）	ふるさと納税寄附額（千円）				S
	現況値（R4）	56,988	実績値（R5）	101,631	
	企業版ふるさと納税寄附額（千円）				A
	現況値（R4）	10,300	実績値（R5）	20,800	

外部評価結果（「適当」、「過大な評価」、「過少な評価」のいずれかをチェック）	
（評価欄） □　適当 □　過大な評価 □　過少な評価	（総括意見等）